

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

寺集 I = 女と男の経済学

柴田悦子 久米弘子 角田修一

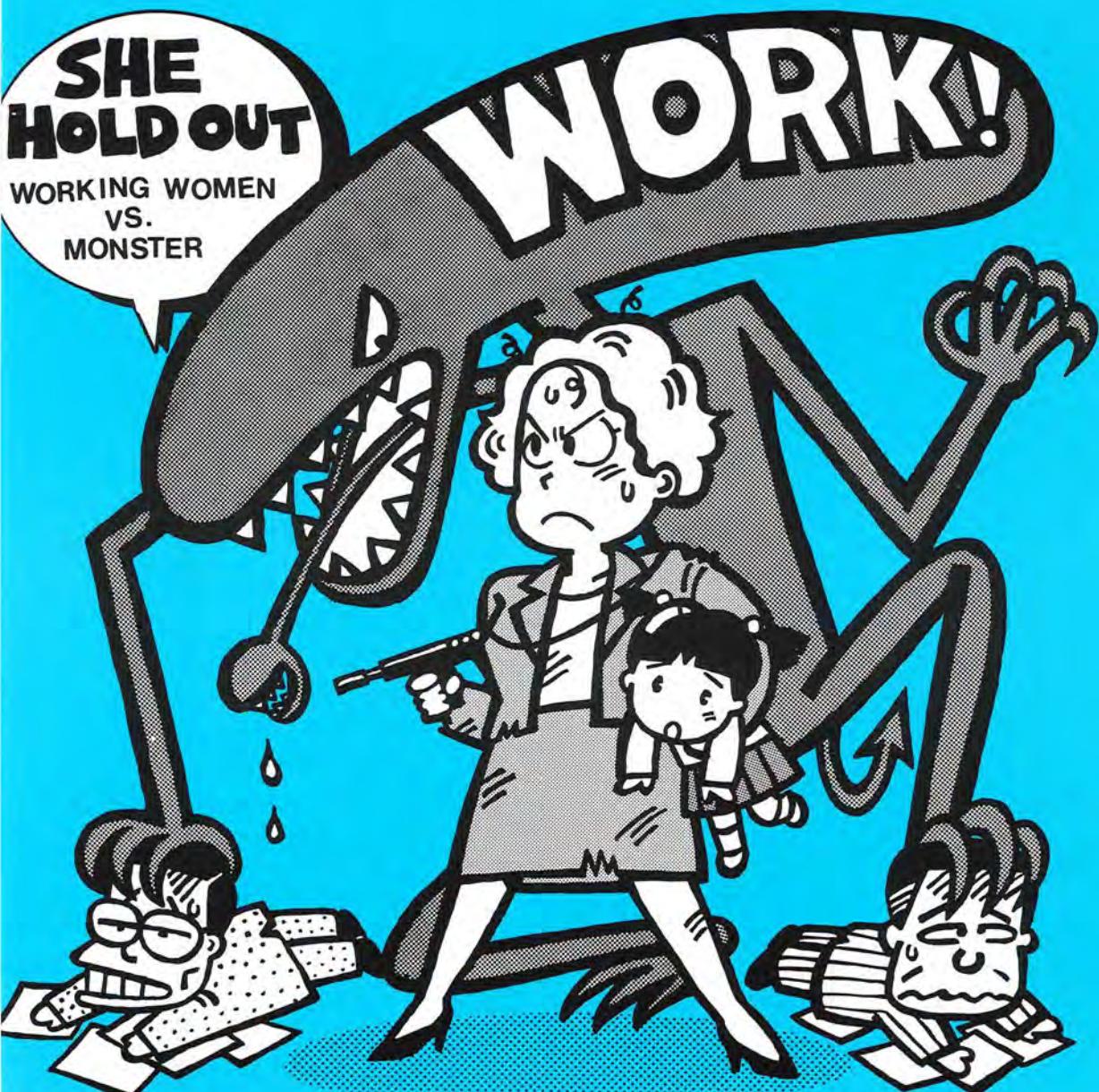
寺集 II = 現代日本資本主義論争に向けて

伊藤 誠 十名直喜 篠田武司

67

1991年
7月

1981年5月20日
第4種郵便物認可
I S S N 0385-065 X



『経済科学通信』バックナンバー（第20号～第65号）のご案内

20	働く者の経済学研究と資本論	1977年10月
21	技術・産業論研究入門	78年2月
22	労働問題研究の基礎視角	6月
23	働く者の経済学研究と夜間通信研究科	9月
24	独占資本主義をどうとらえるか	79年2月
25	現代の階級理論と労働者階級(1)	7月
26	現代の階級理論と労働者階級(2)	11月
27	現代の階級理論と労働者階級(3)	80年3月
28	現代日本における資本主義分析の諸課題	7月
29	現代世界経済と日本資本主義	9月
30	今日の経済学研究と日本資本主義	81年1月
31	職場の管理体制と労働実態——現代の労働と民主主義(1)	5月
32	地域における労働者発達の諸条件——現代の労働と民主主義(2)	9月
33	現代世界の資本と労働	12月
34	現代の労働と民主主義——その理論的展望	82年3月
35	日本資本主義分析と労働者発達の諸条件	7月
36	現段階の諸矛盾と日本型賃労働	9月
37	現代日本の技術進歩と人間発達	12月
38	現代日本の官僚機構	83年4月
39	没後100年——マルクスの現代的再生をめざして	6月
40	現代日本の労働者と中間層	11月
41	日本経済の国際関係	84年3月
42	現代社会の「構造転換」を考える	6月
43	現代の消費構造の転換	10月
44	現代の労働と情報化	12月
45	今日の「構造転換」と経済学の課題	85年4月
46	「構造転換」のなかでの労働時間問題	8月
47	日本経済の「構造転換」と「国際化」	12月
48	地域・産業の「構造転換」	86年3月
49	「金融革命」と国民生活	6月
50	経済学の革新	9月
51	軍拡と軍縮の経済学	12月
52	文化の経済学	87年3月
53	アジアと日本	7月
54	構造転換と日本の経済学	12月
55	経済民主主義の動向	88年3月
56	労働過程研究の視点	7月
57	ギャンブル・キャピタリズムの凋落	10月
58	現代経済をどうとらえるか	12月
59	いま“豊かさ”を考える	89年4月
60	「ポスト福祉国家」を問う	7月
61	現代の技術変化と資本主義の再編	11月
62	労働はどう変わるか	90年3月
63	世界史のなかの社会主義	6月
64	世界経済論の課題をさぐる	10月
65	企業社会ニッポン	12月

1部売り価格：20～28号 520円 29～45号 640円 49～59号 800円 60～65号 1000円

セット売り価格：20～59号（39冊、40号欠） 24000円

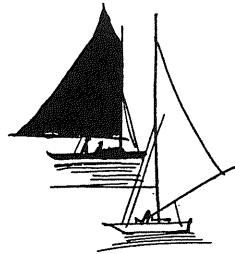
20～29号（10冊） 5000円 30～39号（10冊） 6000円

41～49号（9冊） 6000円 50～59号（10冊） 7500円

郵送料込み。申し込みは事務所まで（075-255-2450）

経済科学通信

第67号（1991年7月）



研究者群像 ● 黒川俊雄先生に聞く	2
特集によせて	編 集 局 11
特集 I ● 女と男の経済学	
女性論・婦人問題論争から学ぶもの	柴田 悅子 12
男女雇用機会均等法の施行をめぐって	久米 弘子 19
経済学とフェミニズム	角田 修一 27
特集 II ● 現代日本資本主義論争にむけて	
ポスト・フォーディズムと日本資本主義	伊藤 誠 35
質疑応答	48
日本型システムと「フレキシビリティ」	十名 直喜 51
日本資本主義と新自由主義	篠田 武司 57
古典を読む ● 島恭彦『近世租税思想史』	
論文 ● 「それ自体」をめぐる方法論	重本 直利 64
書評 ● 相葉洋一著『貨幣と景気循環』	近藤 学 71
青水 司著『情報化と技術者』	
重本直利著『意識と情報における管理』	山西 万三 73
初村尤而著『大阪市役所のナカは闇』	小森 治夫 75
鈴木文薫著『地域づくりと協同組合』	江尻 彰 76
池上・林・淡路編『21世紀への政治経済学』	西堀喜久夫 79
有井行夫著『株式会社の正当性と所有理論』	森岡 孝二 80
読者の声 ●	
編集後記 ●	編 集 局 81

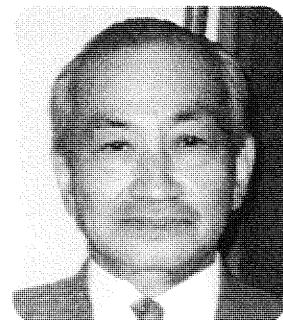
表紙の絵 つづら（新日本プロセス）

● インタビュー

研究者群像(第14回)

黒川俊雄先生に聞く

このインタビューは、5月29日、黒川先生に、駒沢大学の光岡博美（東京支部）の研究室におこしいただいて行ったものを編集局でまとめたものです



社会科学との出会い

——まず最初に、先生が社会科学、経済学への関心を持たれるようになった経過を生き立ちや学生時代のエピソードも含めてお願ひします。

黒川 僕は東京の神田に生まれたんですが、親父が医者で、兄弟・親戚みんな医者が多かったものですからかえって医学は近すぎてあまりやりたくない。これは消極的な理由かもしれません。で、たまたま旧制中学の終わり頃、今はあまり見ない本ですが河合栄次郎の『学生と読書』とか学生と何々とかいう、いろいろなシリーズが出てましたけど、それを見て、その中で紹介されている社会科学の本に接触したというのだが、広い意味では社会科学に興味をもったきっかけじゃないかと思います。戦時中ですから、今から考えると言論の自由はなかった。そういう中で唯一の、河合栄次郎の『学生と読書』などという本は、いろいろな領域にわたる社会科学を中心にして、書物の紹介があったので、非常に興味をもったということです。その当時は何もわからなかっけれど、マルクスとかそういう経済学者がいるということも知ったし、もちろん河合さんはマルクス主義批判のようなことを書いたりしていますけれど、しかし批判であってもとにかくそういうものに接触したというのが、社会科学をやろうという気になった一番大きな動機です。

——旧制高校時代を含めて、その当時の青年の状況というのはどうだったんでしょうか。

黒川 僕は旧制高校ではなくて、中学は今日比谷高校の前身の府立一中を昭和16年（1941年）に卒業して、慶應の予科に入っているわけで、その頃はもう太平洋戦争が始まって、どんどん戦争が拡大していく時期だった。大学に入ったから徴兵が延期されるということはあったけれど、いつ徴兵延期が停止されるかわからないような状況でしたから、戦争にひっぱり出されるのはある程度は覚悟しながら、短い学生生活にできるだけいろいろなものを読みたいということはあったわけです。しかし慶應に入ったころからどんどん発禁の書物が出て来た。僕が覚えているのは、後に東大の総長になった南原繁氏の『国家と宗教』が出たとたんに発禁になったということが新聞に出て、それで伊勢崎町の本屋に飛んで行って、見つけ出して買ってきて非常に喜んだということもありました。今考えるとこんなものがというような本が次々に発禁になっていく状況の中で、逆にそういう本を買ってきて読むという、そんな時代だったのです。

卒業論文で賃金学説史をまとめる

——本科に進学されたのは。

黒川 そこへ行く前に、昭和18年（1943年）に徴兵延期が停止されて、まだ本科に行く前に学徒動員で戦争に海軍として引っ張られたわけです。

ですから、43年の終わりに、神宮外苑で土砂降り雨の中を東条英機の前で分列行進させられました。そういうことで、今の専門には進まないまま戦争に引っ張り出されたということです。それでも経済学部に入ったから、比較的経済学の書物を読んだだけでなく、経済の関係の書物を買い集めましたけれど、読まないで戦争に行ってしまいました。ただつい最近定年退職して整理した書物の中から出てきて、ああこんなものを買っておいたんだなあと思うのは、日本の政府が、ソ連科学アカデミーの計画経済についての翻訳書を出しているのを神田の古本屋でみつけて買ったんですね。それを見ると、“いまソ連には計画経済なんかなくて国家の統制だけだ”と言われるけれど、今考えてみると、日本の戦時統制経済は、ソ連の計画経済と称する国家統制から学んでいたのかなあ、とも思えます。

—— そうしますと先生が本格的に経済学の勉強をされたのは、軍隊からお帰りになって戦後の時代ということに。

黒川 そうですね。海軍に行って、航海士だったんですが、僕は演習で右手の親指を失っているんで、このおかげで大和といっしょに出撃するのを免れたという面もあるのですが、結局、室蘭港で敗戦を迎えたわけです。室蘭港にいたから、比較的すぐ帰ってこれたんで、すぐに三田に行って、学部の本科からはじめて、3年いて、1948年に卒業しているわけです。悪性インフレーションでどんどん物価が高くなる中で、今まで買った本を古本屋に売って、新しい本を買い集めて、というふうなことでようやくそこで落ち着いて経済学の勉強をした。これは社会政策に興味をもったということと重なりますが、ちょうどそのときに戦後労働運動が急速に高揚してきた。例えば東芝の争議とか、2・1ストとか、そういう状況のなかで、ゼミの選択にあたって労働問題のゼミをやろうということで、藤林敬三教授のゼミに入った。もちろんそこで何か労働運動のことをやるべきだったのかもしれませんのが、しかし、このままどんどん運動の実態へのめりこんでいくというはどうもまずい、という考えもあって、私は卒業論文のテーマに、賃金学説史を選んだ。

鶴米をかついでこないと飯が食えないようなひどい状態だったから、慶應でも学生自治会がいろいろ議論をして、試験なしで進級させろ、卒業させろという試験廃止運動をやった。というのは、食糧事情が悪いので、ちゃんと授業にも出られない、試験のときにもちゃんと受けられないという理由です。その結果、学生大会を開いたら満場一致で試験廃止に賛成した。そしたら大学当局はそういうわけにはいかないということで選択制にしたわけです。「卒業論文1本で卒業させろ」というのが学生大会の決定だったのですが、学年末試験を受けるか、そうでなければ、卒業論文を1本だせばそれを審査して卒業させるようにしよう、となったわけです。ところが、ふたを開いて見たら、学生大会の決定どおり卒業論文1本で卒業することを選択した人が非常に少数で、大多数がみんな試験を受けてしました。（これはいろいろなところに書いたことがあります）僕は学生大会の決定通り卒業論文1本で卒業したから、いったいそういう大衆的な決定というのはどこまで責任をもって決定しているのか、という不信感を抱いたですね。

藤林先生に、賃金学説史で卒業論文を書きたいと行ったら、「いいだろう、ただ俺は学説史なんていうのは専門じゃないけれど、賃金は労働問題をやるのに非常に基本的だから、やってみたらどうだ」、と言うので、それであの頃なかなか図書館に行っても十分に本がないし、本も買えなくて苦労したんですが、とにかくまがりなりにも一生懸命勉強して、重商主義、重農主義から始まって、現代のケインズまでのいろいろな賃金学説を社会経済史的背景の中でまとめて、だいたい200字1000枚ぐらいのものを書いた。その過程で本がどうしても見つからないので藤林先生にこういう本がほしいというと、先生は貸してくれたし、原書で、ドイツ語や英語などの本も貸してくれました。とくに僕が印象深いのは、レーニン全集が手に入らないから、「先生もっていますか」と聞くと「持っているけれど、伏せ字で読めないぞ。しかし持ってきてやるからお前リュックサックを持ってこい」と言われた。で、先生は授業のある日に御自分のリュックサックの中に本を入れて持ってきて、

先生のリュックサックから僕のリュックサックに移して持って帰りました。そんなことまでやって賃金学説史をまとめたんですがね。まあ、あの頃だから今みたいに原資料を全部集めて、なんていうことはできないので、ないところはありあわせのものでつないで、かき集めてまとめたようなものでした。

卒業してから、法政大学にいた宇佐美誠次郎氏が僕の論文のことを聞いて、これは岩波書店から出した方がいいというんで、岩波書店に話をつけたら、吉野さんがうちまで来て、出したらどうだ、という話になったんです。ただ僕は学生時代にあんな資料がないのにかき集めたものだから、「今すぐにはいやだ、もう1回全部やりなおさなければ出せない」と言って、僕はいまだにそれがよかったです悪かったかわからないのですが、それっきりになってしまいました。とにかくあのとき学生なりに、まったくでっち上げたような感じだけれど、膨大なものを出した。もちろん出したらそれで通るというわけではなくて、教授会全員が出て来て、そして質問攻めにあいました。しかしとにかく合格して、卒論1本で卒業した、というようなことがありました。そういう意味でいえば、学生時代はもっぱら学説史をやっていた。ただ、ゼミとして東芝争議の調査に行ったりしましたけれど。そんなわけで卒業して助手になってからも、学生をつれてあちこち調査に行くようになったわけです。

労働問題学生研究会

——学部を卒業されてすぐ助手になられたわけですか。

黒川 そうです。ちょうどそのときは、助手として残りたい人が多いものですから、それまでは有給の助手だったのが、僕が残ったときから、無給副手制度というのを作って、副手として採用されたんです。それは困るというので、無給副手制度廃止運動をやって、それで藤林先生に怒られた。ところが、その5人の中で僕だけ1年たったら助手になってしまったんです。それでもまだ無給副手廃止運動をやっていたら、藤林先生が、「なんだお前、助手になったのにな

ぜまだやっているんだ」と言うから、「僕が助手になればいいというものではなくて、副手制度そのものをなくすということが目的なんですから」と言ったら、「そうか。それはそうだな」と言われました。

私がその助手になった頃、田町駅の向こう側の芝浦にたくさん日雇い労働者、失業者が集まっていて、そこが職よこせ運動の発祥の地にもなったんですが、その芝浦で藤林先生が東京都労働局の調査を委託されて、日雇いの調査をやったことがあります。その実態調査の成果を三田学会雑誌に私が発表していますが、ゼミで学生を引率してあちこち調査に行ってというようなことをやっていて、助手になってからはあまりじっくりと賃金学説史をやるひまがなくなって、とうとうそれをまとめなおして岩波書店から出版することもできなくて現在に至っているわけです。

——黒川先生と同期で労働問題をやられて今でも健在の方がたくさんいらっしゃると思うんですが、そういう研究者の横のつながりはその当時どうだったんでしょうか。

黒川 学生の時、戦時中の協調会というのが名前を変えて中央労働学園になって、ちょうどいま中労委があるところにできたので、大河内・藤林両先生が自分のゼミの学生を連れて来て、その他、一橋の中山篤太郎先生のゼミとか、他の大学のいくつかのゼミの学生も集めて労働問題学生研究会というのをつくって、そこで労働組合の幹部とか、今日の日経連のような経営者団体の役員を呼んで来て、ヒヤリングしたり、討論をしたり、もちろん先生たちの報告も聞くし、われわれも報告をするという形で研究会をやったのが非常に勉強になりましたね。そういう意味で、ちょうど僕らと同期の連中は、非常に親しかったということはあります。今でも研究者としてやっているのは、例えば明治大学にいた高橋恍さんその他労働問題でないほうに専門が変わっていました人がかなりいました。大河内ゼミで大先輩で当時助手で一生懸命指導してくれたのは、氏原正次郎氏です。

——先生の場合には、慶應では社会政策というものが担当の講義だったんですね。

黒川 そうですね。ただ、社会政策という基本

科目ですから、それは専ら教授が担当していたので、授業をもつようになった助教授の頃は、社会政策をローテーションで担当し、それ以外は特殊講義として賃金論とかそういうものを自由に選んでやれるようになっていました。それ以前に助手になったとたんさっさと中央労働学園が、三田のすぐ近くに別科というか、大学を出てないけれども、勤労者が勉強したければ講義が聞けるというそういう学校ができた、藤林先生に言われてその講師にさせられました。しかも、最初に担当させられたのが経済政策です。何をやっていいかわからないけれど、その頃僕の講義を聞いた人の中に、後に国鉄労働組合の幹部になった連中が結構いたみたいです。とにかく僕はまだ駆け出で、助手になったばかりですから、ほんとうに困ったけれども、しゃべるのがかなり訓練されて、助教授になって慶応で講義をもつようになったときはだいぶんしゃべり慣れていたということはあります。

最低賃金制論の研究

——先生がお書きになった最初の本というの、『日本の低賃金構造』なんでしょうか。

黒川 ちがいます。邪道かもしれません、最初に書いたのが青木書店から出た『賃金論入門』という本なんです。それが一番早くて、1956年に出しています。その次がやはり青木書店で、『最低賃金制論——その歴史と理論』、3番目が1964年に大月書店から出た『日本の低賃金構造』で、これが実は博士論文になったわけです。別に僕は博士になるつもりはなくて、出さなかつたんです。そしたら、慶応でその前後1、2年ぐらいだけ、博士号を取らない者は教授にしないということを決められて、藤林先生が「お前、博士論文を出せ、出せ」と言うんです。僕は「いやだ」と言ったのですが、先生にこういうものを僕が書きましたといってみせた『日本の低賃金構造』の原稿を博士論文にして審査されて博士になってしまった。その後教授になって1、2年したら、博士号を取らなければ教授にしないという規定はなくなりましたが。『賃金論入門』は、学生よりも、あの頃、労働組合の幹部とか活動家が読んだみたいで、今になって

みると、大幹部の中に、僕の『賃金論入門』をはじめて読んだ、という人がいます。

それからあの頃は賃金の理論よりも実態をいろいろ研究していました、その積み重ねが『日本の低賃金構造』です。運動としてはやはり最低賃金制を確立する必要があるというので、それをもっぱらやっていた。藤本武先生は、もっと大先輩で、いろいろなことをやっておられて、膨大な本を書いておられるわけですが、わたしの場合は直接あの頃最低賃金制の運動を進めるという実践的な面からいろいろ研究をしていたものですから、青木書店から出た『最低賃金制論——その歴史と理論』には外国の歴史理論など書いてある上に、いちばん最後のところで、その頃政府が最低賃金法案というのを提出して、結局それが成立しますが、その法案の段階でそれを批判した文章が入っています。そういう意味では実践にあまりにも深入りしきっていた面もありますが、最低賃金制運動というのは日本は非常に弱くて、やはり自分の賃金さえ上がればいいという側面が非常に強かった。非常に視野が狭い賃金闘争という面があったんで、言葉だけ階級的なんて言ったって、本当に階級的になっていないじゃないか、という意味で、それを具体的なレベルで最低賃金制ということを非常に追求し、その成果をいちおう最低賃金制論ということでまとめた。これを読んだという組合幹部がまた結構いるみたいです。

1960年代になって、この法案が成立してから、春闘共闘が業者間協定を廃止して全国全産業一律の最低賃金制の確立ということで運動を進めて行くようになり、ストライキもはじめて1963年から64年にかけて行われました。その頃いろいろなパンフレットが出だしましたけれど、とくに全国金属のパンフレットは実は僕が書いているんです。もう亡くなった佐竹さんという人が、僕のところに電話をかけてきては、しゃべりゅう全国金属にひっぱり出されて、どういうわけかいろいろなことを相談しかけてきました。このパンフレットなんかも春闘共闘の名前で出てますけれど、僕が書かされました。その後日本生産性運動というのが起り、佐竹さんが日本生産性本部の批判をやってくれというので、これも僕が編集で東経大の川辺君とかいろいろ

な人といっしょに書いたのが青木書店から出でますけれど、あれなんかも実践との関係で書いたものです。佐竹さんは、亡くなるちょっと前も、総評の副議長でしたが、研究室に長々と「もうこれでは日本の総評はだめだ」と電話をかけてきて、その後すぐ1週間ぐらいで亡くなつたんです。理論と実践の結合というけれど、僕はちょっと実践に深入りしすぎたという感じをもっているのですが。

労働組合幹部との交流

——労働組合の関係の方とはどういうふうなことでお付き合いされるようになったんですか。

黒川 やはりさっき言ったように、学生の頃からいろいろな争議が多かったので、実態調査なんかをやるようになったし、まだいまの全日本自由労働組合（全日自労）ができる頃の職よこせ運動などにも深くかかわったし、そういう関係でいよいよ学生でなくなつてからも、運動とのかかわりは多かった。特に、各単産の調査部長の連中がみんな慶應にたずねて来て、いろいろ研究会をやったり、討論をやったりというようなことが行われたんです。その中で、亡くなられた永野順三さんも、はじめは鉄鋼労連にいましたけれど、しおちゅう研究室に訪ねてきて、実践上の問題についていろいろな問い合わせをされるんで、ついつい深入りをしていかざるをえなかつたということで、それが良かったのか悪かったのか。いくらか僕は反省してゐるんです。そのおかげで賃金学説史をまとめられなかつたということは言いたくないのですが、論文や著書をみてもそういうかかわりがあつて書かれたものが非常に多いという感じです。

そうは言っても理論的なことは何もやらなかつたのかというと、卒業した年の春の『経済評論』に賃金論の論文を出していますし、民主主義科学者協会に参加して経済部会の責任者や東京支部幹事長などもしました。その後ずっと賃金論、貧困化論、労働組合論などを書いてきてるものですから、それをまとめたのが1968年に労働旬報社から出ている『現代労働問題の理論』で、理論的なことももちろんやっていたわけですが、しかしこれは論文集であつて、まとめて

理論体系をつくるようなところまではいかなかつた。そういう点は、藤本先生はいまなお膨大な本を書かれているので頭の下がる思いなんです。藤本先生はやはり日本評論社からかなり学術的な最低賃金制論を書かれたが、僕の場合はむしろ『最低賃金制論』を見ればわかりますように、かなり運動の流れの中で最低賃金制闘争はどうあるべきなのか、という問題意識をもつて書いていたわけです。一番大きなことは、各単産の調査部長と非常にじっこんになって、いろいろな知識を得られたということがあると思います。——とくに先生の場合は全日自労など多くの労働組合の運動にその当時から今日までずっとかかわってこられたわけですが、その苦労話などありましたら。

黒川 まあ続いていることは続いているんですが、そういう意味で言えば、はじめから賃金論をやつた関係で、賃金問題でそういう連中と議論をしたり相談をしたりということがもちろんずっとあるわけですが、ただ研究のテーマとしては、70年代頃から、賃金という問題だけではなくて、僕が非常に興味をもつて論文を書き出したのは、一つは組織論というか、幹部指導と組合民主主義という問題です。労働組合組織論といったほうがいいかもしれません、そういう問題に目を向けた。もう一つは、逆に、日本の労働組合があまりにもおろそかにしていると思われる婦人労働の問題、これをとりあげた。これは民主主義科学者協会でやっていた頃からそういう問題を手掛けっていました。同一労働同一賃金という賃金問題から入つていったのですが。組合の幹部といろいろ議論をして行くなつて、さっき言った組織論をやるようになったのも、組合民主主義というものが徹底していないというか、特に総評時代になつてから、今さかんにそれを書いていやがられているんだけれど、指令と動員で運動をやるということにたいして批判的になつてきたということがあって、やはり組合組織論の問題にかなり関心を強く持ち出した。ただこれは非常に難しい、実践的な問題なので、あまりたくさん論文を書いたりはしていない。組合幹部との接触はあるのですが、ややちがつているのは、かなり批判的になりだしてきつたということは言えると思います。しかし

こちらも実践家ではないから、あまり大きなことは言えないと思いながらも、やはり日本の労働運動の弱点はどこにあるのか、ということをかなり考え始めた。

ちょうどこの頃だったと思うんですが、『中央公論』に毎年8月に労働評論をたのまれて、何年か書いていた。ところが例の嶋中事件が起こってからは、がらっと『中央公論』の編集部が変わったことによって、それから私も労働評論は書かなくなつた。それまでは毎年夏になると、組合大会が開かれるので、その結果をふまえて労働評論を書かされたということがあります。ちょうどその頃、例えば国労の新潟闘争とか、三池闘争で、僕の先生である藤林敬三先生の藤林斡旋案なるものが次々と出て来た。そうすると、これを批評せざるをえない。あの頃、『中央公論』は学生も読んでいるし、先生ももちろん読んでいる。講義の中で、それをやるわけです。そうすると、藤林先生が、それを聞いて、「黒川君のごときは僕の弟子だけれど、こういうふうに僕のことを批判をしている」と言って反論をするわけです。学生がそれを聞いて、研究室で僕に「藤林先生がこういうふうに先生を反批判していましたよ」と言うので、それじゃ僕もまたやりかえそうというので、学生は面白がっていたみたいです。藤林先生というのは非常に偉い先生で、考え方も違うのですが、そういう批判・反批判をやっても、研究室で「なんだお前、だいぶん教室でおれを批判していたみたいだな」「先生だって反批判してたじゃないですか」「まあ、いいや、いいや」というようなわけです。あの先生は酒を絶対飲まないで、甘いものが好きなので、どっかへ行こうとお茶をのみにいったり、ということはありました。とにかくそれでもの別れにならないところが好きだったですね。正義感もあった。けれども、中労委の会長をやったりなんかし、そういう斡旋などについては、僕も言いたいことは言った。先生はそれを弁明をすることもあるけれど、逆に、そうじゃないんだ、と反論することもあった。

そういうなかで僕は日本の労働組合運動については、とくに幹部については、だんだん批判的な考え方をもつようになってきたということ

があるんです。初期の頃はむしろ組合の幹部とか調査部の人達からいろいろ教わるという面があったのに。

フランス留学で学んだこと

——先生はフランスに留学されたんですね。いつ頃のことですか。

黒川 1971年、ちょうどニクソン・ショックの頃です。

——留学の思い出とか、収穫、エピソードがあればお願いします。

黒川 僕は、フランス専門ではないし、ドイツ語だったのになぜフランスに行ったかというのは、フランスの労働運動に興味をもったということがあるわけです。僕が監修して労働旬報社からフランス労働総同盟の中級教科書を出していますけれど、組合民主主義の問題をさっさき非常に关心をもったと言いましたが、フランスの労働総同盟CDTは、一面非常にセクト的なところがありながら、教科書をみるかぎり、オーソドックスな、組合民主主義を徹底させるようなことをいろいろ書いていたし、そういう学校もやっていたみたいですが、どうも実態とかなりちがっていて、いまかなりCDTは苦境に陥っているみたいです。しかし少なくともあの頃共同政府綱領というのも問題になったし、68年の5月闘争というのがあったので、とにかくフランスに行ってそのへんの運動の状況を見てみたいという関心があったわけです。いろいろ学ぶところはあって、60年代末から70年代にかけて、いろいろ日本の労働運動について批判的な考え方をもっていたので、やはり外国の運動という側面から日本の運動みて、そのへんのところは何か参考になるのではないか、と思ったわけです。やはり問題関心は外国の運動ではなく、日本の運動にあった。考えてみると、もう1年あれば西ドイツの運動、DGB（ドイツ労働総同盟）の運動もちゃんと見るべきだったと思うんですが、大学の決まりで1年間フランスを見ただけで帰って来てしまった。たった1年ですが、勉強にはなりました。この場合もやはり学問的研究というよりは、日本の運動とフランスの運動を比較するという問題関心の方が強かつ

たような気がします。

——フランス社会、ヨーロッパ市民社会での生活というのが、70年代以降の先生のいろいろな研究に生きていると思うのですが。

黒川 それは大いにありますね。問題意識としてあったことは、フランス人だけではありますんが、ヨーロッパ人というのは、個人が自主的・自発的に行動するという側面が非常に強いのではないか、ということです。それはイデオロギーとかそういうことだけではなくて、組織の中においても自発的にやっていく。ところがやはり日本の場合には組織にぶらさがっているというか、さきほど言ったように指令されないとなかなか動けない側面が非常に強いのではないかということを強く感じました。

それから、当地にいる間に、夏なのに誰それにあってインタビューをして送ってくれという要請をされた。組合の大幹部であっても、夏のバカンスのときにはそれこそ南仏かどこかに行ってしまっているわけだし、そこまで追いかけて行ってインタビューしろと言われても、向こうの人の感覚は違いますからね。そんなところまで追いかけて行ったらおこられてしまいます。それがどうしても、あの頃はまだ日本人にはわからなかったみたいですね。僕はそういう実態を見て、今でこそ労働時間短縮問題の中で、年次有給休暇について議論されていますが、日本の労働組合・組合員とフランスの労働組合・組合員、とくに幹部の考え方もひじょうに違っている。これはそれぞれのあまりにも大きな歴史的違いかなあ、と思っていたのですが。帰って来てからのいろいろな研究の中には、その二つの点は、生き生きと実態をみたので、ある程度確信をもって言えるようになってきました。

協同組合運動への関心

——その後、先生は協同組合の問題などいろいろな方面で研究の成果をあげておられますか、70年代以降の研究についてはいかがですか。

黒川 協同組合の問題に目を向け始めたのは、80年代後半からであって、本当にそれまでは模索をしていたという感じです。個々人の自主性・自発性という問題だけではなくて、市民レベル

でヨーロッパ人たちは、相互扶助あるいは、自助努力、こういうと日本では非常に嫌われるのだけれど、こういうことをずっと重ねて来ている。僕が理事長になった協同総合研究所の機関誌になりました『仕事の発見』の中に書いていますが、臨調行革の中で、政府が公的責任、行政責任を棚上げにするために国民の自助努力、相互扶助、あるいは自己責任を求めるという形で例えば日本型福祉社会なども唱えられてきました。それにたいして、それを批判する革新的な運動の指導者たちは、これを機械的にひっくりかえした議論で、自己責任を棚上げにする、相互扶助なんてけしからん、自助努力もけしからんと、それを否定することによって、逆に政府こそ公的責任を取れ、行政責任を取れ、という形で攻めるようになった。僕は、これが非常に機械的な考え方だと思います。

やはり、市民レベルで相互に自助努力をやり、相互扶助をやり、自己責任を負って、しかも具体的に言えば協同組合とかいう協同によっていろいろな事業活動をやって、自分たちの要求を充足するようなことを積み重ねて来ています。住宅問題だろうが何だろうがそうなんですが、しかしそれには限界がある、したがって公的責任をとれ、行政責任をとれということで、公的助成を要求するというふうにしていかなければならぬと思います。その際、中核になるのは働くものの自身が出資して協同して経営管理し、労働するというワーカーズ・コーポラティブ=労働者協同組合ではないかと思うのです。この労働者協同組合が各種の協同組合と連携してネットワークをつくり、協同組合セクター、協同組合複合体をつくっていく。これこそが地方自治体、政府に公的責任、行政責任をとらせて公的助成をさせ、さらには企業に社会的責任をとらせて「民間活力」などと称する利潤追求のための投資とは異なった援助をさせる力を發揮しうるのだと思います。その典型としてユニークな協同組合複合体をスペインのバスク地方の小都市モンドラゴンが世界的な注目を集めているのだと思います。

さっき言いましたように、私は戦後すぐ失業対策事業で働く人たちの運動にかかわったのですが、失業対策うちきり反対闘争の中から、

失業者が自分たちで出資して働く場をつくろうという運動として事業団運動が発展してきました。実はこれがヨーロッパやなんかでやられているワーカーズ・コーポラティブ＝労働者協同組合の運動だということを知らずにやってきた。ところが、80年代に入り、とくに中頃になって、中西五州さんやなんかが、これが労働者協同組合の運動なんだということに気がついて、5年前に事業団運動を労働者協同組合の方向に発展させようということになってきたのです。そのときに私は慶應の研究室の中に、地域コミュニティー労働者協同組合研究会というのを作って、学者や実践家を集めてずっと研究会をやってきた。それが今度の協同総合研究所という形で実ったわけです。本格的な労働者協同組合になっていくにはどういうことが必要なのか、その場合に地域づくりなどの問題が出て来ていますが、それが上からの地域づくりではなくて、自治体研究所などがすでに早くからいろいろ研究してきているように、下からの地域づくり運動ということになれば、やはり労働者協同組合が各種の協同組合と連携をして、協同組合セクターといいうものをつくって地域住民・市民の要求を充足させる運動を展開して行かなければならぬ。

協同組合問題にますます今のめりこんでいて、また後でのめりこみすぎたという反省が出て来るのかもしれません。今はそういう問題に頭をつっこみすぎているのですから、あまり労働組合からはお呼びでないわけです。しかし、実際みると、印刷とか、建設関係とか、事実上は労働者協同組合的な活動をやっているところもあるし、やらざるをえない状況になってきている。特に、最近は人手不足と言われるけれども、不安定就業者というのが流動化してきている中で、やはり事業団運動の中でも、高齢者だけじゃなくて、若者が生き生きとしてはいってくる。あちこち転々と歩いて、何かやりがいのある仕事をみつけている。これがいまの若者の特徴ですよね。青年労働力が不足しているというけれど、一ヵ所で働くないで、すぐやめてどっかに移ってしまう。しかし彼らの中には悩みがあって、何か自分の生きがい、働きがいを求めているという面があって、事業団運動に入って来た場合に、「ああ、これだ」と思っている人もで

てきている。そういう意味では二十歳前後の若者も入って来ている。しかし同時に60歳をこえた高齢者も入って来ているし、身体障害者とかそういう人も皆入って来て、それなりにみんな働く場をつくり出しているということも事実だし、それが地域住民の要求を充足させるという側面をもっているわけです。

だからいま、リゾート開発とかいう問題も、上からのリゾート開発ではなくて、本当に市民レベルからの地域づくり運動の中で、開発ということも進められていくのではないかでしょうか。やたらに開発はやらないほうがいいということで反対運動ばかりしていくのではなくて、これから新しい開発のあり方を追求するという問題も必要だし、いま地球環境問題が出て来ていますが、巨大企業集団に属する企業の論理から、やはり開発を進め、再開発を進めて行くなかで、住民のきめ細かな要求をないがしろにするということが出て来るし、大量消費や大量廃棄物の発生を住民に強要して、食糧の安全性もおろそかにする、環境破壊もかえりみないとか、そういうふうになってきている。しかも、なんとかそれを処理することでまた儲けようということになってきているわけですから、それにたいしてきめ細かな要求をもとに地域づくり運動をすすめていくことになると、新しい協同組合の原則に基づいた事業活動をやっていかなければならない。労働組合がそのまま協同組合になるというわけにはいかないので、そういった協同組合と本当にどう結びついてやっていくのかということになればいいのですが、今のところは労働組合はあまりその方に関心をもたないでいるということが言えます。

やはり要求闘争、反対闘争というのは重要なだけれど、反対闘争ずっと追い詰められて行って、とうとうそれでだめということになります。だから私は「背水の陣をしいた闘いから二枚腰の闘いへ」という言い方をしているのですが、背水の陣をしかないと闘えないという体質を変えていく必要があるし、そういう意味では橋頭堡を築くという意味では、地域づくりの運動というのを土台にえなければならぬと思っている。そういう点では最近は自治体研究所などの人とも意見が近くなっている。近

くなっているというのは今までひじょうに遠かったということですが。

そういう意味では僕はもっと今まで言ってきたことを見直して、最近“自分史”というのにはやっているんですが、難しいけれど、自分批判史というのを書きたいと思っています。今まで自分が書いたものにどこに間違いがあったのかということを明確にしておかないと、自分はいつも正しいことを言っていたというのではなくて、どこで自分はとんでもないことを言っているかということを今の時点から見直してみる必要があるのではないか。そういう意味で自分史ではなくて自分批判史を書きたいと思っているのです。

若手研究者への期待

——最後になりますが、これから若い経済学、労働問題研究者の世代にたいしてご注文やメッセージをいただきたいのですが。

黒川 僕はそんなことを言う資格はないのですが、ふりかえってみると自分ははたせなかつたけれど、例え学説史であれば原書を読むというように、実態調査や外国研究をやるのでやはり原資料に基づいて地道に研究を重ねていくということは、これは土台としてやらなければならないし、それを抜きにすると僕みたいになってしまう。同時に、それでは実践とかかわりなく理論を研究し実証研究していればいいのかとうそうではなくて、たとえ歴史研究をやるにしても、実践にのめりこむ必要はないけれど、今の実践の中で提起されている問題は何かということに絶えず関心をもって、それにこたえるような研究ということをたえず意識的にやる必要があるのでないか。最近、皆がそうだというわけではないけれど、実践が提起している問題にはあまり関心をもたないというふうになりつつある。確かに今のソ連・東欧の激動から世界の転換の中で、もう実践がどういう問題を提起しているかなんて考えなくてもいいのではないかと思われるかもしれないけれども、現在の社会を全く肯定しきるなら別問題ですが、社会をどういうふうに変革していくかということを考えるならば、実践の提起している問題は大事

なことだろう。

それから、経済学の研究をやっているにはちがいないけれど、経済学とはちょっとはずれるかもしれないが、人間の自己変革というのをぬきにした社会の変革というのはありえないということを痛感していますので、いくら立派な研究をしていても、立派なことを言っても、その通りの人間にひとりになるわけではないので、やはり自己変革ということがたえず必要で、自分自身とのたたかいということが大事なことではないかということを痛感します。

——長時間、ありがとうございました。

黒川俊雄先生の略歴と主要著作

略歴

1923年 7月31日	東京神田に生まれる
1948年 3月	慶應義塾大学経済学部卒業
同年 4月	同 副手
1949年 4月	同 助手
1954年 4月	同 助教授
1965年 3月	経済学博士
同年 4月	慶應義塾大学経済学部教授
1988年 7月	日本学術会議第14期会員
1989年 3月	慶應義塾大学定年退職、名譽教授
同年 4月	桜美林大学経済学部教授

主要著作

- 『賃金論入門』青木書店、1956年
- 『最低賃金制論——その歴史と理論』青木書店、1958年
- 『日本の低賃金構造』大月書店、1964年
- 『現代労働問題の理論』労働旬報社、1968年
- 『社会政策と労働運動』青木書店、1970年
- 『現代の賃金理論』労働旬報社、1976年
- 『現代賃金闘争の理論』労働旬報社、1977年
- その他編著書省略

特集 I 「女と男の経済学」によせて

1986年4月に男女雇用機会均等法が施行されて今年で5年目になります。

「女と男の経済学」とりわけ「女の経済学」は現在ホットな話題の一つであり、皆さんの関心も高いことと思われます。先に行われた春の研究大会で、わが基礎経済科学研究所も「女と男の経済学」と題してシンポジウムを行いました。本特集はそれをうけて組まれたものです。

最初の論稿は、かつて本誌の研究者群像にも登場していただいた柴田悦子氏による「女性論・婦人問題論争から学ぶもの」です。本稿は、戦前・戦後を通じて行われた論争を五つに分類し、その中より「同一労働同一賃金」論争をとりあげ、男女の「労働力の価値」差を中心、その理論的深化が行われています。二つめは、弁護士であり、また現在立命館大学で非常勤講師をされている久米弘子氏の春の研究大会での講演をまとめた「男女雇用機会均等法の施行をめぐって」です。本稿では、男女雇用機会

均等法によって実際の女性の労働条件はどうなっているのかを、一定の積極的側面を認めつつ、「昇進・昇格差別」や「コース別人事制度」などの現実が浮き彫りにされています。三つめは角田修一氏による「経済学とフェミニズム」です。本稿では、「経済学・マルクス主義・フェミニズム」の三者の関係が、最近の「マルクス主義フェミニズム」論に言及しつつ展開され、フェミニズムにおけるマルクス・エンゲルスの理論を整理し、「二種類の生産」という、この問題への基本的視座を提起されています。

これらの諸論稿はそれぞれ、現実の問題と理論とを結ぶ論争史、雇用機会均等法以後の女性の職場での実状、マルクス経済学における女性問題の理論的な基本視点というふうに、特集全体で一つのまとまりを見せていくかと思われます。このテーマをより発展させていくために、本特集について読者の皆さんにご意見・ご感想をお寄せくださることを期待します。

(高山)

特集II 「現代日本資本主義論争にむけて」によせて

いま日本資本主義にたいする関心が国際的規模で高まっている。従来は、高い労働生産性や技術開発力、労働組合多数派の協調路線などにみられる現代日本資本主義の「強さ」は、その後進性、前近代性と結びつけて論じられることが多かった。しかし、この間、逆に日本資本主義を資本主義のもっとも先進的なシステムの一つとして分析の対象にしようとするアプローチが、立場を異にする様々な論者によって試みられている。

今号の特集の狙いは、こうした理論動向を念頭におきながら、65号での「企業社会ニッポン」の特集に統いて、さらにいっそう本格的に日本資本主義の理論的把握に向けた研究を、一つの大規模な論争として呼びかけていくことがある。

この企画が特集というスタイルになったのは、伊藤誠氏の3月の研究合宿での講演にたいするコメント・論点提起を求めたところ、十名・篠田の両氏が積極的にこれに応えたことによる。前号の基礎研だよりで紹介したように、伊藤誠氏の講演は、レギュ

ラシオン学派の現代資本主義論（フォーディズム論、ポスト・フォーディズム論）を要約的に紹介・検討するとともに、現代日本資本主義論をめぐる多くの論争点を巧みに整理し、あわせて資本主義の原理的相貌の強まり=資本主義の逆流という視点から一つの日本資本主義論を展開している。篠田氏は、ポスト・フォーディズムの特徴として「効率性」規範を第一位におく新自由主義の台頭に注目し、これを「公正性」規範も一定の役割をはたしていたフォーディズムと比較し、その枠組みの中で日本資本主義の特質に迫ろうと試みている。また、十名氏は、現代日本資本主義分析の核心的論点は、その先進的側面と前近代的側面の結合関係を正確に認識することにあるという立場から、「日本型インフォーマル性」と先進技術の結合としての「日本型フレキシビリティ」という概念を提出している。これらの論稿は、いずれも豊富な論点を含んでいる。所の内外を問わず、多数の論者がこれらの論点にかかる論争に積極的に参加するよう呼びかけたい。

(森岡真)



●特集 I —— 女と男の経済学

女性論・婦人問題論争から学ぶもの

柴田 悅子

I. 代表的 5 大論争の紹介

研究の発展とその理論の精緻化のためには論争は不可欠である。婦人論・女性学の分野についても例外ではない。すでに「婦人論」か「女性学」かをめぐってさえ種々の意見があり、それぞれの主張に根拠があることも広く知られている。

大部分の論争は、それぞれの論争時点における社会・経済の諸情勢を反映している。論争の評価や論評は、論争の経過、規模さらに政策や運動への直接的・間接的影響、より広範な世論や意識への波及効果を含めて行わねばならないので、この種の作業はきわめて困難をともなうのである。婦人論にかんする論争もその意味では現実の婦人運動、労働運動と直結する場合が多く、中には論争と運動との境界区分が困難な分野もあって、よりいっそう論争の分析研究をむずかしくしている。戦前・戦後を通じて行われた主要な論争を紹介すると下記のように分類できる。

(1) 「保護か平等か」をめぐる論争

この論争はすでに戦前から平塚らいでう、与謝野晶子、山川菊江らで始まっている。この論争は与謝野晶子が『婦人公論』(大正7年3月号)に載せた論評が契機となるが、晶子はその中で「欧米の婦人運動によって唱えられる『妊娠・分娩などの時期に国家に向かって経済上の特殊な保護を要求しよう』という母性保護の考え方は、これまで女性が生殖的奉仕によって男性に寄食したのと同様に国家に寄食しようとするもので、これら依頼主義を否定して、結婚・分娩にはすべて個人が責任を負うべきで、そのためには男女相互の徹底した経済的独立が必要である」と主張する(晶子は9人の子供の母親)。

これにたいしエレン・ケイの思想的影響を受け、奥村博と共同生活を営んで二児の母になっていたらいてうは直ちに反論、「子供は社会全体のものであって、その子供を保護することはその母を保護することにはかならない。母を保護することは全社会・全人類のために必要である」との論文を発表した。二人の間に論争は発展するが、山川菊江は両者の言い分を整理して、それぞれに評価したのち、そのいずれもが資本主義社会の矛盾に対応する根本的解決方法ではないと指摘、資本主義的経済関係の改変、社会主義の実現こそ婦人問題解決への道であると主張した。¹¹⁾

この論争はこの段階では山川発言で決着するが、ここで争われた二つの問題は戦後にひきつがれ、くり返し俎上にのぼることになる。第1は、婦人解放と社会主義との関係であり、第2は保護を拡充する運動と平等要求との関係である。婦人解放は社会変革によってのみ実現可能であるという第1の主張が誤りであることは、ほぼ共通の認識が得られている。つまり、女性差別の根拠を求めていくと資本主義以前に、単婚家族の誕生にまでいきつき、各時代の支配層は男女差別を新しい方式に組み替えて活用していることがわかる。資本主義社会においても民主主義運動の歴史的蓄積とめざましい発展を遂げた国と、社会主義国であっても民主主義的社會慣行が実現していない国とでは、男女格差は前者の方がはるかに少ないことなどが実証的・理論的に証明されている。

第2の、保護と平等をめぐる議論は今日決着ずみとは言えない。国連で採択された男女差別撤廃条約(1979年)を批准する前提で策定された男女雇用機会均等法(1985年)は、労働基準法の一部改定を同時に施行したのであった。均等法は採用・配置・昇進について男子と機会均

等への努力義務と、定年・教育訓練・福利厚生についての差別的取り扱い禁止を規定している。均等法は働く女性たちの声を十分聞くことなく、政府主導でつくられたきわめて不十分な「不完全法」ではあるが、総体として男女平等の方向を示したものといえる。これに対し、同時に国会で成立した労働基準法一部改定は、現労基法が男女平等規定に矛盾するとして女性特有の保護（深夜業・時間外・休日労働）の規制緩和を行ったのである。つまり母性保護を妊娠・出産といった狭義の保護に限定し、生理休暇や深夜労働禁止などは母性にかかる必要な保護にもかかわらず、これらを保護対象から外してしまった。

キャリア・ウーマンが増加している今日、「男性なみの仕事」をするために結婚・出産を控える女性が増加している。らいてうが今から70年以上も前に、子供は個人のものではなく社会のものだから、社会から母性は保護されるべきと主張したことの重さを今日考えさせられるのである。

(2) 主婦論争

有名な主婦論争は、1955年（昭和30年）石垣綾子が「主婦の第二職業論」を『婦人公論』に発表したことから始まる。「主婦の第二職業論」とは、従来主婦が一日中しばられていた家事労働が、家庭電化と衣・食生活における商品化の進展によって、いわゆる家事の「社会化」にむかいいはじめた段階で、「主婦という仕事は第一職業＝本業をもったあとの第二職業でよい。ものはや専業にやるほど主婦労働は忙しくない。専業主婦でいては心はふやけ、頭は退化していく」という主張である。反論は社会学の立場から磯野富士子をはじめ多数の論者が参加して、主婦労働の価値（必ずしも経済的意味ではない）をめぐって議論が行われた。この中で主婦労働が1日に消耗するエネルギーの測定を行った労働科学分野や、家事労働を社会的労働（価値増殖にかかる労働）と区別して私的労働と位置づけた経済学分野からの参加もあった。しかし主流は主婦を社会学的にとらえ、家事労働の有用性をめぐる議論であった。²⁾論争の最後で梅棹忠夫が「妻無用論」を主張したのは、この論争の行われた時期を反映している。

主婦論争は、日本の高度経済成長期に入る前夜、すでに家電産業の成長をはじめとして家庭内労働に商品化の形をとった社会化が進み、旧来の家事労働が大きく変化を遂げ、いわゆる「主婦の座」が揺らいだ時期に行われた点に特徴がある。主婦論争がほぼ終結した1960年代に入ると、高度成長期の労働力不足から主婦の労働力化＝パート労働が急増してくるのである。社会的労働に参加しない主婦層の中から生活・子育て・平和など個々の家庭内では解決できない諸問題にたいして、社会的・政治的に対応しようとする地域運動や婦人運動、PTA活動や保育所運動、さらに生協活動など多領域にわたる社会活動への参加が活発化するのである。以後、旧来の「主婦の座」に代わって形成された新しいタイプの「主婦（社会的労働に参加するか否かを問わず生活が多面的に拡大し、行動領域が広い）の座」は、今日まで揺らぐことはない。むしろ逆に動搖の激しいのは、企業に拘束され、著しく社会性を失い、生活能力（経済力ではない）の欠落した「夫の座」であることは現実の数々が証明しているところである。

この論争で経済学分野からの発言は「家事労働は価値を生む社会的労働とは区別する私的労働に属する。価値を生まない家事労働に“価値”を求めることが自体無意味である」というものであった。この限りでは、この論争に経済学分野からの積極的発言は少なかったと言える。しかしその後30年経過した今日、家庭内諸労働の商品化は一段と進み、保育・老人介護などを含む社会的福祉サービスの進展や育児休暇・看護休暇などの諸制度の整備とともに政府や企業の対応など、家庭をとりまく諸環境は急速に変化しつつある。こうした生活様式の変化を受け、経済学の基本命題の一つ「労働力の再生産」の内容が変化してきたこと、加えて男女ともに社会的労働に参加しながら、今なお量的には減少したとはいえ、毎日処理しなければならない家事・育児労働の大半が妻の側の負担となっている現実が、労働力再生産費にどう影響するのかという問題に発展していった。これは明瞭な論争の形態をとってはいないが、従来私的労働としてかたづけられていた家事労働を、労働力再生産理論の中に組み入れた点、すぐれて理論

論争にふさわしい課題であると思われる。

(3) 婦人解放の主体をめぐる論争

戦後の婦人解放運動の特質は、働く女性の場合労働組合婦人部を中心に、働き続けることのできる権利拡大・労働条件全般にわたる男女格差是正などの課題にむかってたたかわれてきたが、社会的労働に参加しない婦人層が母親運動、地域住民運動、生協運動などさまざまな社会的活動に進出、運動の発展とともに全国ネットワークをもって活動を活発化させていったところに大きな特徴がある。働く女性の運動と家庭婦人（必ずしも正確な表現ではないが）の運動は、保育運動や子供を守る運動など、問題によっては統一して行われるが、労働組合が企業別に組織され、しかも右傾化を強める段階では、婦人運動の主たる担い手は、一般婦人活動家の手に移ったようであった。

1970年代はじめにおこった婦人解放の主体をめぐる論争は、問題提起が男性からなされたこと、この論争への参加者がマルクス主義経済学者に集中していたこと、さらに実践舞台から活動家の参加があったことなどが特徴的である。最初の口火は、1971年5月『前衛』の「婦人運動と婦人問題」シンポジウムで参加者の1人田沼肇が「婦人の働き続けるべき論批判」を展開したことに始まる。当時の婦人論研究者の中では、婦人の中で婦人解放の中心的担い手は労働婦人と考えることが常識となっていた。これは「女の解放のための第1の先行条件は公的産業へ全女性が復帰することであり」「女性の解放は、女が大きな社会的規模で生産に参加することができて、家庭内労働がもうほんのわずかしか女をわずかからわさないようになる時はじめて可能になる」というエンゲルスの主張に基づくものである。「働き続けるべき論批判」の論者たちは、資本主義社会における労働の本質から、とりわけ婦人労働における「労働と家庭生活の二重苦」は避けることができない現実であり、この状況を無視して「社会的生産への復帰」を押しつけ、「働き続けるべき論」を強調するのは「生産力主義」であると批判したのであった。これに対して女性側の反論は鋭く多数にのぼるが、要するに「婦人の職場進出は、婦人に職場と家庭の二重苦をはじめ多くの困難と苦痛をと

もないつつ、資本主義発展の所産として進行するが、それは歴史的にみれば積極的意義を有している」という見解に集約できる。⁴⁾

この論争は、婦人解放運動の主要な担い手を労働婦人に限定することへの議論を含んでいた。従来専業主婦層をすべて一括して「潜在失業者」あるいは「半失業者」と規定する主張の誤りが指摘され、今日の社会的諸情勢のもとでは主婦をして社会的意識をもたざるをえなくさせており、主婦は台所から社会（必ずしも労働ではない）へ出ざるをえない実態と背景が論じられた。

この論争を通じて婦人論への多角的アプローチが進んだこと、論争参加者が男女・研究者・活動家を含め広範にわたり、しかもテーマが比較的わかりやすい問題であったことが議論を活発化させたと思われる。しかしこの論争はかなり立場の限られた分野の論争という印象を外部に与えたことはまぬがれなかった。⁵⁾

(4) 現代フェミニズムをめぐる論争

1970年代はアメリカ・イギリスをはじめ多くの国々で女性解放の運動をうけて新しいフェミニズム論が登場する。1975年「国際婦人年」、その後の10年にわたる「国際婦人の10年」の国際的キャンペーンも、女性解放をめぐるイデオロギーの発展に大きな役割をはたした。この問題についての文献はすでに紹介した論争の比ではない。海外からの翻訳を含め、一時どこの書店でも一つのコーナーを占領するほど女性学関係書で占められたほどである。ただ逆にあまりにも多すぎる論者の論点を鮮明にするためには多くの困難をともない、十分にこなれた論争に発展したとは言いにくい。さらに現代フェミニズムのイデオロギー自体、種々の意見の複合体であって、必ずしも鮮明になりえない面を有している。

わが国ではフェミニズムを男女同権をめざす女権思想としてとらえることが多く、少なくとも戦後女性運動の飛躍的発展を論じるイデオロギーとしては馴染まない用語となっていた。しかし「国連婦人の10年」の運動や2000年にむけてのナイロビ戦略で示されたように、地球的規模で人類の平和と人権、民主主義を求める運動の中で、男女の固定化した性別役割を除去する主張（国連「男女差別撤廃条約」に示されてい

る)は、広範な女性に支持されるフェミニズムの運動と理解されている。

これにたいしラジカル・フェミニズムは、「女性抑圧は全抑圧システムの根源である」「すべての男性は女性抑圧によって利益を得る」として、「産む自由と産まない自由」、「結婚の否定」、「男性敵論」へと発展していく。

次に70年代に新しく登場したマルクス主義フェミニズム論(マルクス主義女性解放論とは違う)は、従来のマルクス主義が資本主義社会の資本と労働の矛盾を第一義的にとりあげ、性の矛盾(男性による女性抑圧)、いわゆるフェミニズムの中心課題の解明を避けて通っていることを指摘、資本制の生産関係における女性抑制の特殊的独立性を強調する。マルクス主義フェミニズム理論は、マルクス主義の科学的理論に依拠し、多くを摂取しているものの、本質的には他のフェミニズム論と同様に、マルクス主義女性解放論にたいして「階級一元論であり過去の硬直的解放論である」と対立的視点に立つことを鮮明にしている。

ここで「過去の硬直的解放論」のレッテルを貼られたマルクス主義婦人解放論の内容は、まず過去から現在に至るまで多くの先輩たちによって構築されてきた婦人解放理論を継承し発展させる立場に立つこと、さらに婦人解放運動論を狭い視点からではなく他領域、とりわけ労働運動論との関連の上で位置づけ、発展させようとする立場に立つものである。

各種フェミニズム論が展開される中で、マルクス主義フェミニズム論についての認識はわが国で十分とはいえない。わが国の場合マルクス主義フェミニズムは「家父長制的性支配」と「資本制の階級支配」のいわゆる二元論として理解される傾向が強いが、この両者を対立的にとらえないとマルクス主義理論の進化とともに階級矛盾と性差別の克服イデオロギーの構築が望まれるである。

マルクス主義フェミニズム論の立場から、女性の賃労働分析に家族を含めた労働力再生産の概念を含めた理論は、さきにあげた二元論の克服を試みた理論であるが、これに関する紹介と分析は次章で取り扱うことにする。

(5) 「同一労働同一賃金」論争

女性の賃金差別の原因をめぐっても種々の意見があるが、ILO第34回総会(1951年)で「男女同一価値の労働(work of equal value)に対して男女労働者に同一の報酬に関する条約」(100号条約)を採択後、「同一労働」の概念規定をめぐって論議となつた。

わが国における婦人労働の位置づけは「一時的・家計補助的」労働という戦前の規定が戦後の男女格差賃金の根拠づけにされていた。同一労働同一賃金論をめぐる論争は必ずしも上記のILO条約の解釈によって起こったのではない。むしろ戦争直後マルクス経済学の高揚期に価値法則と同一労働同一賃金の関係性をめぐってマルクス主義経済学者たちによって展開された論争である。

この論争は一般的には女性論あるいは婦人解放論の論争の中には含まれない論争である。しかし戦後半世紀が過ぎようとしている今日、日本国憲法、民法、労働基準法などで男女平等が明文化され、同一労働同一賃金要求は戦後一貫して労働組合婦人部の課題としてたたかわれてきたにもかかわらず、現在なお依然として男子の2分の1に近い差別賃金が常態化している現状を見る時、見逃すことのできない問題を含んでいると思われる。

しかもすでに示した4つの論争が、女性サイドから発生した問題であり、その考え方をめぐる論争であったのに対し、同一労働同一賃金は男性との対比が具体的に理論の中に組み込まれざるをえない特質をもつ。その意味では、よりもっと理論的に深めてみる必要のある問題である。

加えて本誌の企画、そのメインテーマ「女と男の経済学」という題からしても少しくわしい検討を加えてもよいのではないかと思ったのである。

II. 男女「労働力の価値」差をめぐって

(1) 「同一労働同一賃金」論争の今日的課題

「同一労働同一賃金」をめぐる論争は、価値法則が労働力の価値決定に貫徹している法則をめぐる論争から始まり、賃金闘争との関係に発展して行く。論争の要点は、①同一労働同一賃

金の原則は同一労働力同一賃金であり、言いかえれば労働力の価値に応じた賃金である。同一労働力とは同じ種類の同じ熟練度の労働を指し、同一労働同一賃金要求は価値法則の貫徹形態を指し、婦人の賃金が労働力の価値より不当に低く評価されているから賃金取引力の強化が必要と論じる。¹⁰⁾

②これに対し労働力の価値分割の視点から、価値法則そのものが同一労働差別賃金であるとする対立理論が発表される。この立場では労働の差に基づかない労働力の差異があるとして、家族を養っている労働者の労働力とそうでない労働者の労働力、男子労働力と女子労働力、成熟労働力と未成熟労働力のように労働力の種類と労働の質の相違が一致しない場合が多いと主張する。論争の過程で、資本主義の発展につれて男女労働力の価値差は減少すること、しかし婦人労働者は相対的過剰人口の増大による圧力をより強く受けことなどが指摘された。この立場から同一労働同一賃金要求は、婦人労働者の賃金をその低いレベルからそれ以上に上昇させ、そのことを通じて婦人の労働力の価値を引き上げ、価値分割の比率を変える運動と位置づけるが、この理論をつきつめれば、資本主義の法則が貫徹する限り、同一労働同一賃金の実現は不可能ということになる。¹¹⁾

③「労働の価格」法則=同一労働同一賃金論
価値法則の貫徹が男女別個に労働力の価値を形成する限り、男女同一労働同一賃金の要求は資本主義的要求ではなくなり、社会主義的要求にならざるをえないとの実践的疑問から、労働力の価値から乖離して賃金の形態で実現する労働の価格について男女差を撤廃して行く要求と位置づける主張である。つまり同一労働同一賃金の要求は価値どおりの賃金を要求するのではなく、賃金が価値より乖離することを根拠として労働力の使用価値に応じた賃金を要求するのだということになる。

以上の論点はごく簡単にそれぞれの論拠の差異を中心に紹介したものであるから、正確さを欠いている点はやむをえない。しかもこの論争には数十人にのぼるマルクス経済学者が参加して、きわめて活発な論戦をくりひろげ、参加者たちがそれぞれ独自の主張を展開したのである

からすべてを整理することはこの拙稿では無理であり、筆者の能力を超えるものである。この論争から40年近くも経た今日、この論争を紹介したのは次のような理由がある。第1に、さきにも述べたが戦後の婦人論、女性論をめぐる論争の中で「経済学」の立場から男性との対比（ここでは労働力の価値あるいは使用価値）をめぐっての論争であったことである。第2に、同一労働同一賃金要求の性格については、男女労働力の価値の同一化を求める要求ではなく、現実にある男女格差を除去することを目標とした運動であることはいちおうの決着をみたが、この要求が出てくる基礎である男女賃金差別の根源は何か、男女格差が解消しない理由は何かについての解明が今日なお求められていることである。

第3に、この論争そのものの継続ではないが、近年家庭内男女役割分担を温存する家族形態を、家族を単位として行われる労働力の再生産と家事労働の関連性について理論づけようとする論文が発表されてきた。一方、家族の解体と構成員の自立とともに变化を、労働力再生産の側面からどうみるかという新しいテーマへの接近が望まれると考えたからである。

(2) 男女の「労働力の価値」差をめぐって

労働力の価値は、他の一般商品の価値規定と同様に、この商品の生産に社会的に必要な労働時間によって規定される。ただし労働力商品はそれ自体が労働の生産物ではないから消費生活の過程を通じて再生産されるという特質をもつ。商品としての労働力の価値が①労働者自身の生活費、②労働者家族の生活費、③労働力の技能・熟練育成費の3費用から成り立っていることも自明のことである。

ところで男子労働力と女子労働力の価値の差は、不熟練・熟練という異なる労働力間に存在する格差と同様に、その価値を規定する内容の差から生じる。まず第1は家族扶養費の違いである。ただし「機械は労働者家族の全員を労働市場に投することによって、青年男子の労働力の価値を彼の全家族のあいだに分割する。機械は彼の労働力を減価させるのである」¹²⁾から、価値分割の進行による男子成人労働力の価値低下は、いっそう労働者家族の就業をうながし、

その結果男子労働力の価値と女子労働力の価値の差は縮小される傾向を強める。とはいってもより多くの男子労働力に家族扶養費が加えられているのは事実であり、これは労働力の価値における男女差を形成する。

第2に、労働力の育成費についての男女差が指摘される。同一労働を行っている場合、男女とも同じ熟練度が必要でそれを取得するための費用、労働力の育成費については男女同一であるはずである。しかし従来は女子労働力と男子労働力の就業範囲を区分し、労働力の育成費が少ない不熟練・単純労働に女子の就業が集中していた。男女雇用機会均等法施行後の今日、質量とも男子と同等の労働へ参加する女子の場合、労働力育成費の格差は縮小してくる。第3に、労働者本人の生活費、生活手段の平均的充足に必要な費用は、古い家族関係（家父長的家族関係）のもとでは男女差が存在していた。しかしこの格差は家族制度の変化や家庭の民主化、さらに女性の社会的欲望の高度化によって男女格差は縮小あるいは逆転現象さえ見られる。

以上のように男女間における労働力の価値の差異は急速に縮小していることがわかる。なお従来からあまり論じられていないが、生命の再生産（資本主義社会では単婚家族を基礎として行われる）に必要な費用も労働力の価値に含めて考えることがている。女性の妊娠・出産・授乳のための費用は、女子労働力の価値をいやおうなしに引き上げる。しかも母性の正常な発育と保護は、出産をめぐる短期の費用形成のみではなく、女子労働力の社会的平均的価値を高めると考えられる。

資本は従来から女子労働力の価値そのものが上昇する妊娠・出産期を家庭にもどすことで、その負担から逃れてきた。近年女子労働者の企業内管理部門への進出、女子幹部職員に対する男子と同等の研修、加えて労働力不足を反映し、母性保護に対する社会的保障と制度面の整備などが進みつつある。これは働く女性にとって望ましい措置にはちがいないが、一方資本としては一企業ごとの費用負担増という現実的矛盾の回避が社会的に行われているのである。育児休業制度もその一例としてとらえることができるが、こうした変化を賃金の男女格差解消にまで

燃焼できないのは、労働組合の力量を考慮にいれても残念なことではある。

(3) 労働力再生産と家族問題

男女の労働力の価値形成にみられる急速な縮小現象にもかかわらず、男女賃金格差がいぜんとして定着、むしろ拡大傾向にあるのは、女子労働力の有効な活用を図る資本の運動法則によるもので、これに対する抵抗の度合いによって格差は正は現実化する。他方、資本の活動も今日の社会構造の変化を受けて、過去に経験しない多くの矛盾に遭遇せざるをえない。その一つに労働力の再生産が営まれている家族の変貌がある。¹⁵⁾筆者はかつてのことに関し次のように述べた。

「資本主義的生産様式に照応するいわゆるブルジョア社会の単婚家族は、資本にとって有用な労働力の補給源として、さらに男女不平等の温床としての役割を果たしてきた。しかし資本主義的生産の発展と拡大は、この家族形態そのものをも変革させる。主として妻に家事労働を負担させ、経済的に被扶養者としての位置づけを前提としたうえで、女子の格安労働力の補給源として、資本はこの家族形態を自己の利潤拡大のために全面的に利用してきた。しかし格安な女子労働力活用の過程は、同時に妻や娘の家庭内外における独立宣言をも意味する。彼女たちの社会的生産労働への大量参加は、家庭内の男女差を縮め、男女平等を促進させる。」

労働力の再生産労働＝家事労働＝妻の無償労働は、二つの意味で資本の法則に合致している。一つは男の労働力再生産コストを最低限に押さえることを可能にし、二つは妻・娘の労働力を労働市場に引き出す場合、その価格形成を低くおさえることを可能にする。しかし妻の社会的労働への参加は、家事労働の分解を余儀なくさせ、すでに目を見張るほどに進んだ商品化（従来個別家族で生産されていた消費財のほとんどは市場から供給される）を一層進めるのであるが、これらの生活手段の自己生産を行わなくなった家族の生計費は当然ながら上昇し、男女を含めて労働力の価値をつき上げる結果となる。これが資本蓄積にとって矛盾であることは言うまでもない。

しかし家族の解体は、家族の労働力化にとど

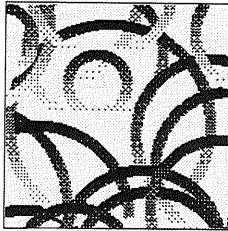
まらず、家族そのものを崩壊させていった。とりわけ1970年代以降、一段と進む技術革新によるOA、FA、ME化、ならびに多国籍企業化による海外移転は、労働力移動のテンポを早めた。加えて住宅問題・教育問題・老親介護といった日本の諸問題が、単身赴任を常態化させたのである。妻が社会的労働に参加している場合、単身赴任は男女共通の問題となる。単身赴任は男女ともに労働力の再生産費をいやおうなしに引き上げ、このこと自体は資本にとっての矛盾を深める。さらにより大きな問題は、女性の自立化が進むにおうじて、家父長制的傾向が強く、いぜんとして夫の労働力再生産に妻の無償労働が通常化しているわが国独特の結婚制度から自由になる道を選ぶ女性が増えている現実である。これにたいする資本の反応は、男子と同等の能力をもつ女子労働力を家族扶養の必要のないより安い労働力として長期にわたって活用できる反面、種の再生産のメカニズムが狂うことによって将来にわたる労働力の供給源に不安をきたし（すでに出生率の低下となって現実化している）ているのである。これら資本にとっての不確定性と矛盾を緩和するため、政府による社会的福祉制度や地域社会単位で行われる各種公共サービスが整備されていく。

これらは働く女性にとって有効である点は疑いない。中には彼女たちの長年にわたる運動によって要求が充たされる例も少なくない。従来、社会学の領域として聖域化されていた家族・家庭問題へ経済学的アプローチが可能になったのも、マルクス主義フェミニズムをめぐる論争をはじめとする婦人論論争の果実と言えるであろう。

- 1) 米田佐代子『近代日本女性女性史』上、新日本出版社、1972年、桜井絹江『母性保護運動史』ドメス出版、1987年、『資料・母性保護論争』(解説者香内信子) ドメス出版、1984年
- 2) 主婦論争に関する文献が多い。整理されているものとしては、上野千鶴子『主婦論争を読む』勁草書房、1982年
- 3) エンゲルス『家族・私有財産および国家の起源』国民文庫、96および211ページ。

- 4) 布施晶子「今日の婦人の社会的産業への復帰をめぐって」『賃金と社会保障』1974年。
- 5) 犬丸義一「最近の婦人論の争点」『労働運動』1975年4月号、柴田悦子「婦人解放における主婦の位置づけ——婦人論争にふれつつ——」『経済研究』1976年1月。
- 6) 数限りなくある文献を紹介するのは困難である。比較的わかりやすくまとめられたものは、婦人労働問題研究会編『婦人労働問題研究』労働旬刊社、1988年1月、No.13に収録された以下の論文である。荒又重雄「『現代思想』の中のフェミニズム諸潮流」、内山哲郎・森ます美「マルクス主義フェミニズムと女性の賃労働」、居城舜子・伊藤セツ「現代フェミニズムのイデオロギー」、渋谷敦司「アメリカフェミニズム理論と女性運動の現局面」
- 7) 上記、内山・森論文は、ミッシェル・バレット Michele Barrett の『現代の女性抑圧——マルクス主義フェミニズムの分析における諸問題——』Women's Oppression Today : Problems in Marxist Feminist Analysis, Verso, 1980の要約・紹介である。
- 8) 竹中惠美子「女子労働論の再構成——雇用における性分業とその構造——」社会政策学会研究大会、社会政策叢書第9集『婦人労働における保護と平等』啓文社、1985年
- 9) 下山房雄『日本賃金学説史』日本評論社、1966年に論争に参加した諸氏の意見がまとめられている。
- 10) 代表的論者は、宮川実『資本論研究 第2巻 賃金の理論』、1949年。
- 11) 代表的論者は、黒川俊雄「同一労働同一賃金の原則と婦人労働問題」『三田学会雑誌』、1955年。
- 12) 代表的論者は、船橋尚道「労働の価格とその法則」『経済評論』、1954年。
- 13) 深見謙介「賃金の男女差別と同一労働同一賃金の原則」『講座 現代の婦人労働 I 婦人労働者の賃金と雇用』労働旬刊社、1976年。
- 14) マルクス『資本論』第1巻、第13章。
- 15) 柴田悦子「男女平等と家族問題」田沼肇編著『現代の婦人論』大月書店、1975年。

(しばた えつこ 大阪市大名誉教授)



●特集 I ——女と男の経済学

男女雇用機会均等法の施行をめぐって

久米 弘子

I. はじめに

私は立命館大学の非常勤講師として一般教育で婦人問題というのを担当していますが、もともと私は学者ではなくて実務家ですから、あまり理論だったお話しをすることにはならないかと思います。あらかじめお許しをいただきたいと思います。

今日おもにお話しさるのは、均等法施行後の問題点についてで、均等法はご承知のとおり、1985年に成立しまして、1986年4月1日から施行されております。ちょうどまる5年をすぎるということになります。今年1月5日付の『日本経済新聞』にのっておりましたが、労働省の方針として施行後5年ということで男女雇用機会均等法の見直しに着手をする、男女の機会均等をいっそう進めるために、制定の段階でいろいろ批判のあったところについても検討する、その一方で同時に労働基準法の中の深夜労働や時間外労働の部分、前のときにはかなりのところが外されましたけれどまだ原則として残っている部分についても原則廃止を検討する、という方針を出してきております。予想されたことではありますが、今後どのようにしていくのかはたいへん関心の深いところです。この5年間に均等法がいったいどの程度に実現され、心配された改悪部分がどのような影響を与えていくのかということをぜひ検証していく必要があると思っているわけです。

II. 平等実現の実情

(1) 均等法施行の積極的側面

均等法施行後の問題点として、一つはいちばん重要なこととして、均等実現（均等という言

葉は実はあまりいい言葉だとは思っていないわけですが）、平等実現の方はいったいどのようにになっているのかという実情の問題があると思います。

この実情についていようと、私は積極評価の面もいちおうあげなくてはならないと思っています。それは、これまで雇用の分野における男女平等を具体的にとりあげる法律がなかったわけで、そのため長期の裁判等をしなくてはいけない、ということがありました。雇用の分野において男女差別をしてはならないという、ごくあたりまえのこと、憲法の原則からいましてもごくあたりまえのことが、なかなか現場で実現されない、あたりまえのこととして理解されないという問題がありました。それが、いちおう均等法という法律ができたことによって、そしてその法律の中の目的や理念の中に、「雇用における男女平等な機会や待遇を確保する」ということが掲げられ、そのための努力義務や禁止事項が、法律上明文で規定されたことによって、（これはいくつも「」をつけながら言うのですが）「たてまえ」としては「いちおう」男女平等というものが「定着してきた」。（こういう言い方を私はさせていただいております。つまり、正面きて男女の取り扱いを不平等にしてもかまわないということは言いにくくなってきた、という程度の言い方だと思っていただければいいかと思います。）

ですから、この均等法が施行された後、女性の就業の門戸は幾分広くなったといわれます。また、男女不平等に関する裁判は、おおむね女性側の勝利になっています。もっとも、それらの裁判は、実は均等法施行以前から裁判になっているケースが多いわけで、均等法に違反したということで裁判になったケースではないわけですが、提起した時点ではたいへん苦しかった

裁判が、均等法が施行されてきた過程の中で、女性の勝利に向きやすい雰囲気に変わってきましたということが言えると思います。今日お配りしたいいくつかの新聞記事のなかにありますが、日本自動車の家族手当の所帯主条項撤廃とか、社会保険診療報酬支払基金の昇格差別事件の勝利とかです。

それから、均等法の中に就業援助措置ということで育児休業の奨励などがあげられておりましたが、その育児休業にかんしても育児休業法案が国会に上程されるという方向になってまいりました。もっともこの育児休業法案につきましては批判がありますので、これがそのまま最良のものだというつもりはありませんが、かつて考えられなかった男女がともに行使することができる育児休業法というものが可能になりつつあるということはやはり均等法が施行されたことによるプラスの面と考えてよいかと思います。（本講演後に育休法は成立）

(2) 根強い賃金差別

それではマイナスの面はといいますと、実情がまだまだ平等実現にはなっていないということだと思います。まだ、雇用の分野のあらゆるところに男女差別が根強く大きく残っております。

私の仕事の中でいちばん強く実感するのは、いまだに強く残っている賃金差別の実情です。所定内給与の男女間格差の統計をみてください。1975年に男性を100とした場合に女性は61.4でしたが、その後格差は開いて、1989年に少し回復して60.2になっています。1975年といえば、国連の国際婦人年の年です。世界中が男女平等の実現に向けて動き出した1975年に日本の場合は61.4という格差だったわけなのに、その後世界中が努力してその格差を縮めていくとしている中、日本の場合はむしろ格差は広がっていったという実情があります。この中には、女性労働者の数は増えたけれど、低賃金のパートタイマーばかりどんどん増えていって、平均化すると賃金も条件も悪くなっているという実情があります。なかなか全体としての女性労働者の底上げということがまだ実現されずにいるのです。数年前、ILOで、世界の中進国、先進国と言

われる国々の中で、唯一男女の賃金格差が広がった国が日本であると大きく非難をされたわけですが、その日本の男女の賃金格差の大きさというのはまだまだ解消されないだろうと思います。

去年の11月の『京都新聞』の記事をみていただくと、近年にない好景気、人手不足と言われる中で、女性の新卒者の就職状況は例年に比べるとかなりよくなっている。しかしそれでも大卒事務系の初任給で男子が女子を6020円上回っているという数字が報告されております。初任給における6020円というのは将来大きな差につながっていくはずです。

私の経験でいうと、働き続けている女性でもその収入が現実に月20万円を越えている例はごく少ないように思います。身分が安定している公務員や労働組合の強い、これまでからたたかってきたような職場ではともかくとして、一般的に私のところに来られるような中小零細企業に勤めておられる女性でいうと、働き続けていて20万円以上の手取り収入を得ている女性は非常に少ないです。まして結婚や出産のためにいったん退職して、その後再就職しようということになると、その賃金はびっくりするぐらい低いです。私のところには離婚事件で相談に来られる女性がたくさんいらっしゃいます。私はむしろ、離婚と労働の問題、夫婦の問題とからめてお話ししてもらったほうがよっぽどいいなあと思いながらお話しをさせてもらうわけなんですが、それはともかくとして、その相談に来られる女性には、最近は中高年の方がとても多いですね。そして全く働いていないという方は少ないですが、結婚・出産によっていったん仕事をやめた方の再就職は、一般的の常勤の職というのはもうほとんどありません。人手不足と言われておりますけれど、若くてはじめて就職する人のところは人手不足なのかもしれません、中高年の女性では、条件のいいところでの人手不足というのではなくて、やはりパートタイマーが圧倒的なわけです。

私はいつも離婚事件で、「経済的な基盤がないければ離婚することもできない、子供を育てることもできない、だからなんとか経済的な基盤を作りなさい」ということを言うわけです。それで彼女たちがさんざんさがしてやっと就職が

できて、いったいどれくらい給料がもらえることになったかと私は聞くわけですが、この10年近い間、ですから初任給でいうと一般的にはずいぶん上昇してきているにもかかわらず、中高年女性で、月に10万円をこえるという返事をもらうことはまずないです。再就職をして、月10万円収入が得られるようになったと言われますと、私は内心これでいいのかという思いをしながらですが、いい職がみつかってよかったです、というお返事をすることになります。みなさん、10万ではくらせません。ですが、10万をもらえないことの方が多いわけです。いくらぐらいが多いかというと、はじめてもらう給料は月5～6万円です。そして、一生懸命がんばって休まないように働いても、10万をきれます。それが実情としてあるわけです。

なぜそうなるのかということですが、常勤はありません。ほとんどパートタイマーです。パートタイマーは、ご承知の通り、「年収100万円以内」という枠をひどく強調されています。「年収100万円以内」は、配偶者がいる場合に自分の収入に所得税がかからなくて、配偶者の所得税の計算上は配偶者控除がなくならない、という限度ですから、べつに120万もらおうが、130万もらおうが、200万もらおうが、税金をちゃんと払いさえすればそれでいいわけです。つまり税金の払える収入があるのなら税金を払えばいいわけです。ところが税金を払える収入がないにもかかわらず税金を払い、健康保険料を払うのでは、たまらないというところから、企業のほうも、主婦のパートタイマーはどうせん100万円以内であるという言い方をして、昇給もさせない、ボーナスも出さない、そして年末には時間調整をして100万円以内に押さえ込もうとする、非常に不合理なことをしてきています。母子家庭であれば、税金の面で言いましても、寡婦控除もあれば、子供の扶養家族控除もあり、所得税の非課税限度は100万円ではないわけです。子供の数によっては200万円ぐらいになることもあるでしょう。しかし、100万円以内で働く主婦パートが大勢いますから、「私は母子家庭なので100万円以内では生活できません」という形では現実に雇ってもらえない。私は母子寮のお母さんたちの相談にいくつものってお

りますけれど、母子寮のお母さんたちの生活状況は、母子寮にいる限りは住宅費が免除されるのでなんとかやっていけますけれど、それでも生活保護の受給世帯が7割程度あるはずです。つまり、生活保護の最低の生活基準よりも彼女たちが一生懸命働いて得てくる収入の方がずっと少ないという現実にあるということです。この賃金の問題が解決されない限り、本当に基本的なところでの男女平等ということは実現できないのではないか、離婚事件を扱いながら常にそう思います。

離婚問題で基本的に問題になってくるのは男性と女性の対立の問題というよりは、男も女も、個人としてこの社会の中でどう独立して生きることができるのかという問題であると、この間ずっと実感してきました。この10年ほどの間、まだなお10万円をこえる給料がもらえないという現実はあまりにも寒々としすぎていると思うわけです。

男性と女性の賃金の差を生み出している原因として、パートならばいかに安くても働くであろうという雇用形態の違いがあります。その次に賃金体系の違いというのが出てまいります。男性の方が計算上も有利になり、女性の方が不利になるという賃金体系になっていることがしばしばあります。家族手当の考え方には基本的にそういうことが多いわけです。新聞記事として日産自動車の家族手当の例を出しておきました。去年の9月に裁判上の和解が成立しております。これは従来、日産自動車の家族手当の支給条項が、「所帯主」という規定になっておりまして、その「所帯主」は、原則として男性と考えるのが社会通念に合っているというのです。ですから男性が家族手当を要求した場合にはほとんどなんの疑問もなく支給される。しかし女性が家族手当を請求した場合には、女性が所帯主であるという証明を要求される。たとえば、女性の方が夫である男性よりも何パーセント以上収入が多いとか、夫が失業状態もしくは病気で著しく収入が低いことの証明を要求されるわけです。これも長い裁判をやっております。結論として、日産自動車では裁判所の勧告を容れまして、東京高裁で和解が成立して、所帯主条項も撤廃するということになりました。

そして、実際に家族を扶養しているものにたいして申請どおり支給する。実際に家族を扶養しているかどうかは税法上の扶養家族かどうかで判断する（税法上の扶養家族は夫婦の間で話し合って申告すればよい）。こういう条項に改められたわけです。裁判所もこういう形で家族手当条項の是正を勧告せざるをえないような時代になってきた、これはさきほど私が言いました「たてまえ」としては男女平等が「いちおう」「定着しつつある」ということの一つのあらわれであろうと思います。

しかし、みなさんの職場で家族手当の条項がどうなっているのかということをふりかえると、まだまだ家族手当条項は残っているはずです。最近聞きました話では、立命館大学の職員さんには、まだ家族手当条項が残っています。私は先日、立命館大学で組合婦人部に呼ばれまして、「これは先生絶対おかしいでしょう」と聞かれて、「絶対おかしいです」と言いました。職員組合がようやくとりあげてくれるようになったけれど、理事会はまだ改めようしてくれないということです。立命館大学関係者はぜひ廃止の方向にご努力いただきたいと思います。たしか、女性が家族手当を請求した場合は夫よりも25パーセントだか30パーセントだか収入が多いということを証明しなければ家族手当がつかない。これが天下の立命館大学の家族手当制度であります。ぜひともなくしてほしいと思っております。

「一家の主柱」をどう考えるか、「所帯主」概念をどうみるのかということは過去にも、賃金の問題、整理解雇の問題などありました。つまり男性は一家の主柱である、女性は補助的である、男性は一生の仕事である、女性は結婚・出産までの一時的なものである、だから男女の取り扱いに差があってもやむをえないという考え方方がいまだにずっと続いてきております。裁判所ですら和解勧告をして是正をしてきているという現実をもっとひろげていく必要があるのではないかでしょうか。

(3) 昇進・昇格差別

それから、昇進・昇格差別の問題、これはまだまだ蔓延しております。これにつきましては、

資料の中に京都大学における事務系一般職在職者の号俸別男女別分布表というのをあげておきました。これは昨年京大で人事院へ申し入れをして調査が始まったという報告がされたときに配られた資料です。号俸は、数字の少ない方が高くなります。これを見ていただきますと、女性が低い号俸に集中していることが一目瞭然でおわかりいただけると思います。平等と考えられている国家公務員の例です。

同じ国家公務員の例で、宮内庁の御所の事務所に勤める女性職員3人の方々が、昇格・昇給差別は正を求めて運動をされました。これは宮内庁労働組合あげてのとりくみをなさったわけですが、3人全部は昇格しなかったが、一部実現しました。国家公務員の中でもアンケートをとりますと、一番多く出る不満が昇格差別です。

資料にあげておりますのは、最高裁で決着がついておりますが、有名な鈴鹿市役所の昇格差別による賃金差別を訴えました山本和子さんの裁判における資料です。山本さんがほぼ同年齢で同じころに入所した男性職員と自分がどのように昇格差別をされて、その結果賃金に換算してどのような差別を受けたかということを試算したものです。山本さんが差別された賃金としては、在職中賃金差額が約870万、それが反映して退職手当の差額が約850万、年金が15年間支給されるものと試算したら約640万、そうすると差額の合計は約2360万円であるという数字です。これは地方公務員における昇格差別における賃金差ですから、民間の場合はそれこそものすごいです。いろいろな集会で民間の方々に聞きますと、同期入社の男性社員はほとんど自分の倍ぐらいの収入になっていますと言っています。長く勤めれば勤めるほど格差が広がるという状況になっているわけです。

資料に、「まだまだ珍しい女性の管理職」という新聞記事をあげています。まだ女性管理職が出ますと新聞記事になります。新聞記事にならなくなってはじめて男女平等が実現したといえるのではないかと思いますが、私どもの法曹界でも最高裁裁判官に女性は一人も出ておりません。所長クラスもほとんど出ていません。ですからまだまだ先は遠いと思いますが、やがてニュースにならないようになってほしいと思っ

ています。

(4) 育児休業と再雇用援助

それから、均等法の中に再雇用援助や育児休業の奨励があげられております。実際には国の予算の中で婦人関係予算としてもっとも多いのがこの育児休業や再雇用援助の予算なのですが、もっとも消化率の悪いのも育児休業や再雇用援助の予算と聞いています。というのは、国は育児休業の奨励をして奨励金も出すのですが、現実に1年間休むと奨励金だけでは解決できない問題があるために民間にはなかなか実施されていない、再雇用制度もなかなか実施されていないという実情があります。育児休業法が民間にも適用される形で、しかも男女双方が利用できる形で法律になると、またこれから事情は変わって来るでしょう。ただ、今出されようとしている育児休業法案が、所得保障や代替要員の確保・罰則などいろいろな問題点を残していることはご存じのとおりです。

III. コース別人事制度

均等実現の実情については以上のような状況がありますが、一方で男女平等に反するような露骨な取り扱いはできないけれど、非常に巧妙な形で差別を貫いていくうといいうのがコース別人事制度に代表されるさまざまな新しい人事管理制度と言われるものです。とりわけ転勤の問題とからめてコース別人事を進めていくというのが銀行、損保関係を中心として早くから検討され、相当程度にひろがっています。

いちばん有名なのは、いろいろなところに紹介されましたある銀行のケースです。これは男性については総合職はあたりまえの取り扱いで、むしろいろいろな事情で男性が一般職を希望すると、なぜ一般職にするのか、男ならば総合職を選べと説得される。ところが女性が総合職を選ぼうとすると、上役に取り囲まれていろいろと説得されて、一般職への変更を余儀なくされる。こういうことがありまして、その銀行の何人かの女性社員たちが協力して、あくまでも総合職をかちとろうということでがんばりました。そのときに彼女たちがどのようなことを言われ

たかといいますと、「総合職を選んだ場合はどこへでも転勤してもらうことになる。その場合には単身赴任になる、もしくは家族をつれて赴任することになる、それでもいいのか」、こういう転勤をからめたおどかしだったわけです。この銀行の場合はこの女性たちは結束して非常にがんばったわけですが、彼女たちがこのときにがんばるテコにしたのが均等法の「目的と理念」のなかにある「職業生活と家庭生活の調和」ということでした。単身赴任をしてもらわなければならぬということを言われたときに、彼女たちは聞き直したわけです。「もしも私が総合職を選ぶと単身赴任をすることになるのか」と。そうすると、不思議なことに、「いや、うちの銀行では部長級以上でなければ単身赴任を認めない」という説明があったそうです。これもおかしな話です。部長級以下は必ず家族をつれて転勤せよ、と。連れていかれる家族のことはまったく無視されているわけで、「転勤は必ず応じなければならない、そして家族を連れて転勤せよ」、と。そうすると彼女は部長級ではありませんから、「私は家族を連れて転勤しなければならない、私は夫に今の仕事をやめてもらって夫を連れて転勤することになります。会社は夫に新しい仕事を世話をしてくれるのでしょうか。夫が就職できるまでの間、休業補償をしてくれるのでしょうか」と聞くわけですね。会社は「いや、それはできない」と言う。それから「保育所を会社は探してくれるのでしょうか」とも聞くわけです。そういういろいろなやりとりがあったのですが、結論としては彼女たちは、「均等法にある職業生活と家庭生活の調和といいうのに会社のやり方は反するのではないか、均等法には憲法の法の下の平等の理念に基づいて雇用における男女平等な待遇や機会の確保をする、その場合に母性を尊重し、職業生活と家庭生活の調和をはかる」と書いてある、それに反してこの銀行は家庭生活を破壊するようなやり方をするのでしょうか。この銀行はハートのマークの銀行ということで、人のこころを大切にするというのをうたい文句にしている銀行（第一勧業銀行）だ。にもかかわらずこういうやり方をするのなら私たちには全国の女性の皆さんに訴えてあくまでがんばります」と、よく

こういうことががんばって言えたと感心しますが、そういうことを言ったと聞いております。結論としては、内示の段階まではやはり一般職ということだったけれど、一夜あけて総合職、しかも転勤を条件とせずに総合職に任じられることになった。このケースはコース別人事にいたするたたかいとしていろいろなところに報告されました。

ただ、その後の問題として、この銀行だけではありませんが、いろいろな問題がまた出てきています。転勤なしの総合職というはあるのですが、その中でやはり転勤オーケーの総合職と差をつけられているという実情がだんだん明らかになってきています。それから、総合職にはなったけれど、総合職としてやっていけるための教育訓練の機会を十分に与えてもらえない。だから、総合職ならば当然これぐらいのことができてもいいはずという前提にたってやられるものだから、非常に大きな負担がある。そのうえ、残業や休日出勤なども多くて、なかなかがんばり続けられないということが起こってきてています。

IV. 労働基準法改定とともに勞働条件の変化

次に、労働基準法改定とともに労働条件の変化というのがあります。残業や、休日労働、深夜業など、労働基準法の改定によって青天井になってきた管理職・専門職の女性について、男性にとっても非常に厳しい労働ですから、その男性と同じように厳しい労働の中で、体をこわしたり家庭破壊になってしまったりということが起こっています。またそのあたりを受けたせっかく均等法が施行されたにもかかわらず、そういう労働条件で男性のみに働くことは無理だということで、管理職になる人を募集しても、辞退する人が出てくるということが一方では起こっていると聞きました。ある学校の先生たちのところでアンケートをとりますと、教頭・校長への昇進の道があるにもかかわらず教頭・校長になりたくないという返事をした女性教師がおおぜいいたとのこと。

過労と気疲れの問題など、今の男性の管理職、

男性労働者自体が抱えている労働条件や労働環境の問題が男女共通の問題として解決されないと、現実の問題としての平等実現にはなっていないかということではないかと思います。

V. 不安定労働者の増加

そういった労働条件の厳しさもいっそう不安定労働者の増加に拍車をかけます。つまり男性のみに働くのでなければ、一人前の労働者として平等な扱いにならない、という裏返しの結果として、それができない女性は男性労働者とは違う扱いのパートや派遣労働者やアルバイトやその他不安定労働者と言われるところに増えていくということです。最近、女性労働者がどんどん増えてきておりますが、どの部分で増えてきているかという統計を見ると、中高年齢層に増加率が高くなっています。それから、パート・タイマーなど不安定労働者の増加率が著しく増えてきています。若年労働者、つまり学校を出てすぐ就職をしている部分は、横這い状態、もしくは割合で見ますと若干減少するぐらいの状況ですし、常雇労働者の割合を見ましてもむしろ減少する実情になっています。中高年齢層、35才から40才くらいのところに一つの大きな山ができて、増加分のほとんどが不安定労働者と言ってもいいすぎではないと思います。男性労働者にもいろいろ雇用形態の多様化というのが出てはいますが、女性労働者は圧倒的に常雇部分が少なくなってきて、不安定労働が増えています。京都府の調査によりますと、京都府のパート・アルバイト労働者の全体が15万4000人、そのうち女性が11万5000人ということです。そのパートの平均賃金が、いろいろな調査では600円をこえる数字になっているのですが、私たち弁護士や労働組合、婦人団体の人たちがいま京都総評のご協力をえて「働く婦人の何でも相談」という電話相談をしています。その電話相談で見ている限りでは、時間給600円のパート労働者の相談はそう多くありません。統計では時間給600円以上になってきているのですが、実際に電話を受けてくる労働者の賃金は時間給ようやく550円ぐらいというのが多くて、600円

をこえて700円というのはほんとに少ないですね。深夜にかかるような洗い場や、給食関係の人たちが700円ぐらいのことがありますが、いまだに時間給500円というのも少なくないというのが私の実感です。ですからいつでも統計を見ると本当の底辺のところには調査がいっていないのではないかという気がしてなりません。電話相談に出て来るのは賃金の問題が非常に多いです。さきほど言いました100万円の問題、これはものすごく多いし、誤解に基づいている相談が多いですね。その次に、昇給がない、ボーナスがない、やめろと言われても退職金もない、「パートタイマーというは何ももらえないのでしょうか」という相談が非常にたくさんあります。

もう一つは解雇です。理由もなくパートタイマーは首を切られる。解雇でも、一月前に解雇予告をされるというケースは少ないです。解雇予告手当ももらえてないことが多いです。給料袋をもらったら、紙切れが1枚入っていて、「御苦労様です。あしたからあなたは来なくても結構です」というのがパートタイマーでは珍しくありません。私が電話を受けて忘れられないのは、ある小さなお店だったと思いますが、社長からある日突然「悪いけれども、君、明日からやめてくれ」といわれて、「なぜですか、私に何か悪いところがありましたか」と聞くと、「いや、僕は君のことをきてもらっていると思っているなんだけれど、ぼくのお袋が君のことを気に入らないというので」。「お袋」はその店とはかかわりはない、経営者の一人ではないのですが、そのお袋が君のことを気に入らないというのでしたからやめてくれ、と。個人のお医者さんのところに事務でいっていた人は、「女房が君のことでやきもち焼くものだからやめてくれ」。まったく労働契約という感覚ではないですね。昔の、よかつたらきてくれ、いやだったらやめてもらうという、それがまだまだ続いているというのが実感です。

期限の定めのある労働者がまた非常に増えています。名前はさまざまです。パートタイマーも最近は短時間労働者という範疇ではとらえられなくなって、パートタイマーとは、「その職場でパートタイマーとよばれている人をパート

タイマーと呼ぶ」、という以外には実態がつかめなくなると言われていますが、期限の定めのある労働者も臨時職員とか、嘱託職員とかさまざまな名前で呼ばれてています。要は一定の期限がきたら、やめさせても当たり前であるという扱いをされている職員が増えております。しかもその職員がこれまで6ヵ月契約なら6ヵ月で必ずやめさせられているかというと、そうでないところに問題があるわけです。雇い主にとって都合のいいところでは、6ヵ月を何度も更新しております。2年、3年、4年、5年と更新をします。しかし、都合の悪くなったところで、はい期限がきました、ということでやめさせられるということになります。

私が現在代理人として裁判をしておりますケースの中には京都府の八木町の臨時職員早川さんの件があります。早川さんは公民館図書室の臨時職員として半年もしくは1年契約で更新を重ねてきたのに、地方公務員法では6ヵ月を2回こえる臨時職員の契約は許されていない、と6年もたっていきなり言われました。法律上許されていないからあなたは首ですというわけです。法律上許されない雇用をして正職員と同じように働かせてきた八木町自身の責任については全く言わない。クリーン・ハンドの原則というのがあります。自ら手をよごしたものはその汚れた手の結果についても責任をとらなければならない。「禁反言の法理」というのがあります。前に言ったことと違うことをしてはいけない。八木町は自ら法律違反をしてきたのですから、雇われた人にだけ責任を負わせるのはおかしいと思うのですが、「地公法がこうなっております。期限がきたから切ります」、これだけです。彼女以外の、臨時職員で八木町からみてまだ働いてもらいたい人については身分を嘱託にかえたり、さまざまなテクニックをとってやっぱり継続して働かせている。どうにも納得できないというので裁判中です。

その他に、私立の保育園で、これは昨年話し合いでついて復帰をしましたが、とりあえず1年契約、しかしこれだけ長くいてほしいと言われて勤め始めて、1年がたったら「もう来なくてよろしい」と言わされた事件があります。「子供（園児）の数が少なくなったから来なく

てもよろしい」という理由にもかかわらず子供の数は減っていましたし、むしろ保母さんは増員をした。しかし彼女についてだけは1年契約だからということで首を切った。これは一審の裁判所で「1年契約にするには合理的な理由が必要。そうでなければ1年契約そのものが無効」という勝訴判決を得まして、大阪高裁で和解が成立しました。

おわりに

最後に、皆さんもよくご承知の三洋パートの大量解雇事件などをみましても、何年も一生懸命働いてきた労働者を、ただパートだからとか、期限の定めがあるからとか、臨時職員だからとかそういうことで簡単に首をきくことはできるのだろうか。そもそも労働者の労働条件や身分に関することを、使用者の一方的な都合だけで自由に決めることができるのは、募集や採用は使用者側の裁量権の範囲が大きい、としばしば言われています。ですから均等法でも禁止規定にはならずに努力義務規定になりました。しかし、そもそも労働者保護法というのは、そういう使用者の自由裁量のままにしておくと、かつては奴隸労働であったように、人間の尊厳、人権というものですら、それは基本的に言えば生きるという権利ですが、それすら奪われかねな

(32ページより)

ズムは何に挑戦しているのか」『賃金と社会保障』No.931（1986年2月上旬）をも参照されたい。

- 10) 水田珠枝『女性解放思想の歩み』（1973年 岩波新書）p.163。なお同書は「家父長制」を現代の家族制度をふくむ通歴的な、性支配の組織として把握するわが国では最も早い時期の例ではないかと思われる。
- 11) 拙稿「ヘーゲル生命論と初期マルクス」『立命館経済学』第39巻第6号、1991年2月
- 12) 拙稿「史的唯物論における生活手段の概念」『立命館経済学』第29巻第3号、1980年8月
- 13) たとえば最近の『起源』新日本文庫版（土屋保男訳）の解説を参照
- 14) 拙稿「マルクス経済学と生活様式」『経済』

いというところから徐々に労働者の権利というものが認められるようになって成立してきたはずだと思うのですね。その中で労働法の原則というのもしだいしだいに積み上げられて来たはずだと私は思うわけです。

しかしその労働法の原則が、最近ずいぶん緩められてきている。そして使用者の方は、特に使用者団体の方は、できるだけ労働法の制約を骨抜きにしていって、裁量の範囲をどんどん広げようとしている。労基法の改正だけでなく、労働組合にたいする攻撃だと、労働組合法にたいする改正の動きだと、これはみなそうだと思います。労働時間制についてはすでにずいぶん緩められてしまいました。一方、時間短縮の方はまだなかなか実現されそうにありません。過労死の問題は一層深刻化しています。こういったことを改めて根本的に考えていかなければならない。さきほども出ておりますが、女性の力だけで平等を実現することはできません。男女両方の労働条件の向上や、男女両方の安定した生活の要求というものがないかぎり、男女が真に平等になる、ということはありえないと思っております。ぜひお力を貸して下さい。

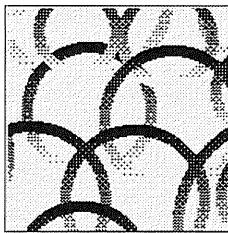
（くめ ひろこ 弁護士）

*本稿は、今年3月16日に行われた基礎研春季合宿・共通シンポジウムでの講演を編集局でまとめたものです。

1983年3月号

- 15) 拙稿「生活様式の経済理論」『講座・構造転換 第4巻 経済学の新展開』青木書店、1987年所収。なおこの中で「再生産活動と家事労働」についてはのべたことがある。
- 16) この点で、エリ・ザレツキーが「プロレタリア家庭における新たな個人生活、個人主義の社会的基盤」の形成を強調していることは注目に値する（『資本主義・家族・個人生活』グループ7221訳、亜紀書房、1980年）。
- 17) 上野氏や水田氏などが、マルクスの大工業論における両性関係に関する叙述に言及しないのはどういうわけだろうか。

（かくた しゅういち 所員 立命館大学）



●特集 I ——女と男の経済学

経済学とフェミニズム

角田 修一

I. はじめに——雇用労働と家事労働

わが国では現在、夫のいる女性の52%が就業し子供のいる世帯の34%が共働き（夫婦共に非農林業雇用者）というもとで、家事労働はなおほとんど女性によって担われ、サービス・商業などを中心とする女性の賃労働の条件はなお悪いという不平等な「性別役割分担」が存在している。雇用機会均等法施行（86年4月）後の80年代後半に、労働力不足、女性の生涯出生率の低下（90年過去最低の1.53）が社会問題になり、女子労働力政策および家庭政策がいまあらためて問われている。一方、アメリカでも、3分の2の母親が労働力として、また子供のいる夫婦の58%が共働きという実態があり、仕事と家庭責任の両立に悩む女性が増えているといふ。このようしたことから、「アメリカの社会的、経済的状況や男女をめぐる動きと日本が余りにも似てきていていることに驚かされる」といわれる状況が進行している。¹⁾

このように、現代フェミニズムの直面している問題は、女性の社会的（賃）労働と私的（家事）労働といふいわば二種類の労働の関連を、男性との両性関係および資本主義的生産様式のなかでとらえ、女性差別解消のみちすじをどのように描くか、にあるといえる。

フェミニズムは一般に「女権拡張主義」「男女同権主義」などと訳され、近代社会における男女平等、女性の自立、母性尊重などの主張を含むさまざまな思想や運動の総称であり、それ自体は二百年の歴史をもっているといわれる。それが1970年代から80年代にかけて欧米社会で大きな流れになり、運動や思想の領域だけでなく学問の領域でも「女性学」が大学の正規プログラムに含まれたりしており、その潮流はある

タイムラグをもってわが国にも紹介されている。²⁾ フェミニズムのなかで、かつて有力であった近代主義あるいは自由主義フェミニズムと社会主義フェミニズム（「婦人解放論」）にたいし、最近、日本で紹介・翻訳・論議されるものはポスト・モダンあるいはマルクス主義批判と銘打つものが多くなっている。そして後者のマルクス主義批判あるいは「マルクス主義フェミニズム」は、かならず経済学にたいする一定の批判と反省を含んでいる。

フェミニズムや社会主義それ自体はいわばイデオロギーであるのにたいし、経済学は科学を指向する。マルクス主義が、社会主義とフェミニズムとを媒介する思想と運動であり経済学を基礎理論とする科学的社会主义（「科学的婦人論」）であろうとすれば、その経済学は女性差別の現状と解放のみちすじを科学的に解明しなければならない。したがって、フェミニズムのある潮流が単なるイデオロギー批判ではなくマルクス主義批判をおこなうときに、経済学「批判」を中心にするのは当然である。われわれはこのことに無自覚ではいられない。

そこで小稿では、「経済学・マルクス主義・フェミニズム」の3者の関係について若干の整理と検討を試みる。この方面では、最近、上野千鶴子『家父長制と資本制——マルクス主義フェミニズムの地平』（岩波書店、1990年）が欧米「マルクス主義フェミニズム」を自己流に紹介し持論を展開しており、とくにこれに言及しつつ論を進める。

II. 「男性による女性の支配」 ——独自な家父長制概念

マルクス経済学の側からすでにだされている業績は、全体として「女性労働」および「家族」^{3) 4) 5)}

「家事労働」の問題を中心に両性関係を経済学の対象に含めることによって、経済学の発展あるいはその視野の拡大をはかっている。そこに共通する問題意識は、資本主義経済がなぜ女性の差別・抑圧を全構造的に内包するのか、どうすればそこから脱却でき、資本主義経済の枠内でもそれは可能かどうかという問題である。それが、女性差別の物質的基盤を明らかにすることであらう。その場合、女性を支配し差別するのは男性や夫（という集団あるいは性「階級」）ではなく、またたんに旧い制度や習慣の残りかすによるのではなく、資本主義という経済社会体制であるという共通認識がある。それらは両性関係における資本・賃労働関係のあらわれをみてとり、そこに女性解放の物質的基礎を、他方の性=男性への働きかけの科学的根拠をえようとするのであるであらう。

ところが、「マルクス主義フェミニズム」（注：必ずそう自称するわけではないので上野氏流の括り方もある）のなかには、「主要な敵は男性である」（上野）ことを公言する考え方がある。男性は、性抑圧の「物質的基盤」によって女性の労働を自ら支配し利益を得ながら、それを捨てる気がなく既得権を守ろうとするからである、というのがその理由である（上野、前掲書、156ページ）。またアメリカの経済学者で社会主義フェミニストであるH・ハートマンは、「男性は家事労働の負担から逃れ、妻や娘に奉仕させ、労働市場で女性より高い地位につくことで利益を得ていた」という（L・サージェント編『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』田中かず子訳、勁草書房、1991年、36ページ）。

L・サージェントがいうように（前掲書）、1960～70年代の左翼運動の内部でさえ女性（活動家）を補助的役割者としか見ず、場合によってはマルクスが「粗野な共産主義」（1844年『経済学・哲学草稿』）とよんだ「女性共有」の指向さえ存在した。彼らはその経験からも学び、理論的にはフェミニズムの立場でマルクス主義の欠陥を補うことによって「男性による女性支配」の存在を明らかにし、これを「家父長制」とよび、ここに資本主義経済とは区別された性支配独自の物質的基盤を「発見」したのである

（したがって、この場合の「マルクス主義フェミニズム」は、マルクス主義とフェミニズムとの「不幸な結婚」の子供=産物であり、フェミニズム=「母」の寵児として、マルクス主義という「父」に「挑戦」する現代のフェミニズムに成長したことになる。）

では「家父長制」という性支配の物質的基盤とは何を意味するのか？

男性による女性の支配一般を「家父長制」とよんだのは「ラディカル・フェミニズム」である。「マルクス主義フェミニズム」はこれを「借用」（L・ボーゲル、L・サージェント編前掲書、185ページ）し、それが本来もっていた歴史のあるいは心理学的内容を拡張して、「女性の生殖力と性に対する男性の支配および性による分業を通しての女性の経済的従属」（マクダナウ／ハリソン）⁶⁾という、ひとつの社会関係概念にする。かれらはそれを「家父長制」の「唯物論的分析」という。それは、個々の男性が意識や態度を変えたり、女性が独身を通したり離婚したりしても逃れられない「制度と権力構造」（上野、58ページ）である、とされる。

しかし、社会学あるいは家族史の研究において、「家父長制」とは「家長権をもつ男子が家族員を統制・支配する家族形態」であり「近代的家族と家制度の解体とともに姿を消しつつある」という認識が一般的である（『社会学辞典』弘文堂、1988年、山本英治執筆項より。石川ほか編『社会学小辞典』有斐閣もほぼ同じ）。

「マルクス主義フェミニズム」の家父長制概念はこの通念にも挑戦する独特な概念であり、いまだ市民権はえていない。とりわけ、なぜ、性支配一般を示す別の用語ではなく、これまでの歴史的規定を変更してまで「家父長制」といわなければならないのかという理由は明確でない。いまのところ、「ラディカル・フェミニズム」が使用した用語を受け継ぐという以外にその積極的理由はみあたらない。

では、マルクスやエンゲルスは「家父長制」についてどのように見ていただろうか？『資本論』は、家父長制という言葉ではないが「父権 *patria potestas*」という言葉を用いながら、資本主義の大工業が「旧い家族制度とこれに対応する家族労働との経済的基礎」・「旧い家族関

係」を解体するとのべている（第1巻第13章、大月書店版 637ページ）。この場合に念頭におかれているのはやはり旧い農業や手工業と結びついた家族経営とそこでの女性を含む構成員にたいする男子家長（注：男性一般ではない）の支配である。

また、エンゲルスは『家族・私有財産・国家の起源』（1884年初版）において、「家父長制」とは近代個別家族への過渡段階をなす「世帯協同体」とのべている（『全集』第21巻 62ページ以下）。なお、『イギリスにおける労働者階級の状態』（1845年初版）のなかでは、資本家と労働者のあいだの関係にも家父長制的関係が存在し労働者の奴隸状態を隠蔽していたが、大都市はこの最後の痕跡を破壊してしまうとのべているところがある。この場合は前近代的な性格を残した労資関係のことを指していることは明らかであり（『全集』第2巻 354～5ページ）、こうした意味合いで家父長制という用語を使用することは一般にありうることである。

このように、マルクスやエンゲルスの場合、「家父長制」はほぼ現在の伝統的な学問上の使用法にそったものであり、男子家長による構成員と女性にたいする支配を含むある特殊な家族形態であることが確認できる。

一般に現代の性抑圧に「家父長制」概念を適用するフェミニズム論者は、「家父長制」の歴史的生成あるいは概念的（＝現実的）生成を説明しないで、ただ、いわばアприオリにその存在を前提する傾向がある。しかも、論者によってはこの「家父長制」を社会の構造全体におしひろげる。「公的家父長制」（C・ブラウン）とか「産業における家父長制」といった類の使用法である。

もし、一般的に男女が「法律的に完全に同権になった近代家族」（エンゲルス）を経済的単位とする資本主義社会のもとで性支配がなくなることを表現するのであれば、むしろ「近代個別家族は妻の公然または隠然の家内奴隸制の上にきずかれている」とか、「近代的家族のなかでの夫の妻にたいする支配」というエンゲルスの明確な見解をすなおにうけついで、「性支配」あるいは「性差別」一般ではなく、近・現代におけるその「独特な性格」（同）を説き

明かすべきであろう。そこでは、エンゲルスが論じたマルクスが『資本論』でのべたように、資本制がつくりだす女性の社会的労働への参加と旧い家族形態解体の可能性と、その制限性（賃金や雇用形態における性差別や性別分業）も同時に明らかにされなければならないであろう。

これにたいして上野氏は、「マルクス主義フェミニズム」は階級支配と性支配とをそれぞれ独立変数とみなし、「両者の関係の固有に歴史的な形態を解明しようとする」ものである、と答える。しかし、上野氏の議論においては、資本制は「市場」という形態において、「家父長制」は「（ブルジョア単婚小）家族」形態においてとらえられ、しかもこの両者は「一方が不可避的に他方を随伴したり、必然的に相関したりという関係ではない」とされる（前掲書、26ページ）。上野氏は資本による家庭内の女性の間接支配を認め、女性労働力商品の不完全さを認めながら、これらはすべて「市場」とその外部にある「家族＝家父長制」との相互依存関係によるものであるという。これでは、資本制が旧い家父長制家族の存在基盤を崩し近代家族（両性の形式的平等）におきかえ、女性の自立や解放の条件をつくりだしながら、他方ではそれを実現させない体制的制約を必然的に内在させている、という真の矛盾関係は説かれようがない。性差別は理論的に資本主義経済にたいして外部的で偶然的な関係になってしまっているからである。

III. マルクスと近代フェミニズム

以上、マルクス主義フェミニズムが性支配の「唯物論的分析」と称してもちだした家父長制概念について検討した。しかし、「両性関係の変化をイデオロギー全体との関連からきりはなして直接に社会の経済的基礎に還元しようとすることは……マルクス主義ではない」というレーニンの警告もある。⁸⁾ その意味で考えてみると、フェミニズムは近代思想の産物であり、社会主義もまたそうである。とすれば、フェミニズムと社会主義思想はマルクス（およびエンゲルス）において1つに結びつくのではないか。そこで、

われわれは、上野氏のように解放理論と思想とを峻別し、理論としてのみマルクス主義を論じるのではなく、マルクスの社会・歴史観にまでさかのぼって、フェミニズムとしてのマルクスの思想を明らかにしておく必要があると考える。

一般に、男女が本来同等の能力をもちうるものであり、またそうあるように家族制度や教育や政治の仕組みを変え両性の完全な平等を達成しようとする思想と運動こそ近代フェミニズムの原点である。経済学者では、J・S・ミル『女性の隸従』(1869年 大内訳『女性の解放』岩波文庫)が当時としてはきわめて急進的な、そして現在も繰り返すべき主張を行っていることはよく知られている。その議論はきわめて優れたものではあったが、彼の経済理論体系のなかでは『経済学原理』第4篇「社会進歩」第7章「労働階級の将来の見通し」において、女性の「産業的社會的独立」や地位向上が労働者階級の人口調節を促進し過剰人口の弊害を軽減するという形でとりあげられているにすぎない。また、ミルには、「家族の扶養費が労力収入による場合には、男性が稼いで収入を得、妻が家計を管理するという世間一般的のやり方は、一般的にいって夫婦間のきわめて合理的な分業である」(『女性の解放』108ページ、同様の指摘は110ページにもある)という考えがあって、「中流以下の家庭婦人や労働婦人の問題がとりあげられていない」(山川菊栄)という欠陥も指摘されている。「職業を通じての女性の経済的自立はかれの問題意識にはなかった」ということがいえる。

形式的自由や平等に流れやすい近代フェミニズムをのりこえて、資本主義生産様式の基礎過程から広範な労働者階級の女性や妻に実質的な職業選択の自由、経済的自立、旧い家族形態と夫への従属からの解放の展望を与える思想と理論、これがマルクスの人間・社会・歴史観とそれにもとづく経済学である。

たとえば、上野氏がおそらく、女性解放を社会主義革命に還元し階級支配一元論をとるといって非難する「社会主義婦人解放論」の代表とされるであろうA・ベーベル『女性と社会主義』(1879年初版、第50版1909年、草間訳『婦人論』岩波文庫版、上野氏はこの著作を前掲書の参考

文献リストにもあげていないので「おそらく」とした)は、次のようにいいう。「市民的婦人運動がその男女同権の要求の全部を貫徹したとしても、それだけでは、奴隸状態や売春や、多くの既婚婦人のその夫に対する物質的従属は廃止されないのであろう。……大体において女性は二重に苦しんでいる。第1に、男子に対する社会的従属のために。第2に、経済的従属によって。」(同文庫版(上)19~20ページ。傍線引用者)

ベーベルはここで、「市民的婦人運動」(=近代フェミニズム)と「無産的婦人運動」とは「仲の悪い姉妹たち」だが、彼女たちは連合して戦うことのできるはるかに多くの一致点をもっていること、「賃金奴隸制」と「性的奴隸制」とは緊密に結びついていること、「両性相互の独立と平等なしには、人類の解放はあり得ない」こと、そのためには「階級と運命とをともにする男子たちと手をたずさえること」などを主張しているのであって、決して両性関係を階級対立にのみ還元しているわけでもなければ、女性解放の課題を社会主義革命に還元しているわけでもない。それは基本的にマルクスやエンゲルスの思想と理論と一致している。

マルクスはその初期の著作のなかで、ヘーゲルの「生きた個人——生命過程——類」の論理をベースに、「類の実現は種の繁殖である」(『論理学』『生命』)というヘーゲルの見方も取り入れ、人間の現実の「生命過程」が労働する諸「個人」による自然とのあいだの物質代謝過程にはかならず、それが「類」的本質の産出過程であることをその社会観の根本においた。マルクスによれば、男女両性の関係はもっとも直接的で自然な人間と人間との関係であり、人間発達の段階はそこでとらえられる。

「人間の人間にたいする直接的、自然的、必然的な関係は、男の女にたいする関係である。……人間にとってどれほどまで人間的本質が自然となったか、あるいは自然が人間の人間的本質になったかが、感性的に、すなわち直観的な事実にまで還元されて、現われる。それゆえ、この関係から、人間の全文化段階を判断することができる。この関係の性質から、どの程度まで人間が類的本質として、人間として自分になり、また自分を理解したかが結論される。……

また、どの程度まで人間の欲求が人間的欲求になったか、したがってどの程度まで他の人間が人間として欲求されるようになったか、どの程度まで人間がその個人的定在において同時に共同本質であるか、ということもこの「両性の】関係のなかに示されるのである」（「私の所有と共産主義」『経済学・哲学草稿』城塚・田中訳、岩波文庫版、129～130ページ）

同じことは『ドイツ・イデオロギー』（1845～46年）のなかでも明確に述べられている。すなわち、現実の諸個人による社会的活動の3つの側面のなかに、「人間による人間の生産」すなわち種の繁殖、「男と女、夫と妻、両親と子供たちの関係、家族」が含まれる。その社会的活動の第1の側面とは「全歴史の根本条件としての歴史的行為」である「物質的生活の生産」であり、第2の歴史的行為とは「新しい諸欲求の産出」であり、第3のそれが「生殖」である。マルクスおよびエンゲルスによれば、この「3つの側面は異なった段階と解されるべきものではなく、歴史の出発点から、そして最初の人間たち以来、同時的に存在し、今日でも歴史のうちで力をもっているところの、まさに3つの側面とのみ解されるべきである」というのであるが、このうち、家族という社会関係は歴史の発展とともに「ひとつの従属的な社会関係になる」といわれる（以上、花崎皋平訳、合同出版 54～58ページ）。

これと同じ考え方はエンゲルスの晩年にも記された。それが『家族・私有財産・国家の起源』序文（1884年）における「二種類の生産」命題である。すなわち、「唯物論の見解によれば、歴史を究極において規定する要因は、直接的生命の生産と再生産である。この生産と再生産とはそれ自体また二重の性質のものである。一方では、生活手段の生産、……他方では、人間自体の生産、つまり種の繁殖がそれである。」¹²⁾

この命題についてはいくつかの問題がある。しかし、ここで重要なことは、エンゲルスが、「特定の歴史的時期と特定の国との人間がそのもとで生活している社会的諸制度」を決して私有＝「所有の秩序」＝階級対立のみに還元するのではなく、「社会的諸制度が、二種類の生産によって、つまり、一方では労働の発展段階によっ

て、他方では家族の発展段階によって制約される」とのべていることである。

じつは、この「二種類の生産」はマルクス主義の立場にたつ多くのフェミニストが手がかりとしている命題である。上野氏が訳されたA.クーン／A.ウォルプの論文も、この命題を引用して「唯物論は女性をさまざまな歴史の時点における生産および再生産様式との関連から位置づけてきた」（前掲書、8ページ）とのべている。この『起源』序文の命題は、伝統的なマルクス主義が経済主義的唯物論の傾向をもっていた関係で、いわゆる史的唯物論の定式と矛盾するものとして不当な扱いを受けてきた。¹³⁾ その意味から、2つの社会関係の「関連」の分析は「実に不足している」ことは確かである（マクダナウ／ハリソン、前掲書、14ページ）。

ところが、上野氏は、「二種類の生産」の視点がエンゲルスの命題からきていることや『起源』そのものの意義や限界についてほとんど言及しない。あたかもマルクス主義全体が「性関係に盲目（セックス・ブラインド）」であり階級支配一元論であるかのように決めつけ、しかもマルクス主義は「市場」についての理論でしかなく、そのため「市場」の外側にある「家族と自然」を理論化しえない限界をもつ、と批判する（前掲書、1・1～2、2・1～2）。これはあまりにも狭い誤ったマルクス主義理解であり、氏が紹介している欧米の潮流とも異なる評価といわねばならない。

それでは、上のような「二種類の生産」の視点に立つことは、上野氏のいうような「階級支配と性支配」をそれぞれ独立変数とみなし、両者の相互関係を解明する「二元論」にたつことになるのだろうか。事実、紹介されている幾人かのマルクス主義フェミニズムの人々はそう考えているようである。

しかし、それらが見逃しているのは、この「二種類の生産」が決して外的に結びつけられているのではないことである。エンゲルスによれば、原始社会は「種の繁殖」における血縁紐帯が社会秩序を支配し、労働の発達とともに国家に統括された社会が現われると、「家族の秩序が所有の秩序によって支配され」る、つまり現代であれば資本＝賃労働という「所有の秩序」

によって「家族」のあり方が支配される、という歴史のダイナミズムが明らかになる。したがって、エンゲルスの命題からは、将来社会においてはむしろ「人間自体の再生産」のあり方が「物的生産」のあり方を支配する可能性が示唆される。その可能性は他ならぬこの資本制における労働の発達がもたらすのである。これこそ「二種類の生産」の「弁証法」的関係である。ここに「二種類の生産」の意義があると思う。

ところが上野氏の立論ではそうならない。生産と再生産とのどちらが社会構成体の「最終審級」(アルチュセールの言葉)であるかを決める必要はなく(上野、87ページ)，あくまで両者は別個の、外的な関係にあるものである。

上野氏は、性支配が資本制と結びついて資本制的家父長制あるいは家父長制的資本制という単一のシステムをなすという「統一理論」(資本制に支配された家父長制論あるいは性支配原理に貫かれた資本制論)をも批判の対象にし、それでは、なぜ女性の方が家族内で支配されるのかということが明らかにならず、資本制と家父長制との調和論になり、主婦のパート労働者化を説明できない、という。

そして上野氏は強調する。近代産業社会は生産と再生産とを矛盾・抵触しあう関係におき、不均等な性別配分によって男性の生産労働と女性の再生産労働とを最大に、女性の生産労働と男性の再生産労働を最小にする特殊な社会である。女性は自分自身の再生産と子供という再生産結果(物)から疎外され、この両者を男性によって領有される。「生まれた子供の帰属をめぐる争いこそ、家父長制の核心にある」(91ペー

ジ)。そこで、上野氏は家父長制の廃絶を主張する。その具体的な内容は「再生産費用の不均等配分のは是正」と「児童手当の支給と老齢年金支給と公的介護サービスの確保」(106ページ)である。その要求自体は賛成できるが、家父長制論の大仰な道具立てに比してこの内容で家父長制が廃絶されるというのでは、だれしも疑問をいだかざるをえないであろう。

III. 資本制・生活様式・性差別 ——二種類の生産の視点から——

マルクス主義とフェミニズムの関係は経済学によって媒介されなければ解くことはできない。それは、両性の関係を「二種類の生産=労働」の相互関連、つまり生産=消費過程と労働=生活過程との関連において、経済学的に把握することである。

マルクス、エンゲルスが明らかにしたことは、労働による社会形成の基礎的場面に「生命の再生産」を含める視点である。いいかえれば、「労働を媒介とする生命の再生産」こそ、マルクスの一貫した社会把握の基本である。そこでこの「生命の再生産」(「種の繁殖」)のあり方を「生活様式」とよび、「物的財貨とくに生活手段の再生産」のあり方を労働様式とよんで、両者を区別しながら相互の関連を把握する必要がある(図1を参照)。この点で本稿は伝統的マルクス主義とは立場を異にするものである。資本制における性差別の形成と解体の必然性を理解する理論的媒介項はこの「労働様式」と「生活様式」の関連である。つまり、資本制に

図1 資本制・生活様式・性差別

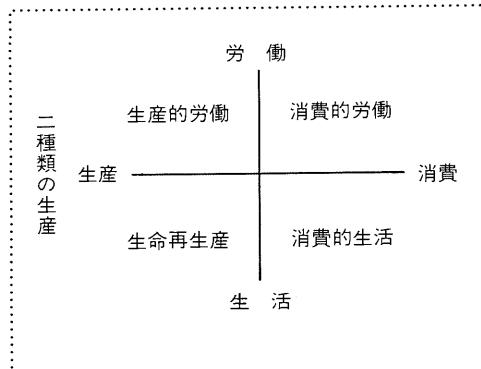
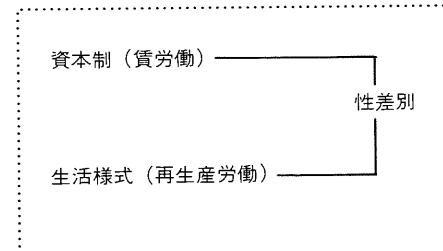


図2 二種類の生産と労働の関連図



おける両性関係はこの「労働＝生活様式」に関連づけられなければならない。

資本主義的生活様式は商品・貨幣形態をつうじた「生命の再生産（＝生活）」過程であるだけでなく、労働力をも商品化することによって自己完結する（「商品による商品の生産」）過程である。たんに労働過程が剩余価値生産の形態をとるだけでなく、そのうえで労働者の生活過程を剩余価値実現の場と化し、大量の労働者家族を新しい都市的生活様式に引き入れねばならない。自由な人格の形成と生活手段の剥脱、これが資本主義的生活様式の決定的なモメントであり、同時に資本主義社会における両性関係の物質的基礎である。男女の直接的な結合体としての家族は、なによりも労働力商品所持者の自由な個別的かつ私的な再生産の単位として形成され、商品（＝労働力）を売りその代価によって生活手段商品を買う私的な経済単位（家計）である。

そこで、女性（妻）はなによりもます、都市や農村の小ブルジョア家族に擬せられるこの私的な経済単位の枠組みを維持する役割を与えられる。それが「近代家族内の家内奴隸制」（エンゲルス）つまり女性の家事への従属の経済的根拠である。この場合、なぜ男性でなく女性が家族内の私的な消費労働と生活の主要な担い手となるのだろうか。それは、男性だけが労働力商品の所持者であり、女性はそうではないからである。

資本制（賃労働）はまず、生活手段を生産する機械制大工業の「労働様式」において成立し展開する。そこでの担い手は成人男子の熟練労働者である。一部ではかれらのもつ旧来の家父長権を利用して児童・婦人労働を安価で柔軟な労働力として使用するが、やはりその中核となる労働力は男である。そこで、女性は家族内においては男子労働力の商品としての再生産を支える影の役割に転じ、一部の工場労働においても補助的役割にとどまる。女性は人格的自由の獲得においても不完全で、その生活手段を夫の労働力の販売に依らなければならぬ従属性存在である。

ところが、労働者家族における「家父長」はもはやかつての私有財産の基礎をもたず、男子

労働力という肉体的精神的諸力の商品化のうえにかろうじて成り立っている。そのもとで女性が賃労働者化することは、大きな矛盾をはらんでいる。女性が自己の人格（精神と肉体）の自由な所持者としてその労働力を商品化することは、旧来の家族形態とは相容れないもので男性の家父長権の経済的基盤を完全に掘り崩すものである。しかもそれは、私有財産を基盤とするブルジョア的家族形態の理念とも相反する。そこで資本家たちはたえず、自己の家族制度とその意識形態を社会全体におしつけ、「女性は家庭に」という、いわば「奥さん」（＝専業主婦）の制度化をはかろうとする。こうして資本制は賃労働の内部にも、そして、家族を単位とするひろい意味での生活様式においても女性差別を再生産していく。以上が資本制における性差別の物質的基礎である。

しかし、資本制のもとでの労働様式の変化・発展は、大量生産=流れ作業方式の普及と共に賃労働の分野においてより安価な大量の労働力への需要を高める。2つの世界大戦をもはさんで、女性の賃労働者化が大規模におしすすめられる（搾取対象の平等化）。しかも、賃労働の範囲は次第に生活様式の領域（「物質的生産部面の彼方」とマルクスが呼んだもの）にまで及んでいく（搾取領域の拡大）。そこで、資本制が当初より女性労働においてかかえていた矛盾がいよいよ明るみにでる。つまり、労働市場において女性を自由な人格の所持者として取り扱い、労働過程では男女の大規模な組織された結合労働をつくりだしながら、他方では半人前の家計補助的労働力として取り扱う。その限りで、男女の自立と平等を原理とする個別家族における夫への経済的従属と性的不平等は解消されず、自由な人格と家族内外における不自由な役割分担とのあいだの矛盾は深刻になっていく。

このように、資本主義は性差別をつくりだす側面とこれを解消する条件の両方を生み出す矛盾物である。しかも性差別はけっして家族内の再生産労働におけるだけなく、賃労働内部においても存在するのであり、この二重の差別は相互に関連しあうのである。

資本制のもとで大量に形成される労働者家族（近代個別家族）における性支配の根拠は、そ

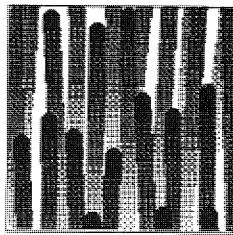
の解消の必然性も含めて、フェミニズムのいうような家父長制という家族形態にではなく、じつは労働力を私的な商品として再生産することを主要なメントとする資本主義的生活様式内部にもとめるべきである。フェミニズムの多くは、女性の賃労働者が生産部面に登場することの意義を一面的にしかとらえておらず、家族に縛られていた女性が自らの労働力の所持者として、一個の自由な人格をもった個人として労働市場に登場し、自立した男女の結合労働が労働と生活の両過程で形成されるということの意義をみのがしている。そのために、性差別からの解放の条件や主体形成の論証に成功していない。

近代フェミニズムは、現在の経済制度における男女同権を目標とし、女性の自由な人格性を主張する限りで一面的に正しかった。これにたいし現代フェミニズムは、現在の経済制度と個別家族における性差別の強固な存続を指摘する限りでやはり一面的に正しい。しかし、そのいずれも、資本制大工業における男女の結合労働の意義と旧い家族制度解体の促進作用とを過小評価している点で理論的な弱点をもっているといわざるをえない。資本制がそれに適合する生活様式において女性の自立を促し、旧い家族形態からの個人の自立を生み出さざるをえないことと、「家事の領域のかなたにある社会的に組織された生産過程において、女性に決定的な役割を割り当てる」と、これによって資本制大工業は「家族と男女両性関係のより高度な形態のための新しい経済的基礎をつくりだす」(『資本論』第1巻第13章、大月書店版 637ページ)。マルクスによる女性解放の展望を生かすこと¹⁶⁾が現代フェミニズム理論の発展に必要である。¹⁷⁾

- 1) それぞれの近況については、『労働運動』1991年4月号および『経済』1988年8月号が参考になる。木本編『女と男の第二楽章』連合出版、1990年を参照されたい。
- 2) 「女性学」が女性による女性のための学問として固有の領域たりうるのかどうかについてはなお議論がある。女性学研究会編『講座 女性学4 女の目で見る』勁草書房、1987年を参照。
- 3) 久場嬉子「家事労働と生産様式」『経済評

論』1979年3月号。同「資本制経済と女子労働」竹中恵美子編『女子労働論』有斐閣、1983年所収。同「経済学とフェミニズムの潮流」「マルクス主義フェミニズムの課題」『講座 女性学4』(前掲)所収

- 4) 竹中恵美子「労働力再生産の資本主義的性格と家事労働」『経済学雑誌』第81巻第1号、1980年5月。「1980年代マルクス主義フェミニズムについての若干の覚書」『経済学雑誌』第90巻第2号、1989年7月。同編『女子労働論』有斐閣、1983年
- 5) 成瀬・小沢編『家族の経済学』青木書店、1985年
- 6) クーン／ウォルプ編『マルクス主義フェミニズムの挑戦』上野ほか訳編、勁草書房、1984年
- 7) もちろんフェミニズムの立場にたって家父長制概念を普遍化しようという試みもある。この場合、伝統的社会学のいう家父長制 patriarchy と区別して「フェミニズム」のいう家父長制 patriarchy が論じられる(瀬地山 角「家父長制をめぐって」江原由美子編『フェミニズム論争』勁草書房、1990年所収)。
- 8) H.ポリット編『婦人論』土屋保男訳、国民文庫、1954年 p.136
- 9) 上野氏は、フェミニズムの女性解放思想としての側面ではなく「理論」としての側面から、これまでの理論を社会主義婦人解放論、ラディカル・フェミニズム、マルクス主義フェミニズム、の3つに限定する(前掲書、1・1)。はたしてこのように限定することは、この3つを射程にいれないと上野氏が評価するマルクス主義の、より正確にはマルクスの評価を保証するものだろうか、疑問である。上野千鶴子氏流の「マルクス主義フェミニズム」については、以前から伊藤セツ氏が疑問を提起されている。同『現代婦人論入門』白石書店、1985年。「上野千鶴子氏の“マルクス主義フェミニズム”」婦団連『婦人通信』No. 322、1986年9月。「最近のフェミニズム論の動向について」現代社会学研究会『新しい社会学のために』第38号、1987年3月など。また、荒又重雄「マルクス主義フェミニズム論」(26ページに続く)



●特集II——現代日本資本主義論争に向けて

ポスト・フォーディズムと日本資本主義

伊藤 誠

本来、私は経済理論の基礎的な領域をメインな分野としております。しかし、基礎的な理論は常に現実との関係で考えて行かなければならぬし、現実の動きを解明するためにはどういう意味をもっているのか、ということを考えたいと思い続けております。ご紹介いただきました『世界経済の中の日本』あるいは『逆流する資本主義』もそのような観点から、問題提起の意味で出版させていただいているつもりです。

本日は、「ポスト・フォーディズムと日本資本主義」という大きなテーマをいただき、これについて私なりにできる限りの報告をしたいと思います。が、これについても問題提起的論点が多くなるのではないかと思います。

I. フォーディズムからポスト・フォーディズムへ

(1) レギュラシオン学派の問題構成

まずフランスのレギュラシオン学派（調整学派）がどういう問題構成を有しているのかをよく簡単に見ておきましょう。

このフランス調整学派は大きく見ますと、欧米先進資本主義諸国における、1970年代以降のマルクス学派の再生運動（マルクス・ルネッサンス）の一環をなしています。それまで欧米資本主義諸国には新古典派経済学の圧倒的な支配がみられ、欧米のマルクス経済学者といえば、イギリスのモーリス・ドップとかオーストラリア出身のロナルド・ミーク、それからアメリカのポール・スウェイジー、ポール・バランといった何人かの人が、いわば少数の星のように点在していた。しかし、その後のマルクス・ルネッサンスをつうじ、今では、イギリスでもアメリカでもその他欧米資本主義諸国でのマルクス経済学者の研究者層は、非常に厚い層をなして成

長し定着して、出版物も非常に多くなってきており。こうした欧米資本主義諸国をつうじるマルクス経済学の再生過程を背景に、フランスにおけるマルクス学派の新しい活力を示すものとして、レギュラシオン学派が成長している。この学派ではレギュラシオン（調整）という語が大切なキーワードですけれども、これは英語のRegulationが「上から下への規制・管理」という感じが強いのにたいし、これとは語感が違う。私の理解するところではこのレギュラシオンという用語は、生命活動における外界と生命体の有機的な対応関係とか熱力学における自己調整的レギュラシオンの仕組みというところからきているようです。有機的な回りの状況と生命体の関係性における調整活動といった語感にごく近いとみてよいでしょう。

経済の面にこの概念を適用する場合、市場を通ずる資本蓄積とそれをめぐる制度的諸形態の関係性について、資本の蓄積をいわば下部構造とすると、それに対する制度的法律的諸形態とか政治的な介入の諸形態とか、あるいはイデオロギー的諸形態などの上部構造が資本蓄積のありかたそのものにたいへん大きな影響を与える。あるいは、労資の社会闘争のありかたということともたいへん重要であり、この面を含め資本蓄積の社会的過程を全体として有機的にとらえなければならないというようにレギュラシオニストは考える。この観点から、新古典派経済学の、非歴史的な市場の論理すべてを解明しようとする接近には強く反発して、マルクス学派の伝統をそういうアプローチで生かし、より広い歴史社会的な諸要因を総合的に解明できるスタンスをとろうとしているわけです。そのうえで、この学派では資本蓄積を左右する重要な問題として有効需要のあり方について強い関心をもっている。その点では、ケインズ学派の問題関心

の一面を吸収する態度を示しております。

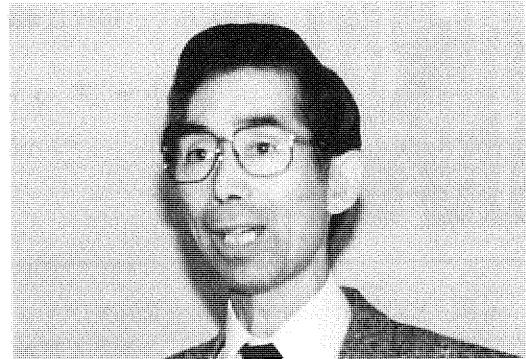
さらにシュンペーターらが定式化した、資本主義経済の発展過程における長期波動論を自らの枠組みに取り入れようとしているところもみられる。加えて、制度的な枠組みの重要性を歴史的な時代や地域の特性と合わせて重視するという点では、あきらかに歴史学派の観点を吸収しようとしているところもあります。こうして、レギュラシオン学派は、マルクス学派の再生運動の一環として展開されていることは疑いのないところでありますが、その接近方法は、マルクス学派の枠組みの内部に必ずしもとどまるところなく、広く経済学の諸学派のアプローチなり問題関心を利用できるかぎりすべて吸収するという態度をとっております。その点では、この学派のもう一つのキイ・ワードはフレキシビリティーなのですが、彼らのアプローチ自体がフレキシビリティーに富んだ有機的な接近を心がけているように思われる。

(2) フォーディズム

この学派は戦後の高度成長期の資本主義体制における蓄積をフォード的蓄積体制ないしフォーディズムと呼んでいます。1920年代にヘンリー・フォードはその自動車組み立て工場にベルトコンベア・システムを導入し、生産性を大きく高めた。しかしそれだけではなく、フォードはその工場の労働者に日給5ドルという、当時としては他の工場に比べて約2倍の高賃金を支払っていた。この高生産性と高賃金の組み合わせという特性こそが、フォードの生産体制の特徴であったとみなければならない。

こういう体制の可能性について1920年代にすでにヨーロッパで着目していたのが、イタリア共産党の輝ける指導者であり、ファシズムのもとで『獄中ノート』を残して亡くなったA・グラムシでした。このA・グラムシの発想と用語法をレギュラシオニストは継承している面もあるのです。

1930年代の大恐慌大不況期には、レギュラシオニストに言わせると、ベルトコンベアシステムを典型とする大量生産方式で生産規準が一新されたにもかかわらず、消費規準のほうはそれに対応して全般的に高まらなかったために、有



効需要の大幅不足が生じていた。

第二次世界大戦後の先進資本主義諸国は、アメリカから広がる傾向として、このギャップを克服する新しい社会的な蓄積体制を形成するにいたった。それは、かつてフォードの工場で例外的に実現された高生産性と高賃金の組み合わせ、これが社会体制として定着していく過程であった。そこで調整学派のいうフォーディズムの純粋モデルを社会的蓄積体制として定式化すれば、生産性の上昇に比例する実質賃金の引き上げがマクロ経済的に実現されていくことによって、蓄積構造の内部、労資関係のなかから、必要な有効需要が拡充されていく。耐久消費財が大量生産方式で増産されてゆくわけですが、これに対する市場も先進資本主義諸国の中の蓄積過程の内部から、内発的に拡大されていくような仕組みが社会的に作られていく。この高生産性に対応する高賃金を実質賃金の引き上げとして実現していく社会的な仕組みが、第二次世界大戦とその直後にいたる歴史的過程を経て、戦後に実現された労働組合の社会的な位置を重要な「歯車」として形成されたとみているわけです。その意味で、労働組合の力を背景とした社会契約として、生産性に見合う実質賃金を年々実現していくという明示的あるいは暗黙の労資関係の調整機構が社会的に定着したことが、戦後のフォーディズムの成立の一つのポイントである。その観点からみれば、全体としての蓄積のテンポを規定するする有効需要の拡大が、フォーディズムのもとでは賃金主導型で、実質賃金の上昇によって体制的に実現されていくことが重視される。ケインズ主義的国家体制による福祉政策の充実もその社

会的な仕組みの一環として位置づけられることになる。

対比としてふりかえれば、ケインズ理論により戦後資本主義世界に定着した経済モデルは、有効需要の不足に対して国家が総需要管理を上からおこない、財政政策により公共投資など有効需要を拡大するなり低金利政策をとってインフレを促進しつつ投資需要を拡大する方策を重視する。戦後資本主義は、1960年代までこのケインズ主義の理論的な枠組みによって安定的に高成長と完全雇用を実現することができるようになつたと当時考えられ、アメリカから世界に広がる資本主義世界の安定成長は上からのケインズ政策の作用によるものであると信じられる傾向があった。

それに対し、調整学派の主張によれば、確かに有効需要の拡大は、蓄積を引き上げていく重要な要因であるけれども、これを戦後の高度成長期に実現したのは、もっと広いあるいはもっと下からの社会的調整メカニズムであり、とくに資本一賃労働関係の中にビルトインされた高生産性に見合う実質賃金の引き上げ構造である。私はこの見方は、相当有力な一種のケインズ主義批判でもあると思っております。パリに本拠をおく調整学派のグループの出発点をなしたのが、1976年に出版されたミッセル・アグリエッタの『資本主義の調整と危機——アメリカ合衆国の経験』(若森章孝・他訳『資本主義のレギュレーション理論』、大村書店)であり、それに続いてR・ボワイエ、A・リピエツ、B・コリアらの俊英が同様の発想にたって多面的な仕事を展開している。このパリ・グループが、日本に相次いで翻訳、紹介されている。

しかし、1988年に私が参加したバルセロナにおける大規模な国際会議で、調整学派の理論をめぐる議論をやったときに、フランスから参加したレギュラシオニストを名のるグループが他に二つあって（ある意味でこちらのほうが本家だというグループが二つあって）、その一つがP・ボッカラを中心として国家独占資本主義論などの研究を1970年代始めからやっていたグループです。国家独占資本主義論の展開として、それを全体としての国家、社会のなかにおける蓄積体制としてのレギュレーションと理解する発

想にたち一連の仕事をしていたグループです。

もう一つのグループは、グルノーブル大学に本拠を置くドゥ・ベルニス教授を中心とするグルノーブル・グループです。私の参加したバルセロナ国際会議ではフランスのなかのその三つのレギュラシオニストが初めて一堂に会して議論することとなつた。彼らに言わせると、形成された順序からすれば、ボッカラのグループが第1グループ、ドゥ・ベルニス教授のグルノーブル・グループが第2グループであり、M・アグリエッタ、R・ボワイエ、A・リピエツなどのパリ・グループは第3グループである。

さらに多少政治的なインプリケーションをその背後に探りますと、ボッカラ・グループ及びドゥ・ベルニスらのグループにはフランス共産党に共鳴している人が比較的多い。パリ・グループは必ずしもそうではなく、フランス社会党により近く、リピエツなどは緑の党の指導者の一人なのです。

(3) レギュラシオニスト派の理論的枠組と『資本論』

基礎理論との関係では例ええばマルクスの『資本論』をどう考えるのかということになりますと、パリ・グループはフレキシブルにいいところをいただくという発想が強い。たとえば『資本論』の労働価値説、剩余価値論は今日においても意味があると思いますか、と問い合わせますと態度のはっきりしない人やノーという人もこのグループには少なくない。むしろ、労資の経済的に対抗的な関係は例えばスラッファ的な物量的な体系でも十分理解することができるし、ケインズ的なマクロ・モデルでの分配関係としても理解できるのだから、それを労働に還元して剩余労働が剩余価値の源泉だと考える必要は現実にはないのではないか、と考えられるがちなのです。それに対して、第1、第2グループは、マルクス経済学の正統的な理解をわれわれは継承しているのだと胸を張って言うところがある。そこにも本当は緊張関係がある。

このような調整学派のアプローチのもう一つ外側に先にふれた世界的なマルクス学派のルネッサンスの状況があり、そのなかで、アメリカのラディカル・エコノミストにSSA (Social Structure of Accumulation) 学派といわれる

グループがあります。

彼らはアメリカを中心とする蓄積の歴史的な構造変化に関心を持ち、とくに一種の長期波動論をそこに組み入れて労資関係の変化をめぐり時代区分を試みその考察を展開している。労資関係を中心に蓄積の動態を広い社会的諸制度（労働組合など）の役割を入れて考えている点で、このSSAはレギュラシオニストのアプローチと親近性が高いわけです。こうしたSSAとレギュラシオニストがともに歴史的に具体的な体制としての蓄積構造とその変化に关心を寄せ、1970年代以降に生じた資本主義の経済的な危機と再編の過程をそれ以前の高度成長期と比較して具体的に検討しようとした、両者はオリジンが別々なのに、ともにこの問題を労資関係の動態を中心に展開すべき課題としているのは興味ある学問状況です。欧米マルクス学派の再生運動の発展過程で、例えば、価値論とか恐慌論などの基礎理論についての研究と論争がずっと展開されているわけですが、その基礎理論についての研究と論争とは事実上やや次元を異にして具体的な現代資本主義経済の危機と再編の動態やその意義を問題にして検討を進めているのです。

いずれにせよ、レギュラシオニストは高度成長の蓄積体制をフォーディズムと特徴づけ、それが行きづったのが1970年代以降の危機の状況であり、危機を介して、先進資本主義諸国に展開されつつあるのがポスト・フォーディズムの蓄積体制であるとみている。こうしたレギュラシオニストの整理の枠組みは宇野学派の発想でみると、原理論（基礎理論）と現代資本主義諸国のごく具体的な現状分析のあいだに段階論的次元での中間的な理論を挿入する作業に当たるようと思われる。すなわち、『資本論』が資本主義経済の原理論を示す体系だとすると、レーニンの『帝国主義論』は資本主義の最高の発展段階としての帝国主義を段階論として提示したもので、日本資本主義のような現状分析は、その両者を基準としてすすめられなければならないと宇野弘蔵は主張していた。『資本論』を直接現状にあてはめようとするだけでは十分ではないし、『帝国主義論』が『資本論』に代わる原理であるというように一般化するのもおかしいということになります。しかし、原理論、

段階論、現状分析という宇野三段階論の方法からふりかえってみると、調整学派の場合、どのあたりに自分たちの理論や分析を位置づけようとしているのかが分かりにくいところがあります。三段階論がない、といつてもしょうがないのですけれども、フランスに行ってその問題を話をしてもなかなか話が通じないところもあって困るのですが、例えば価値論、剩余価値論がどういうふうに、理論次元でどのように意味があるのかということが彼らには分かりにくいところがあるので、『資本論』と調整学派の理論的な枠組みなり、SSAの理論的枠組みなりの関係性が問題になると、やや短絡的に『資本論』のなかの価値論、剩余価値論はいらないといい始めることにもなるのではないかでしょうか。私は、「資本主義の基本的なワーキングを理解する上で原理的な問題は重要です。それとあなたがたが考えようとしている現代資本主義のフォーディズムとかSSAの労働者の分化（労務管理の方式としてのsegmentation）というような問題とは研究の次元を区分してもらいたい。そうでないと、『資本論』は昔の古い資本主義についての話なので『資本論』はもういらないということにもなる。それでは資本主義経済の基本原理が見失われ具合がわるい」と言うのです。しかし、レギュラシオニストやSSA学派は新古典派、ケインズ学派に対抗して批判的歴史的なアプローチの必要を強調しながら、新古典派やケインズ学派が理論モデルを経済体制全般にいつでも当てはまるように一般化する傾向にやや巻き込まれて、同じ次元でこれに対抗しようとするあまりに、みずからのアプローチもまた一般化して、その結果『資本論』や『帝国主義論』の枠組みの位置づけがうまくできなくなっているのではないか。そのことが私から見れば方法論上の一つの問題なのです。

その意味では、調整学派の理論的枠組みはやや抽象的にすぎるところもあって、内容上は現実的なフォード的蓄積体制を解明していくながら、それを一般化してしまうところがある。例えば再生産表式で第1部門と第2部門のバランスがどうなるのか、生産性が上昇していったときに第2部門にあたる消費財部門がバランスよく拡大していかないと再生産表式が組み立てられな

い、蓄積が順調に進まないという問題を、高生産性・高賃金でフォードモデルが定着していく第二次世界大戦後の体制の基本的な論理というふうに提示するところがある。これは、再生産表式の使い方としてもどうかと思いますし、戦後体制の高度成長としての特定の歴史的時期に現れた現実的蓄積過程の特質の問題を、あまりに抽象的な再生産表式の第1部門と第2部門の原理的モデルの次元に還元して考えてしまうものだと思います。

そのために欠落し軽視される問題として例えば主導産業の歴史的役割をあげることができます。第二次世界大戦後の資本主義では主導的な産業が、以前の鉄鋼業の拡大と鉄道の敷設の関連に重点をおくタイプの重工業とは内容が変わって、電気製品さらには乗用車のような耐久消費財の大量生産を主軸とするものに変わる。主軸産業がそのように変わることに対応して有効需要の拡大のパターンも、外国に資本を輸出して鉄道を敷くタイプではどうもうまく合わないことになって、国内市場拡大型に転換する。このような論理のもつ意義が非常に大きいと思われるですが、調整学派では主導的な産業の転換ということに触れることはなきにしもあらずなのですが、その扱い方がどうも十分ではないようと思われる。それは、私が宇野段階論において主導的な産業が羊毛業→綿工業→重工業と変わることに対応して、蓄積様式が変わり支配的な資本の性格も変わると考えているのに対して、レギュラシオン学派の理論モデルがやや抽象的一般的すぎるのではないかと考える一つの例としたい論点です。

(4) レギュラシオン学派の問題点

さらに、調整学派ではポスト・フォーディズムへ移行せざるをえなくなる理由、つまり、フォーディズムが行きづまり、その解体と再編を必然的にした経済危機がなぜ生じたのかについてどうも十分な説明がみられない。フォーディズムの蓄積パターンはこういうものです、ポスト・フォーディズムではそれが変わってこうなりつりますということはモデルの比較論として論じられていますが、フォーディズムの体制がなぜある時期に崩れざるを得なかったのかとい

うことについては十分な解明がうまくできていない。これはなぜであろうか、たまたまそこに問題関心がないからだとも言えるかも知れません。しかしながら、フォーディズムを組み立てていくときに、基本的な経済の下部構造と上部構造のあいだの有機的な関連性を強調し、概して言えば、制度的な枠組み（組合の役割、社会契約など）が蓄積をリードするポイントだと考えこれをやや一般化しているために、経済過程自体の内部に生じた困難の論理が読み取りにくくなっているともいえるのではないか。経済危機が1970年代初頭にかけて生ずる重要な契機は資本の過剰蓄積（overaccumulation）にあって、それは経済の蓄積の内部に生じた困難であり、労働力と一次產品の供給余力に対して資本の蓄積が過剰に展開された結果、利潤が圧縮される事態を生じた。

これが、アンドルー・グリンや私などが提示しているoveraccumulation問題なのですが、レギュラシオン学派から見ればあるいはあまりに経済主義的な説明に見えるかもしれない。レギュラシオニストとしては制度的な枠組みの内部における疲弊とか行きづまりにウェイトを置きたいのだろうと思うのですが、私は現実の経済動態の論理はそちら側からは攻めきられないだろうと思っているのです。

レギュラシオニストモデルの弱点のもう一つの側面は、グローバルな展開構造です。世界的な資本主義の経済・政治構造の枠組みについて、一国モデル的に考えているために、例えば南北問題をどういうように位置づけるのか、先進諸国へのヘゲモニーを持っている国とその他の国との関係構造をどのように位置づけるのかが、方法論的に解明されにくいのではないか。IMF国際通貨体制の崩壊やそれにともなうインフレーションの激化の必然性もその意味で十分には取り扱われていないよう思う。

今申し述べたことは、すべて、宇野理論による研究で処理されていたかというとそうではない。宇野段階論にも弱点があるし、何よりも彼らとの対比でいうと、第一次世界大戦まで重商主義段階、自由主義段階、帝国主義段階の三つの世界史的発展段階が完結すると考え、そしてその後の時期は現状分析で扱うものと考えて

きた。今、その問題を考え直すことは意味のあることだと思います。例えば、野口真君が『現代資本主義と有効需要の理論』(社会評論社)という本を出しました。彼がやっているのは、中間的理論としてポスト・ケインジアンを含むケインズ学派の位置づけを宇野学派のアプローチでやらねばならないというものです。現状分析と原理論のあいだにおける段階論的な次元を現代にまで延ばして再構成する中間的理論の必要が、宇野学派のなかにもあらためて提示されつつあるということだと思います。もう一つの例は、私が昨年行ったカナダのトロントのヨーク大学にいるロバート・アルブリトンさん(宇野学派についてマクミラン社から英語で紹介する本“Japanese Contribution to Marxian Political Economy”を出している)が、戦後の高度成長期以降の時代を「第4の consumerism の段階」として位置づけて段階論を再構成した著作を仕上げ、マクミラン社から出版を待っている。

フレキシブル・スペシャリゼーションというのがポスト・フォーディズムについてのレギュラシオン学派のキイ・ワードの一つなのですが、私は昨年UCLAでの国際学会に参加し、“JAPANESE MODEL OF POST FODISM”というペーパーを報告した時、私としては‘flexible utilization of regulationist model’を考えているのだと言うとみんな笑っていましたけれども、これは半分本気で、こちらも柔軟に利用可能な側面は彼らから吸収して相互利用してゆくのがいいのではないかと考えています。だから、私はおそらく世界的に見ても日本のなかでも、レギュラシオニストには数えられてはいないでしょうが、一定の批判的な観点は維持しつつ、しかし学べるところは彼らからも十分とりいれてゆくつもりです。

II. ポスト・フォーディズムの歴史的位相

(1) ポスト・フォーディズムの時代

調整学派では、1973年以降の経済危機からの再編過程で先進資本主義諸国は、ポスト・フォーディズムの時代に入ったと言われる。このポスト・フォーディズムというのは何であるのか、

時代としてフォーディズムに続く時代だと言っているだけではまだポジティブな概念構成になっていない。しかしレギュラシオン学派の問題構成からすれば、労資関係が再編されるということに一つの中心問題があることは疑いえない。かつてのフォーディズムの時代が社会契約的な枠組みを含めて、生産性の上昇に見合う実質賃金の上昇を実現する過程であったとすれば、その枠組みが大きく崩れたのがポスト・フォーディズムの時代の特徴であって、生産性が上昇していくけれども実質賃金が十分に上昇しないというのが世界の先進資本主義諸国を通ずる一つの時代の特徴となったように思える。

もう一つの特徴は、フレキシビリティーということがキイ・ワードとなってきて、その背後にはME情報技術の普及がある。マイクロ・エレクトロニクス(ME)による情報技術を使って、企業活動が様々な分野で弾力的に繰り広げられている。たとえば製品も多品種大量生産(同じベルトで多様なモデルを供給する)というフレキシビリティーを与えられ、製品の差別化が進む。企業のサービスについてもいろいろなフレキシブルなサービス展開が顧客との間に可能である。労務管理についても労働者のパターンをいろいろに組み合わせ、種々の臨時の従業員の雇用形態を拡大する。逆に正規に雇用している人々をフレキシブルにいろいろな用途に転用していくという使い方も行われている。また投資分野においても諸企業が営業活動をフレキシブルに他の分野に拡大し、異業種企業の相互乗り入れも目立つ。企業の規模、形態もフレキシブルに展開可能になっていて、それらの企業のあいだの業務提携関係も活発な再編の過程にある。その一方で、大規模な多国籍企業化も進む。同時に比較的小規模な企業の活動もいろいろな地域を通じて活性化し、新しいアイデアで新しい企業の設立活動も重要な意味を持ってきている。こうして企業のフレキシビリティーがいろいろな面で増大しているのが、ポスト・フォーディズムの一つの特徴だと思います。

このような関連性のなかで、世界経済の枠組みがまた大きく変化し、覇権国家アメリカが経済的に衰退している。しかし、そのこととアメリカ系の多国籍企業がグローバルに見て衰退し

ているかどうかは別の問題である、という複雑な様相を呈してきています。同時に国民国家の枠組みそのものが問いかれつつある。企業によってその枠組みがグローバルに乗り越えられてしまう傾向も目立つ。それをうけてE C統合などの新たな国際的地域統合への試みも展開されつつある。

そうしたなかで主要先進資本主義諸国においては、経済危機の進行過程で1970年代までケインズ主義と福祉国家の時代が終焉し、そして1980年代を通じて新自由主義が世界の政策潮流を領導するようになる。こうした状況のもとで、資本主義世界の危機からの再編過程はフォーディズムの時代に比べ、多様性を増したのではないか。その意味でもある種のフレキシビリティーが増大したといえるのかもしれない。対比的にふりかえれば、高度成長の時代の資本主義の発展は耐久消費財の普及過程で、アメリカ・モデルがヨーロッパでも日本でもキャッチアップすべき方向として存在し、その方向に産業構造も消費構造も一様化し、国家の政策理念もそれについて一様な方向に収斂する傾向があった。それに対して、ポスト・フォーディズムの時代には、例えば今注目されているモデルの一つがサード・イタリーで、イタリア北部の都市ミラノなどの経済の活性化です。ここでは比較的小規模なメーカーが情報技術を使いこなして、イタリア伝統の工芸的なアートのデザインなどを生かして、日本の若い人にも人気のあるブランド製品（例えばベネトンなど）を作り、輸出競争力の強い商品を作り出している。イタリア北部が、E Cのなかでも、きわだった活力を示してくれるのは何を意味するであろうかということが問題になってくる。アメリカでもシリコンバレーが活性化している。シリコンバレーはマイクロ・エレクトロニクスの部品生産やソフトの開発で活性化しているわけですが、企業単位としては小規模なものが多い。中小企業的なモデルで活力を再獲得する経済活動が、ある種の地域性をもって出現していることが経済発展の新しいモデルの一つとして注目されているわけです。他方、スウェーデン・モデルも危機に対応するもう一つの重要なケースと見られている。ここでは福祉国家が維持され、労働組合が重要な役

割を堅持している。国家を通ずる再分配も高い比率で維持されたまま、わりあい失業も少なく経済実績が比較的よい。もっともこれはポスト・フォーディズムの多様なケースの一つとして考えていいのかどうかは問題となるでしょう。これらに対し、日本はどうかというと、あきらかに大企業を中心に経済の再生を進めており、サード・イタリー・スウェーデン・モデルとは全く違うタイプで相対的に良好な経済実績をあげている。国民経済的にも地域経済的にも、選択可能な発展戦略のモデルはいまや多様であると考えるべきでしょう。しかし、とくに日本のモデルをどう考えるかが他の先進諸国にとっても戦略的に重要な意味を持っていて、経済的に衰退しつつあるアメリカやE C諸国からも特別に注目される時代になってきている。

(2) ポスト・フォーディズムの三つの主要内容

そこでいま、日本をはじめ主要な先進資本主義諸国に形成されつつあるポスト・フォーディズムの蓄積体制について、その特徴を考えてみますと、主要な内容は三つあるのではないかと思います。一つは、投資単位がME化のなかで情報技術を導入して軽小化したことです。第二に、同じくME情報技術を導入することをつうじてオートメーション化、パートなど雇用形態の多様化がすすみ労働組合がたいへん弱体化させられてきた。第三に、国家の経済的役割がケインズ主義的な方法で経済の再生にうまく寄与できなかったということもあって、サッチャーリズム、レーガノミクス、日本の臨調行革、とあいついで新自由主義の方向に経済政策が転換した。それだけ国家の経済的役割が小さくなる方向が主流になった。

ケインジアンは新自由主義、新保守主義に対して、時代錯誤の政策だと批判する。しかし、私は新自由主義への転換、市場活力の重視にはそれなりの経済的な下部構造の基礎があるのでないか。すなわちME情報技術の導入によって市場が非常に深いところから再活性化され、競争的な時代に入ったところに新自由主義を支えるある種の下部構造の変化があって、新自由主義への転換には単なる政策の恣意的選択の問題をこえる基礎が与えられているのではな

いか、と思うのです。ふりかえってみると、19世紀末の「大不況」を介し、資本主義が帝国主義の時代に入る過程以降、投資単位が重厚長大化し設備投資主導型で資本蓄積がすすめられてきた。そのような大きなスケールの重工業には、熟練や経験を積み、筋力を要する成年男子の労働者が集められ、労働組合を形成しやすい条件があった。そうした経済動向を受けて国家が経済的役割を増大する。そして国家の経済的な役割が増大していくとまた、そこに公共部門として同じく安定的な労働組合の形成基盤が拡大される。この傾向が大きくみれば、戦後の高度成長の時期までほぼ1世紀にわたり続いてきたが、ポスト・フォーディズムの時代に上述の三点にわたりすべて逆転されたのではないかと思われる。それが、『逆流する資本主義』というイメージで私が提示したかった仮説的見解です。これを海外のソファレソスで報告しましたら、われわれは50年周期の長期波動ですら十分処理できないのに、スーパーロング・ウェーブで1世紀なんて言われても困るという反応がありました。しかし私はスーパーサイクルを提唱しているのではないのです。1世紀を越える資本主義の歴史的傾向が1970、80年代に逆転された。それは1世紀にわたって今後も続いていく傾向だろうと言っているのではなくて、ある社会的な関係性のなかでそういった逆転傾向は阻止できるという可能性も十分念頭においた上で、現実に起こっていることとして市場原理、民営化によって資本主義の再生がすすめられやすい市場経済の基礎の変化が生じていることに注目したいのです。

資本主義世界に生じたこうした変化はソ連・東欧にも重大な影響を与えている。去年、東欧4ヶ国を訪ねて経済学の研究者たちに聞いてみると、経済再生の主要方針は東欧でもいまや新自由主義なのです。せめてゴルバチョフのラインで社会主義経済再生の可能性を市場の導入で考えられませんかときいてみたのですけれども、それは今の政治体制の選択の方向としてはもう過去のことであって、フォーラムとか連帯で運動を進めていた時期にはその方針で考えていたけれども、そのあと一連の選挙が終わって新しい政権ができた後の状況は、新自由主義に

よる資本主義の全面的な導入に向かっている、というので私は多少ショックを受けながら、やはり新自由主義による資本主義世界の再編の方針が東欧やさらにはソ連にまでかなり大きな影響を与えた、それら諸国をも巻き込んだという印象を受けました。それを是とするか否とするかは、われわれ自身の問題で、それを考える意味でもいま日本モデルをどう考えるのかがたいへん重要となっている。

III. 日本型フォーディズム

日本にはフォーディズムがあったのかなかつたのかいうことが現在論争問題になっている。私の答え方はこうです。たしかに日本には純粹フォーディズムはなかった。純粹フォーディズムというのは、生産性の上昇にほぼ比例する実質賃金の上昇が実現されるモデルと考えられる。これに対し日本の場合は、戦後の高度成長期、1960年代まで製造業その他で生産性がかなり上昇していくときに、実質賃金の上昇がそれに十分見合っていない時期が多い。その意味では純粹フォーディズムではなかったと一応いえる。

しかし、この日本資本主義の高度成長もふりかえってみると内需拡大型なのです。輸出依存度（GNPにたいする輸出額の比率）は、この時期ほぼ安定して10%である。この輸出依存度は、戦前の典型的な時期である1935年代頃をとると18%ぐらいで、それに比べると戦後の高度成長期には相当低い。アメリカに比べればそれでもやや高いと思いますが、ヨーロッパの主要諸国に比べると輸出依存度10%というのはかなり低い。ですから、この安定した輸出依存度10%で高度成長を実現する主たるマーケットの拡大は国内にあった。この国内の有効需要の拡大はどのような諸要因によって維持されたか。もちろん、実質賃金も上昇している。この実質賃金の上昇と雇用の拡大による賃金労働者の有効需要の拡大、これが一つの重要な内需の拡大基盤である。しかし、それだけでは生産性の上昇に比して十分ではないということが、日本型フォーディズムのモデルの特徴です。

この点で私のみるところでは、賃金労働者の家計の他に二つ重要な有効需要の拡大の側面が

あった。その一つは農村であって、出稼ぎから始まって、都市に農村から労働者が大量に移動しながら、農家の総戸数はあまり減少していない。そして、副業あるいは賃金所得もを加えた農家の所得は、この高度成長の時期にはほぼ都市の労働者家計と見合った形で上昇しています。農村では宅地のコストが安いということもあって、その所得の増大が農機具や農薬さらには自動車などの耐久消費財を農村に普及させていく。こうした農村における有効需要の拡大が高度成長期の日本の内需拡大に大きく寄与していると思います。

もう一つの側面はいうまでもなく投資需要で、この投資需要がGDPの4分の1程度にまで拡大していく。民間設備投資需要が経済全体の成長を主導したという意味で、日本の高度成長は投資主導型であったともいえる。この設備投資は利潤からの投資の拡大と同時にオーバーローンによる銀行からの設備投資資金の借り入れを重要な源泉としていた。その背景として実質預金利子率はほぼ0%なのに、日本では個人所得のほぼ2割くらいは貯蓄に回すという高貯蓄型が大きな支えとなっていた。

以上が、日本の高度成長期の特徴です。その全体を通じて、日本の場合、高生産性に対して実質賃金が十分に上昇しないということとも関連し、付加価値中の利潤シェアの比率が高く、逆にいうと労賃シェアの比率が低いということが特徴をなしている。加えて、設備投資主導型という特性を持っていることもあるので、レギュラシオニストの理論家の一人B・コリアはUCLAでの国際学会で私の報告を聞いた後すぐやってきました、「日本は私たちの考えているフォード・モデルではないのではないか」と言っていました。それでは、「フォード・モデルとは何か」と聞くと、「労賃主導型は外せない。日本には社会契約がない。たしかに内包的な蓄積は、一種のパターンとしてあったかも知れないが、日本をフォード・モデルというのには反対だ」とのことです。そばで西ドイツの理論家のエルマー・アルトフurtherが聞いておりまして「それはちょっと概念の作り方がアメリカ、フランスモデル偏重になり過ぎているのではないか、フォード・モデルをそのように限定して

使う必要はないのではないか」と論評していました。私も「それはそう思う。フォード・モデルというはある種の内需拡大型の蓄積体制で、日本では終身雇用制、年功賃金、会社別組合からなる当時の日本型経営のもとでの毎年の賃上げならびに雇用拡大と農村の有効需要および投資需要の拡大で支えられる日本型のフォーディズムが形成されていたと考えればいいのではないか」とこちらがレギュラシオニストになったような議論をしたことがあります。

こうした日本型のフォーディズムの特徴をいまふりかえってみると、種々の面で相対的に不均等が縮小する傾向があった。その末期には、労賃における大企業と中小企業のあいだのいわゆる二重構造も相対的に縮小する傾向が現れるわけですが、それだけでなく、明治以降の日本の資本主義の長い歴史のなかでこの時期には初めて、農村と都市が物質的経済生活の水準において接近する。したがって、地域的な経済格差も均等化される傾向がみられた。これが、この時期の重要な特性だと思います。男女の関係その他においろいろな差別や格差が残ったのはまちがいないのですが、いちおう総中流化という言葉で言い表わされるようなある種の平等化、均等化の傾向が日本の高成長期には実現されつつあったことは認めておいていいのではないかでしょうか。

IV. 日本国型ポスト・フォーディズム

(1) 國際的意義

その後の経済危機を介し、1970、80年代に形成されつつある日本型ポスト・フォーディズムは、いま国際的にある種の先端的な典型性をもつようと考えられている。海外での日本についての評価がこの危機の時代にたいへん高まって、失業や危機がほとんどなく、経済再生に例外的に成功しているとみられ、日本例外論がいわれている。その成功の要をなしているのが日本型経営ではないかということで、日本型経営の内容についても関心がたいへん高まっている。高度成長期を支えるものとして定着した日本型経営の核心は、終身雇用制、年功賃金、会社別組合の三面からなる雇用関係にあったと考えらえ

ますが、さらに詳しくその内容的を点検していくと、たとえば社員意識が労使の間で大企業について一様に顕著である。それから職場で労働チーム制が採られていて、チームで能率をあげるという仕組みがある。作業をつうじて学習していく（LEARNING BY DOING）仕組みが定着している。それによって労働者を多能工化して、いろいろな仕事を一人の人に行わせることができる。それは労働者の能力を高めていく上でも重要である。それを前提にまたジョブ・ローテーションが企業のなかにあり、いたって広い企業内労働市場が存在している。大企業の正規従業者には雇用保障と昇進制度が、労働者からみても有利な制度として定着している。さらに、QC、ZD運動などの小集団活動や提案制度で参加意識と労働意欲を高める仕組みがある。こうした日本型経営に学んで経済・経営を立て直さなければいけないという方向で、欧米からもたくさんの経営者が訪れている。またこれをめぐる社会学、経済学、経営学を通じての日本論もさかんである。

そうしたことが、欧米の左派にも影響を与えて、『季刊窓』にみられるような一連の論争が展開されている。その発端はM・ケニーとR・フロリダが日本型経営のなかに定着している様々な仕組みは労働者が労働運動を通じて自分達の地位および能力を拡充していくためにも学んで良いことだと書いた共同論文です。戦略としてそれを労働者側から位置づけようとするのが、レギュラシオニストの発想を受けて提示されたケニー＝フロリダの方向性であった。さらに、日本経済には実は社会主义の要素が組み込まれており、社会主义に接近しつつあるというクリーピング・ソциアリズム論もあらためて提起されている。柴垣和夫さんが1990年の経済理論学会で報告された内容にもそういう議論が展開されています。その方向には限界があることも柴垣さんはむろん指摘されていますが、これらは重大な問題提起で大いに検討を要するところではないでしょうか。

『逆流する資本主義』でも述べましたように、私としては、日本資本主義の再建の方向は重大な危機や歪みを内包しており、決して健全で理想的なモデルを示すものとはいえないと考えて

います。日本例外論に対しては、日本のなかにも他の先進諸国に通ずる経済危機とそれへの対応が特殊な形態をとって進行していることが無視されてはならないと思う。

(2) 資本主義的大企業の強化の二側面

そのことを少し分けて申しますと、まず日本経済の強さは資本主義的大企業の強さを再建拡充する方向に集約的に示されている。それには、二つの面があり、その一つは輸出力の再強化です。日本経済の高度成長期は内需拡大型といつてもいいと申しましたが、1973年以降の経済危機を経て1975年頃から1985年くらいまでをとると、日本資本主義の再建の方向として財界、産業界が輸出依存型の路線に切り替えた時期がある。86年以降の経済回復がもう一度内需拡大型にカムバックしているわけですが、しかしその内需拡大は1960年代までとは性質の違うものになっていると思われる。しかしそれにさきだつ10年ほどの間、輸出依存型に日本経済の再編の方向が切り替えられている。そして輸出依存型に切り替えられた路線を推進するために、日本企業は合理化努力を重ね、ME情報技術をあいついで導入し、FA、OAを推進して生産性を高めるという方向に進んだ。

そこで日本の製造工業における1970年代後半の生産性の伸びは年率9.2%となり、高度成長期の1960年代後半よりむしろ高くなる。それに對し、実質賃金は年率1.7%の上昇にとどまっている。その結果1975年から85年の10年をとった場合、生産性は日本の場合2.17倍に高まり、一人あたり1時間に作れる財は2.17倍になっている。にもかかわらず、実質賃金はこの間指数で105.9であって、労働者が受けとる実質賃金の分量は10年たっても6%も伸びていない。この生産性の伸びと実質賃金の停滞との対比は、アメリカ、西ドイツ、イギリスなど他の資本主義諸国にもこの時期の特徴として読み取れるのですが、そのギャップが日本ほど顕著どころはほかにない。日本では生産性が非常に高く上昇したのに、実質賃金が西ドイツほども上昇していないのです。このことからすぐに連想されることとは、マルクスのいう相対的剩余価値の生産がずいぶん増進したはずである。つまり、生産

性が上昇して実質賃金が伸びないことは、労働者のわけ前が実質的な労働時間や物量単位で相対的に下がって、それだけ企業が取得できるシェアが上がっているはずだというように考えらえる。しかし、不思議なことにこの間の日本の製造業の利潤シェアはあまり回復していない。1960年代から1970年代にかけて利潤シェアはほぼ40%の高水準を維持していた。それがその後の経済危機にかけての実質賃金の上昇と経済の危機的攪乱で非常に大きく減り、1975年には15.2%に激減する。それが再建期の1980年から85年にかけて利潤シェアは確かに回復はするけれども、80年に19.7%，85年に17.7%とそれ以前の高度成長期と比べてなおごく非常に低い水準に低迷している。そのために企業にとって利潤率がはかばかしく回復しない時期がかなり長く続いている。これはちょっとパラドキシカルな現象ではないでしょうか。

その点をさらに多少分析すると、企業にとってのコスト要因になる名目賃金を、ふつう、実質賃金の算定にさいしては消費者物価でデフレートするのですけれども、製造工業のGDPデフレーターでデフレートして実質的なコスト要因になる生産物賃金という概念を別に立ててみる。そうすると、この時期の特徴としてこの生産物賃金と実質賃金の動きが全然違い、生産物賃金のほうは、かなり、生産性に応じて大きくあがっている。逆にいうと、実質賃金を停滞させる原因である消費者物価の上昇と製造工業で販売する製品価格を示す物価指標の動きがずいぶん開いている。この後者が相対的に下がっているために、企業の側からいうと、仮に名目賃金で労働者が製造工業で販売するものを平均的構成でまとめて買うとしたらそれが生産物賃金の指数の動きなのですが、この生産物賃金の指数がかなり上がっててしまうのです。

労働者からみると相対的剩余価値の生産がすすみ、剩余労働はより大量に提供しているはずなのですが、それがどこかに流出して企業の利潤シェアの回復につながらない。例えば、日本の製造工業は、この時期に輸出依存型になって、アメリカなど世界市場への製品輸出価格を円高に振れていくなかで抑制し続ける。その努力を続けていくために製造工業GDPデフレータは

相対的に下がっていくということがあったのではないか。それに関連して、この時期の不況過程では大企業の独占的なビヘイビア、独占的な価格維持をめぐるビヘイビアやその経済的な弊害があまり目立っていない。独占は、TNECのレポートなどでも1930年代の経済危機を深化した主要原因とされていたことなのですが、そのような調査を今やっても、独占価格維持の弊害で経済が危機・停滞を引き起こしているという報告は出てこないのでしょうか。大企業は存続しさらに巨大化しているわけですから、製品価格についてはこの間概して競争的に動いているように思われる。特に、情報機器などではそれが顕著にみられるし、他の自動車産業などでもそうした傾向があって、生産を縮小しても独占的に価格を維持する企業ビヘイビアは顕著でない。これは、1930年代と現代の大きな違いではないか。なぜそうなったかは面白い問題で、ME情報技術の特性によるところもあるし、また情報技術により多国籍企業化が進み、市場がグローバル化する傾向も大いに関係があるのではないかと思います。

こうして、競争的市場を再強化しつつ、日本の諸企業はかつてはオーバーローンにより設備投資を拡大しては高度成長していたのに対し、この時期にはME化により輸出が伸びやすい企業体質に合理化を進め、しかもあまり大規模な設備投資はせず、むしろ借金をどんどん返済するという方向に財務構造を転換して行った。その結果、金融収支のバランスがネットでプラスを形成する企業がたいへん多くなってきている。つまりこの時期には不況過程をつうじ、かえって日本の企業の財務体質が非常に改善され、強化されたことになります。強化された財務状況のなかで生じる企業の余剰資金が、また投機に使われて、それが企業にしばしば追加的資産価値の増大をもたらすとともに、経済をバブル化し不安定化しているということにも注目しておかねばならない。

(3) 国家財政の危機と労働者の経済的地位の悪化

他方、こうした企業の財務体質の強化と比べて、日本経済には危機的な様相ないし困難の深化を示している側面が二つあります。その一つ

は明らかに国家財政であって、税収の不足から累積的に国債の残高が増大し、利払いがかさみ、1980年代の中頃になると10兆円前後の利払いを毎年せまられている。これは、国民所得の4%にあたる所得再分配効果をもつわけだといへん大きな問題となっている。この国債の累積にみられる国家の財政危機から1980年代には臨調行革へと政策転換が生じている。それにともない福祉や教育費を削減し、新自由主義により公企業の民営化がすすめられる。それは、明らかに働く人々や経済的弱者にとって厳しい政策であって、市場原理により個人責任で老後まで自分の生活は自分で責任をもってやって欲しいという方向に政策が転換された。それと同時に、サッチャーリズムやレーガノミクスもそうであったように、新自由主義の政策路線は民営化を含め明らかに反労働組合的な攻勢をしかけている。日本の場合も、三つの公社が1985年に民営化されるプロセスで、総評を支える国鉄労働組合などに大きな打撃が加えられ、総評解体、連合への労働戦線統一の路線を決定づけることになっていた。つまり、臨調行革路線は、単なる国家財政の中立的な再建政策ではなく、労働組合にたいする大攻勢を内容として意識的に含んでいたとみなければならない。それと同時に、この時期には国家公務員の賃金抑制が民間給与の抑制とリンクされて、実質賃金の抑制、停滞に働く。さらに最終段階には、市場原理による財政危機の解決の方向ということで消費税の導入を柱とする税制改正が同じく大衆的な負担の増加をもたらしつつ導入されることになった。

もう一つの日本経済の問題点は、労働者の社会的経済的地位の悪化です。これは、海外から見ているとみえにくいところがある。というのは、日本経済の諸指標をドル換算して国際比較することが多いので、1ドルを360円の時期と1ドル130円になった最近の状況を換算してドル表示でみると、同じ名目賃金でも3倍近く所得が上がったよう見えてしまうからです。それは妙なことなのですが、一種の尺度問題の難しさでしょう。国内的にみているかぎり、春闘が連敗し、実質賃金が停滞していることは統計的にも確かめられるところであり、生産性が上がり、企業の財務体质が非常に改善されたのと

鋭い対照をなしている。他方、税、公務負担、教育費、住居費などは上がり労働者家計が逼迫する。それに対応して、パート、非正規労働者としてでも家庭からもう一人稼ぎ手が出なければならなくなる。その結果、2人なり1.5人なりが家計からの稼ぎ手の一般的な数になれば、マルクスが『資本論』のなかでいっている労働力の価値分割が生じる。それが原因と結果の悪循環を形成し、低賃金への抑圧が繰り返し維持される。しかも、不況圧力とME情報化のインパクトでパート、非正規労働者が非常に使われやすくなっている、それも賃金を抑圧しつつ家庭の主婦などを雇用関係に動員する要因となっている。その結果、日本型経営に学べと海外で言われているようになったときに、日本のなかでは逆説的に日本型経営がむしろ崩れつつあるのではないか。たとえば終身雇用制、年功序列制はいまその比率がどんどん大きくなっているパート、社外工、人材派遣業などからの非正規労働者にはむろん適用されません。会社別組合を中心とする組合組織率も1973年の33.1%から88年の26.8%に大きく下がっている。こうして日本型経営のもとにおかれた労働者の比率はかなりの速さで小さくなっている。大企業の正規の労働者について、仮にクリーピング・ソーシアリズム的な要素があるとしても、その要素の役割は今や小さくなりつつあるとみるべきではないでしょうか。

こうした状況のなかで過労死の増加が問題になっている。森岡さんたちが窓社から出された『過労死』という本は、たいへんショッキングな内容のものです。“JAPAN AS NO.1”といわれるこの経済大国に、過労死に至らしめるような労働条件が私たちのまわりに広がっているのです。サービス残業や、長時間の通勤時間を入れなくても、公式統計で西ドイツ、フランスの労働者に比べると年間で彼らの3か月分余計に日本の労働者は働いている。驚くべき長時間労働です。これがなかなか縮められない。縮めると残業手当が減るから住宅ローンが返せないということもあり、組合もなかなか一生懸命に取り組まない。所得を減らさないで時間を減らさないと意味がないと思うのですが、それが難しいのでしょう。これも企業中心の経済再建に

労働者が協力し続けてきたことを示している。過労死で死ないまでも、日本では働く人々の主体がどんどん疲弊している。特に、男性の場合にそれが目立ち、みんなの会話も「くたびれましたね」ということからいつも始まる感じで本当に疲れてしまっている。ME化で仕事もかえってきつくなっているわけで、ディスプレイに向かってインプット・アウトプットをやっているあいだ無駄口がきけず、息が抜けない。ときおり職場で、「今日は天気が悪いね」といった雑談を交わしながらやっていたような作業が今はなくなってしまい、神経的に非常に疲れる、ストレスのたまりやすいテンポや種類の仕事が増えている。忙しいストレス社会は、受験体制のなかの子供にまで及んでいて、子供も疲れてしまっている。みんながくたびれてている。これでは、社会的経済的に不公正な秩序が形成されつつあるときに、それに抵抗する主体が立つかどうか心配です。比較的いま元気がよいのは、パートなどで時間の調節をしながら働いている女性たちでしょう。生協など女性のやっている運動は活力がある。女性が外で働くようになったのはそういう効果を引き出す意味もあって良いことだと思われるのですが、それが男性のほうに十分に良い効果を及ぼしていない。男性も女性といっしょに元気にならないと女性もつまらないのではないか。

(4) 変革への探求と連帶

もともとレギュラシオン学派が提起した問題構成の背後にあるのは、資本主義の再編を通じて人々の社会的参加を促し、もっと可能性の大きく開かれた社会秩序に作り変える道がかなりあるはずだ、それを有機的な社会関係のうちに探しだそうではないか、というものだと私は思っています。

日本の会社制度のシステムやその労資関係の仕組みの特性がさまざまな面から論議されていますが、こうした問題意識からみると、社会的な企業の意思決定にどういうふうにコントロールを「上から」ではなく「下から」あるいは「横から」及ぼしていくのかが種々のレベルや側面にわたりが重要な問題となるでしょう。クリーピング・ソシアリズム論のある側面は、

そこを意識しているのではないかとも思われます。経済政策の面でもいまや新自由主義の限界がいろいろな形で明らかになりつつありますが、これに対したんにケインズ主義に復帰して、国家の上からの財政金融政策で福祉政策をやるという戦略だけでは明らかに十分ではない。働く人々の疲弊や主体の危機、地域社会の格差の拡大、荒廃地域や乱開発の生活への深刻な影響、家庭生活の変化、育児や教育の困難、老人問題や医療システムの問題、大小さまざまな自然環境破壊の進展など日本資本主義についてもまさに解決を要する問題が山積している。新自由主義やそのもとでの資本主義経済の現代的作用を、こうした危機的諸問題との関連においても、われわれはさらに批判的に掘り下げて分析し、それらに取り組もうとしている諸運動や労働運動の再建の意義や未来の可能性を幅広く探っていく試みに力をあわせなければならないでしょう。

日本の左派はそうした時代の問題に連帶して取り組むことによって、新たな活力をみずから再生させてゆかなければならない。レギュラシオン学派の問題提起やポスト・フォーディズムの概念もその手掛かりのひとつとしてよいでしょう。しかし社会主義の再生の希望は、外から借りたり、与えられるものではなく、とくに日本でわれわれが探り出していかなければならない。日本のなかで、資本主義経済秩序の市場原理による再建の方向という「逆流」一方ではダメなので、そこからどういうふうに「反転の反転」を生み出していけるのか、これにつらなる経済学の研究を、広い視野での連帶、協力のなかから展開していきたいというのが私の切なる希望です。基礎研の活動は、こうした研究の推進の重要な一翼を担っていると思っていますので、そういうの今後の発展を心から期待しています。

(いとう まこと 東京大学)

質疑応答

A 資本主義の「危機」の認識と『資本論』、それと宇野理論の関係をどのようにとらえるか。
伊藤 まず宇野理論との関係で、私が資本主義の逆流と考えております内容をもう一度要約してみましょう。『資本論』で示されているような原理論にたいし、その後いくつかの意味で市場における資本の原理的運動を制約するメントが生じ、その傾向が1960年代まで続いていた。その一つは、固定資本が巨大化して、独占的な企業のビヘイビアが、市場の非競争的支配を強化する傾向がみられた。第二に、労働組合が拡充強化され、市場原理による資本に対抗する社会的勢力を形成する。第三に、いろいろな方向はあるが国家の経済的な役割が増大し、これも市場をこえる社会の一つの規制の方向を示していた。ところが1970年代以降の経済危機はその発生過程自体において、労働力や一次産品の供給余力にたいする資本の過剰蓄積という資本主義経済の原理的限界をあらためて露呈した側面がある。それとともにその後の危機からの再生過程においても資本主義経済の基調は上の3点をいずれも逆転する方向に動いているのではないか。私としては現状分析の研究次元でこれらに検討をすすめた結果、仮説的見解説として提示したくなつたのは、『資本論』のような原理論の現実的な妥当性や意味がいまあらためてきわめて重要になっていいる、ということです。それは宇野三段階論で中間的な段階論を媒介に、国家独占資本主義なり現状分析において資本主義が原理的なワーキングから離れる方向に、社会主義の影響も含めて、動いていいるという宇野学派内の認識にたいする最近の私の仕事のズレを示している。そこから三段階論を含む宇野方法論をどう考え直して行つたらいいかは、私にとっても興味

ある問題です。

B レギュラシオン理論は“丈夫で長持ちする理論”か。フォーディズムの内容は明確だが、ポスト・フォーディズムの内容はあいまいで不明瞭ではないか。

伊藤 レギュラシオン理論がどれくらい長持ちする理論であるかは、レギュラシオニストの方に伺った方がいいかもしれないのですが、フォード主義という概念はおもしろい。高生産性、高賃金を社会的に実現する制度的仕組みで、それが戦後四半世紀定着し高度成長を支えたとする見方はちょっと長持ちしそうだと思っています。それにたいしてポスト・フォーディズムの方は、どのくらい長持ちするかと聞かれるとちょっとたじろぐところがあって、さしあたり概念上も時期区分を示しているだけで、内容はあまり整っていないともいえる。それを今後どう構成するかもかかっている。そのとらえかたは、論者によってはパクス・アメリカーナにおけるアメリカ型モデルから日本型モデルへといふうにもとれるところがある。そうすると日本型モデルのもつている戦後体制の意味が、70年代の危機を媒介にどう変わったかということと、アメリカモデルから日本モデルに変わったということと、二重の問題が交差することになる。その内容がどう整理されていくか。そこからレギュラシオニストのいわゆるトヨティズムとか、フジツイイズムとかいった規定の中身をどういうふうにわれわれとしてとらえかえすかも問われてくる。

ことは、おっしゃる通りかもしれません。しかしそのときのフレキシビリティと、ポスト・フォーディズムの時代に増大しているフレキシビリティのあり方とは、内容がかなり違うのではないかと思います。オリジナルなフォード工場の場合は、労働マフィアみたいな暴力的な抑圧機構を伴った、非常にハードな面を含んだフレキシビリティであった。それが戦後体制で定着して行くときには、もう少しソフトにいろいろな社会的な制度を動員しながら、企業のフレキシビリティをある程度構成していた。それにたいしポスト・フォーディズムのもとで増大したフレキシビリティは、やはり技術的な基礎が、ME情報技術に移り、コンピュータ管理、オートメーションシステムを使った労働者のフレキシブルな雇用と使用形態なので、ここでもう一つ内容が違っている、時代が違ってきてているのではないかと思います。

D ポスト・フォード主義における（「プレ」と対置される）「ポスト」をどうみるか。日本資本主義における先端技術と日本的な種々の後進性の結合をどのように把握すべきか。

伊藤 「ポスト」と「プレ」という概念が季刊『窓』などで争われている状況は、双方の側に、ある直線的な歴史の前進過程が想定されていて、その線にそってプレがあり、フォード主義があり、ポストがありといふうにみているのではないか。それにたいし私の考え方は、ポスト・フォーディズムは、フォーディズムにたいしてある面で歴史的時代が変わったということは言えるけれど、われわれから見てそれが前進であるかどうか。むしろ進歩や前進の面がどこにあり、後退の面がどこにあるかということをふりわけて考えなければならない。ポストだからといつていちがいに歴史が前に進んだとは言えないし、言う必要もない。むしろ逆流しながらポストになっ

ているのではないかと思っています。それから、報告でもふれましたように、フォーディズムが収斂型であるとすると、ポストのところはモデルが多様化するかもしれない。そこであるモデルのある面をとると歴史がそうとう前に行っているとか、たとえばスウェーデン・モデルをどうみるかとか、そうした比較を含む議論が必要になりますね。日本型のポスト・フォーディズムの場合にもそういう観点で後進性と前進性の組み合わせがどうなっているのかということは、これから議論していただき、確定していただきたいポイントの一つです。

E 資本蓄積の制度的な枠組みとしての堅固性、リジディティが個別企業の雇用や技術におけるフレキシビリティを支えているのではないか。また「逆流」というが、それはある段階を基準としてのことと、資本蓄積の歴史的傾向としては一つの一貫した方向性ないし法則性がみられるのではないか。伊藤 蓄積の制度的枠組みにおけるリジディティが重要ではないかということは確かに検討に値すると思います。ただ、そのさい大企業の蓄積体制が、かつての独占的な市場の堅固な支配を確保していく傾向が、ME化にともないかなり変わって、競争的になってきている。それにともない市場原理が深いところから掘り起こされて、競争的に再活性化されている。これはおもしろい問題で、連続性をもって資本主義がずっとそうやってきたと考えようとする考え方もあるかもしませんが、ある種の屈折がその展開に含まれて、その意味が問われる時代ではないかと思うのです。

F レギュラシオニストの提起する、「労働者民主制」の概念をどう評価するか。

伊藤 勤労者民主制という見地は、私も重要だと思います。それは例えば労働者自主管理とか労働者民主主義といつてもほぼ同じことを

目指していることになるでしょうし、その妥当性は目標をどういうふうに実現していくかということの内容にもむろんかかわるでしょう。民主制という場合、その概念には、平等の実質的実現ということは含まれているのかないのか、カナダでも議論しました。私の意見では、それが含まれる方向を目指さなければ社会主義にむかう運動とは言いがたいのではないかと思っています。

G サード・イタリーの職人業の発展にみられるように、生産力の発展は単純に大規模化に向かうのではなく、ME化・情報化が進むと、分散化・小規模していく可能性もあるのではないか。

伊藤 小規模の企業によるサード・イタリー型の発展というのはたしかにたいへんおもしろい問題です。これまでの資本主義の中にも活力のある中小企業はあったけれども、ここにきてその意味がもう一つ転換したように思います。それはまた、ME情報技術の普及ということと、直接・間接に関連があり、情報技術により経済のサービス化がもう1段スケール・アップしていることにも関連があるでしょう。ただ、日本について言うと、その傾向がサード・イタリーなどと比べますとやはり大企業中心の再編に重点がおかれている。その方向で中小企業の活力も利用され、大企業中心に再配置される傾向が目立つ。商業やサービス業でも大企業中心の再編が日本では顕著であるように思います。

H 現代の技術、労働過程における「構想と実行の分離」の問題をどうとらえるか。

伊藤 ハリー・ブレイヴァマンがマルクスに依拠して構想と実行の分離を20世紀のアメリカの発展にそくして改めて再指摘して以来、現在それがどう進展しているかは、欧米でくりかえし検討され論じられているところです。これに関連し私が日本モデルをめぐって考えていることの一つは、日本の輸出

競争力がなぜかくも強いかということで、オートメーション化に労働者がよく協力したということもあるのですが、それと同時に日本製品の質のよさを支える労働者の役割も大きいということです。マニュアルの仕事が残っているところについて、部品から組み立てまでミスがなく、きちんと仕上げられていることが最終製品の故障率を少なくして、円高で、ドルで買うときは日本車は高くなっているけれども、それでもホンダを買いたいとか、トヨタを買いたいとか、そういうふうになるのでしょうか。だからオートメ化がいくら進んでも、ME化により細かい部品の生産やその加工組立過程がデリケートなミスに弱くなっていることもあって、労働作業に残っている人間がやる仕事の信頼性が日本の経済の基本を大きく支えている側面を無視してはならない。そこに残っている人間的な労働は、いかに細分されオートメ化されても、人間の主体的活動に特有な構想と実行の二面があって、企業のデザインにしたがって動員されるにせよ、主体としての能力が、定められた仕事を理解してそれに向けてきちんと発揮されさらに多少の偶発事故はこなしてゆくことで生産工程が支えられていく。つまり構想と実行が企業体制としてオートメ化で分離されて行ってもなお主体としての労働の役割が最終的な職場に残り続けることにも注意していかなければならない。

いわゆる日本型経営の強さは、その主体性を参加意識として引きだしてゆく仕組みの強さもある。そういうところから将来社会への展望がどういうふうに開けてゆくかということも、構想と実行、主体のあり方のとらえかえしがそこからどのように出来るのかということとの関係で考えていかなければならないでしょう。

I フランスでも、ポスト・フォーディズム概念の安易な使用を反省し、これがある理念型、内容を伴っ

た概念にしようとする動きがある。現代は資本の国際化により調整が困難化しているなかでの安定した蓄積体制に至る長期にわたる過渡期ではないか。

伊藤 ポスト・フォーディズムといいはある種の過渡期であって、その再編期が終わって安定的な構造ができたときにあらためて理念型が確定されるのではないかとうご指摘は、可能性を含んだ問題提起であろうと思います。しかし私はこの時期が1980年代も終わり20年近く経過しつつあるなかで、すでに一定の特徴的な構造を形成しつつあるのではないかと思います。むろんその構造はずっと続くかどうかまだ定かではない。ボーダレス・エコノミーになっても、そのなかで大企業が国際的に再統合してもう1回安定的な独占的構造を再形成するかもしれない。しかし今までのところ資本主義経済はME化によりシビアな競争的な状況を通じ働く人々に影響を与えていている、その中で市場経済は、家庭生活を再編することを含めて、非常に深いところから再活性化されている。「市場を掘り起こした」と日本の経営者は言うのですが、そういう側面がやはりあるのではないか。逆流という言葉がほんとうに適切かどうかは別として、市場資本主義が強力に再生しつつある点は注意しておかなければならないところだと思っています。

逆流する資本主義という言い方を含めた私の分析の仮説的見解とレギュラシオン派のアプローチとの関係性が今日の報告では少しあかりにくかったかもしれません。私自身は、レギュラシオン派の提示しているフォーディズムとかポスト・フォーディズムの概念を転用ないし借用しているのですが、レギュラシオン派は資本主義発展の逆流といった認識を提示しているわけではない。私のこの仮説的な結論は、調整学派において認められているアプローチから必然的にでてくるものでもないと思いま

すので、そこは少し離して、両面を理解していただけるとありがたいと思います。

J インフレーション、スタグフレーションの問題をどう分析するか。

伊藤 インフレーション、スタグフレーションの問題は今日の報告ではありませんが、私の著書の中ではある程度扱っています。ただ、その扱い方は、例えばインフレーションのいきすぎで経済危機が来たので、それは政策運用のミスマニピュレーションであるという見方とは異なっています。インフレの激化をうながしたブレトン・ウッズ体制の崩壊自体がその背後のグローバルな経済構造の変化から来ているわけだし、そのインフレーションの悪化のさらに背後には、資本の過剰蓄積というもう一つ深い、重い経済危機の原因がある。そのことにウエイトを置いて、インフレーションとかスタグフレーション論も扱ってみたいのです。

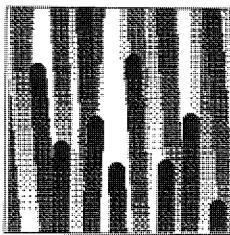
K フォーディズム論において、個別企業の経営管理政策の問題と、マクロ的な蓄積体制との関係をどのように考えるか。

伊藤 個別企業の政策におけるフォーディズムと、マクロ経済体制、蓄積様式としてのフォーディズムの関係も興味あるポイントです。私の理解ではオリジナルなアグリエッタその他のレギュラシオン学派が考えていたのはどちらかといえばマクロレベルの蓄積体制で、それを個別資本的なフォード工場の体制とのアナロジーで表現していた。それにたいしてたとえば季刊『怨』の論争はやや個別企業の労使関係のモデルに集中しすぎていて、経済全体の蓄積体制のマクロ的な変化において日本型ポスト・フォーディズムが実現している高生産性と実質賃金の停滞のもっている意味や、企業全体としての利潤シェアや収益率の動態などレギュラシオン派が本来フォーディズムについて意識し問題にしていたポイン

トがあの論争では必ずしも十分扱われていないように思われます。

L 日々労働が強化されていく中で、われわれはどうすれば幸せになれるか？

伊藤 最後に、日々労働が強化され働く人々が疲弊している現状の中からわたしたちはどうすれば幸せになれるか。それは1人1人の努力では、とてもできないことなので、その課題に向けての作業を共同で始めなければならない、あるいは続けなければならない。そのときに、やはり全体としての社会経済システムをどのくらいわれわれが認識できるか、その有機的な作動構造をどこまで批判的に全体として把握できるか、ということが学問的には一つの重要な手掛かりになる。それなしにはやはり科学によって幸せになる道を探り、連帯するということに値しないものになるでしょう。基礎研の活動はそういう意味でも大切にされてよいと思います。本日はありがとうございました。



●特集II——現代日本資本主義論争に向けて

日本型システムと「フレキシビリティ」

十名直喜

I. はじめに

伊藤誠氏の講演（「ポスト・フォーディズムと日本資本主義」）は、レギュラシオン理論に基づいて、現代資本主義像の全体的把握を試みられており、フォーディズムからポスト・フォーディズムへの移行という視点から、日本資本主義の構造的把握をするという、意欲的でスケールの大きなアプローチであった。そこでの包括的なアプローチは、小生にとって、日本資本主義の全体像把握への強い刺激と示唆に富むものである。また、講演をめぐって、多数の参加者から質疑が相次いだが、これらに対する伊藤氏の真摯かつ誠実なフォーローは、一段と感銘を深めるものであった。

しかしながら、ポスト・フォーディズム論をめぐる個々の論点については、小生の理解とは異なるところも少なくない。

第一に、日本型フォーディズムの積極的側面については取り上げ、また評価しているが、そのプレ・フォーディズム的側面あるいは日本特有の前近代的側面については、整合的に取り上げられておらず、評価されているとは言えない。この両側面の関係をいかにつかむかが、すなわち今日的構造の基本的枠組＝伏線がどう形成されたかが、「日本型ポスト・フォーディズム」把握の基礎になるのではなかろうか。

第二に、日本型ポスト・フォーディズムについては、その先進的側面及び負の側面をトータルにとらえようとしており、両側面への目配りは行き届いている。しかし、両側面がどのような関係にあり、いかなるメカニズムによって機能しているか、という日本型システムをめぐる本質的かつ核心的論点について、明確ではない。

そこで、小論において、日本型ポスト・フォー

ディズムとは、一体、何であるかについて、小生の基本的見解を提示したい。日本型フォーディズムおよび日本型ポスト・フォーディズムを把握するにあたって、この両者に共通するキーワードの一つは、「日本型インフォーマル性」である。それが、先進技術と結合して、他の先進諸国に比類のない多次元の「フレキシビリティ」を可能ならしめたのである。小生は、これを「日本型フレキシビリティ」と規定する。

以下においては、この「日本型フレキシビリティ」論の視点から、ポスト・フォーディズム論等をめぐる数多くの優れた洞察や視点を参考にしつつ、小生の見解を概括する。

II. ポスト・フォーディズム論と「フレキシビリティ」

先進資本主義諸国の発展モデルを、労働編成モデル、蓄積体制、調整様式という3つの側面から分析するレギュラシオン理論は、（フォード主義的労働編成モデルに基づく）フォード主義的発展モデルの機能麻痺＝危機を強調し、危機からの脱出口としてポスト・フォーディズム論を提起した。¹⁾

ポスト・フォーディズム論においては、フォード主義モデルに代わる先進的モデルの一つとして、スウェーデン・モデルやイタリア・モデルと共に、日本モデルが取り上げられている。この日本モデルの「先進性」をめぐって、近年、活発な論争が展開してきた。²⁾

日本型モデルの先進性・普遍性を評価する論者は、先進的な技術と労働編成に基づく日本型システムの「フレキシビリティ」に着目しており、また、これを支える労使関係の積極的側面を重視する、という特徴を持っている。³⁾

これに対して、日本型システムの「フレキシ

ビリティ」の前近代性、反動性を重視する論者からは、一面的であり、現在の深刻な負の側面への分析が欠落しており、日本型システムはむしろプレ・フォーディズムである、との反論が出された。⁵⁾

この両論をめぐって、多数の論者が論争に参加したが、日本型システムの先進的側面と前近代的あるいは反動的な負の側面のいずれも見据えることが必要ではないか、という主張も提起されるに至っている。⁶⁾

ここで、注目すべきは、これらの論者に共通する視角として、いわゆる「フレキシビリティ」をキーワードとみている点である。先進性論者は技術と労働編成に基づく「フレキシビリティ」を強調し、プレ論者は反動的・前近代的な労使関係に基づく労働力搾取の「フレキシビリティ」を取り上げる。

しかし、この両側面は、果たして個々別々に切り離すことができるのであろうか。むしろ、日本型システムにおいては、極めて有機的なシステムとしてつながっており、この両者の結合・相関関係を日本特有な型として捉えることができるのではなかろうか。小生は、「日本型フレキシビリティ」概念を軸にして把握することによって、総合的なアプローチが可能になることを提起する。

この着想は、日本独特のインフォーマル性、すなわち日本型インフォーマル性をどう見るかがキーになっているので、それを次章において見ておきたい。

III. 日本型インフォーマル性の評価と到達点

日本の政治・経済的な仕組みや生産の仕組みを、(有機的单一体として組織された)系統的組織体として、すなわち「システム」として把握しようという試みが、近年盛んである。

この背景には、日本株式会社と称せられるような一枚岩的な企業中心の社会・経済構造の複雑かつ多様な側面に対する内外の関心がかつてなく強まっており、これらを体系的に如何につかむこができるかという問題意識の高まりがある。とりわけ、日本の生産システムや技術に対

して、関心が集中しており、ポスト・フォーディズム論をめぐる議論も、これに偏る傾向が少なくない。⁷⁾従来、日本型システムをめぐる論争が、生産過程、それも企業内に限定された、技術主義的あるいは企業主義的色彩の濃い傾向があつたのである。ポスト・フォーディズム論においても、この傾向は否めなく、これを適切に批判し、かつ再構成する点では、これまで説得力ある主張はほとんど見られなかった。

こうした偏向に真っ向から挑戦し、この限界を打破したのが、K・V・ウォルフレンの大著『日本／権力構造の謎』⁸⁾である。彼は、権力の行使のされ方という視点から、日本の権力構造をシステムとして捉える、という壮大な挑戦をしている。彼の試みは、かなりの成功をおさめた。とりわけ、政治・経済・文化等を含めて、日本の権力構造のインフォーマル性を、政・官・財の「3極支配構造」の視点から構造的かつ機能的に浮き彫りにさせた点に、画期的成果が凝縮されている。この日本型フォーマル性をこれだけ詳細かつ総合的に分析し、それをシステムとして体系的に捉えるという野心的なアプローチは、少なくない衝撃を日本の社会科学研究者にもたらしたと考える。これまでの日本型システムをめぐる種々の論者、すなわち、人本主義やヒューマンウェア・モデル、トヨタ・システム、フジツウ・イズム、あるいはポスト・フォーディズム論等が、その射程に捉えられなかった壮大なスケールの体系的把握を可能にしているからである。

しかしながら、ウォルフレンの把握についても、なお残された課題は少なくない。

第一に、インフォーマル性が先進的な技術や要素とどのように結合しているか、という視点が弱いことである。このため、日本の特殊性はクローズアップされるものの、そこに併存する普遍性の側面は見えてこないのである。このため、大勢を占める普遍性論者とはすれ違いになりやすく、また変革の契機もつかみにくいく。

第二に、支配の側の統合する力の強さがみえても、それが反面ではいかに脆弱かつ矛盾に満ちたものであるかが、必ずしも浮かび上がってこない。官僚主義的支配のもつ弱点は、それが総合的な行政として行なわれているわけでは

ないことがある。タコつぼ的な縦割り行政や癒着の絡みなどにより、権力構造の内部には激しい対立があり、揺れ動く可能性をひめている。また、官僚的支配の最大の弱点は、多数の人間の個性を発揮させることができないことである。勤労階層が激しい生存競争にまきこまれながらも、高度技術を支える教育制度の整備や文化的発展を基礎にして種々の資質や潜在的才能を蓄積させてきており、それらの今日的な到達点をふまえた変革主体の可能性と課題につなげうる分析が必要となっている。

ウォルフレンが、政治的および社会・経済的側面のインフォーマル性を分析したのに対して、労務管理におけるインフォーマル性という視点から企業内のインフォーマルなメカニズムをピックアップしたのが、熊沢氏である。熊沢は、人事考課の日本のメカニズムにスポットをあて、労働権や市民権への干渉や侵害といった「汚れ仕事」は、¹⁰⁾ インフォーマルな職制機能に委ねる構造を分析している。ウォルフレンと熊沢氏の両者には日本の憲法や労働3法、独占禁止法といった法律や制度が、政治権力や企業内権力によっていかに蹂躪され、インフォーマルな支配が貫かれているか、をえぐりだすという共通のアプローチがみられる。

ところで、日本社会の基本構造を「インフォーマル性」という視点から捉えるという分析手法は、中根千枝氏の「インフォーマル・ストラクチャ」論がその先駆をなしている。中根氏は、社会の構造分析のカギを「タテ」と「ヨコ」の関係に見いだし、集団分析のカギを「資格」(=「個人の一定の質」)と「場」(=「一定の枠」)に求めて、日本社会が「場の共有」を基礎とする「タテ」の人間関係に基づく社会であり、論理よりもエモーショナルな「力関係」が重要な社会的機能をもつインフォーマル社会であることを明らかにした。¹¹⁾ ウォルフレンや熊沢の分析は、中根氏の分析手法に基づき、日本社会の権力構造を具体的に分析したもの、と位置づけることができる。

しかし、インフォーマル性がそれ単独では、欧米モデルを凌駕するような国際的な浸透力を発揮するものではなく、いわゆるポスト・フォーディズム論や普遍性論者が取り上げるような先

進的要素と結合することによって、可能になったといえよう。

そこで、これまでの成果をふまえたうえで、後進的あるいは前近代的ともいえる日本型インフォーマル性が先進的形式（技術や管理方式等）と如何に結合しているか、という核心的テーマについての小生の見解を次の章でとりあげる。

IV. 「日本型フレキシビリティ」論の現代的視角

日本型モデルがはらむ先進的側面のインフォーマル的側面を統一的に把握するにあたっては、日本型ポスト・フォーディズムという言い方ではなく、より、その本質をつかんだ規定が必要である。小生は、「日本型フレキシビリティ」概念を軸にしてアプローチすることができると考える。

「フレキシビリティ」概念は、エレクトロニクス革命の進展に伴い浮上した概念であり、生産過程にとどまらず、流通、消費過程をも含んだ情報・制御のフィードバックに基づくフレキシブルな環境変化への対応、を一般にさしている。先にみたように、「フレキシビリティ」を現代資本主義、とりわけ日本資本主義のキーワードとみなす論者は少なくない。しかし、その把握や全体的位置づけについては、狭義の生産過程の枠内で議論する傾向や、賃金契約また知的能力の動員のいずれかに限定してとらえたり、「フレキシビリティ」論一般と日本型特質との区分けが不明確なまま議論するなど、種々の境界と制約をもっている。

そこで、小生は、「フレキシビリティ」を、情報技術や「フォーマル・ストラクチャ」だけでなく「インフォーマル・ストラクチャ」をも媒介にしたものとして理解し、その日本型結合の特質に注目して、「日本型フレキシビリティ」概念として取り上げる。日本型フレキシビリティは、日本社会に特有な大資本主導の労使関係の下で、エレクトロニクス技術が自由自在に導入され、それが企業内外のインフォーマルな関係と結合したところに、基本的な特徴がある。また、日本型フレキシビリティは、企業内の生産過程および企業間関係にとどまらず、

政治・経済構造の全般に及ぶ「インフォーマル性」と結合しており、いわゆる「インフォーマルなフレキシビリティ」がコアになっている。

この「インフォーマルなフレキシビリティ」は、「タテ」方向の人間関係と情報の流れに基づくダイナミズム、フレキシビリティという特色をもつ。「エモーショナルな全面的な個々人の集団参加」を基盤とする「タテ」の関係は、「ヨコ」の関係より、いっそうダイナミックな結びつき方をするものである。「タテ」の情報の流れは、「インフォーマルなフェース・トゥ・フェースの緊密なコミュニケーション」に基づいており、きわめて速いし柔軟でもあり、環境への敏速かつフレキシブルな対応を可能にする。こうした「タテ」の流れを支えているのが、序列や系列等に基づく各階層・集団間における格差構造である。これは、とくに企業間格差構造を基盤としており、その頂点に政・官・財の3極支配構造がある。そして、「タテ」方向に沿った人間の組織的な移動によって、密度の高いフレキシブルな情報の流れが促されるのである。官僚組織から民間企業への「天下り」、親企業から関連・下請け企業への出向、企業内における（人事権の集中をベースにした）ジョブ・ローテーションなどがそれである。その反面、この「タテのネットワーク」は、属人的で論理やルールが弱く、「日本人の集団所属が單一的である」という構造的な制約によって、その機能と範囲がきわめて限定されており、癒着関係や排他性、密室性等を伴いがちである。しかも、「運動方向が『ヨコ』に働くメカニズムが不在」であるために、¹⁵⁾全体を調整する機能が決定的に弱いというリジディティをもっている。

「日本型フレキシビリティ」概念を軸にして、日本型システムの全体像を次のように捉えることができる。まず、日本型フレキシビリティの基礎となる生産システムをハードウェアとソフトウェアの有機的体系として把握し、それを「日本型フレキシブルウェア」と規定する。「日本型フレキシブルウェア」は、狭義の生産過程に焦点を合わせたものであるが、これを支える企業内システムとして、3つの主要な柱がある。すなわち、人事考課システム、企業内労働市場、企業別労働組合がそれである。

また、「フレキシビリティ」は、狭義の生産過程における日本型フレキシブルウェア及びそれを支える企業内システムだけでなく、企業間さらには地域や国家など社会・経済にまたがる社会的メカニズムによっても支えられ、補強されている。それは、企業間の水平的及び垂直的連携、さら国家と産業界の連携にまたがっている。¹⁷⁾それらを全体として包括した歴史的・政治的ブロックの単位については、「日本型フレキシビリズム」と規定する。

「日本型フレキシビリズム」を貫通する「フレキシビリティ」は、日本型インフォーマル性と不可分に結合しているゆえに、国際的にも特異な「インフォーマルなフレキシビリティ」機能をもっており、その存在が大きくなり影響力が増せば増すほど、国際摩擦を激しくし、国際的孤立の危機を深めるという宿命を背負っている。しかも、権利や責任の所在が不明確で、全体の舵取りを欠き、自己改造能力が弱いという、まさに構造的な「リジディティ」をはらんでいる。すなわち、部分的あるいは戦術的、小局的な「フレキシビリティ」¹⁸⁾と全体的あるいは戦略的大局的なリジディティというあい矛盾した二つの特質を併せ持ったシステムに他ならない。

今日では、日本型システムのリジディティの側面をいかに克服するかという課題が、そのプレゼンスの巨大さに伴って急浮上してきており、国際的に共存して生きていくうえで、どうしても超えねばならぬハードルとなっているのである。このためには、日本の権力構造を支えるインフォーマルな諸関係にメスを入れ、より公正かつ明示的・論理的なものに変えていかねばならない。

V. おわりに

日本型システムをどう把握するかについて、従来の論者に対する評価と小生の基本視点の概要を示してきた。日本型システムの多様な側面、とりわけ先進性とインフォーマル性を、どのようなキー概念を軸にして、本質的に把握するかは、まさに優れて今日的課題であり、変革の課題と戦略にもつながる重要性をもっている。

この国民的課題の摘出と解決の基本方向につ

いて、国民的コンセンサスを得ていくような形で革新の側が提起し、そのイニシアチブを發揮していくことが、切実に求められている。これは、また、国際的連帯の不可欠の一環をなすものである。

ウォルフレンは、日本型システムの自然的・文化的ウェールをはぎとり、その政治的・歴史的本質を体系的につかみ出した。そして、「だれが日本を支配しているか」という日本の社会科学の最も重要な¹⁹⁾テーマに正面から迫り、「政治的なものは、長い目で見れば逆転可能である」と述べ、その民主的変革の必要性を浮彫りにさせたのである。壮大なシステムとしてとらえよ、そして、その政治性・歴史性を明確にさせよ。これは、まさに政治経済学の復権、ダイナミックな再生を促す警鐘、激励と捉えねばなるまい。

1) 小論に与えられた紙数が限られていることもあって、展開不足による不明な点や誤解等を考えられるので、当テーマに関連して比較的詳細に論じた別稿（「日本型フレキシビリティの構造」木元進一郎編『激動期の日本労務管理』響文社、1991年、近刊予定）を参照されたい。

2) レギュレーション理論は、多様な潮流によって構成されているが、宮本太郎氏は、次の3つの潮流に大別している。M・アグリエッタ、A・リピエッタ、R・ボワイエら経済学者中心のパリ派、J・ヒルシュ、R・ロスなどの政治学者を中心とする西独派、そしてR・マレー、S・ホールなどイギリスの『マルキシズム・トゥデイ』雑誌の寄稿者を中心としたグループ（ニュータイムズ派）である。この3つの潮流は、フォーディズム概念については基本的にそれを共有しつつも、ポスト・フォーディズムについては、それぞれ独自の理解をしている。

とくに、パリ派と西独派では、その理解の仕方が対照的である。パリ派は、ポスト・フォーディズムをフォーディズムのオルタナティブとして展開しうる先進的システムとして捉えるのに対して、西独派は、新たな資本制的支配のシステムとみる。この両派の中間に位置づけられるのが、ニュータイムズな派であり、

両義的なシステムとしてポスト・フォーディズムを捉える。（宮本太郎「ポスト・フォーディズムを問題にする意味」『季刊・窓』第5号、1990年10月）。

3) 日本型システムをめぐるポスト・フォーディズム論争は、まず、アメリカの『政治と社会』誌上で開始された。同誌1985年2号において、西独のK・ドースらの共同論文「『フォード主義』から『トヨタ主義』へ？」——日本の自動車産業における労働過程の社会的組織」は、「トヨタ主義」を、「フォード主義」を超えた新しいシステムとして見るのは間違いであり、労働運動の弱さに起因する強搾取システムである、と論じた。これに対して、M・ケニー／R・フロリダは同誌1988年1号に「大量生産を超えて——日本における生産と労働過程」を発表し、「フィジツーイズム」の分析を通して、「ポスト・フォード主義日本」の普遍的な先駆性を見いだし反論した。さらに、このケニー／フロリダ論文に対して、加藤哲郎／ロブ・スティーブン「日本資本主義は、ポストフォード主義か？」（1989年8月ニュージーランド・アジア学会第8回大会共同報告）は、日本の経営は「プレ・フォード主義、ないしウルトラ・フォード主義」である、と批判した。

ケニー／フロリダ、加藤／スティーブンの両論文と当事者間の手紙が、『季刊・窓』第2～5号に掲載され、また、これをめぐる14のコメントと1論文が同誌上に発表された。

- 4) ケニー／フロリダ 前掲論文『季刊・窓』第3号、1990年がその典型である。
- 5) K・ドース他 前掲論文及び、加藤／スティーブン 前掲論文『季刊・窓』第4号、1990年がその典型である。
- 6) 『季刊・窓』第5号、1990年での次の3つのコメントが、興味深い。宮本太郎 前掲論文、B・コリア「プレ・フォーディズムでもポスト・フォーディズムでもなく」、平田清明「方法的試金石としての日本」。
- 7) これを指摘したのは、D・ルブルニュ／A・リピエッタ「ポスト・フォーディズムに関する謬見と未解決の論争」『季刊・窓』第4号、1990年。

- 8) 門田安弘『トヨタシステム』講談社 1989年, 島田晴雄『ヒューマンウェアの経済学』岩波書店 1988, ジェームズ・P・ウォマック他『リーン生産方式が, 世界の自動車産業をこう変える』“The Machine that Changed The World”, 沢田博訳, 経済界, 1990年等があげられる。
- 9) カarel・ヴァン・ウォルフレン『日本／権力構造の謎(上)(下)』(Karel Van Wolferen, The Enigma of Japanese Power, 1989.) 篠原勝訳, 早川書店, 1990年。
- 10) 熊沢誠『日本の経営の明暗』筑摩書房, 1989年。
- 11) 中根千枝『タテ社会の人間関係』講談社, 1967年。中根氏は, 「インフォーマル・フラストラクチャ」概念について, 「顕在的に現われていないが, 実際の人間関係を規制するのに重要な役割をもつ, 見えない, 潜在的な組織」であり, 「その社会の機能の原動力となり, その社会の特色を出してくるもの」と規定し, 「フォーマル・ストラクチャ」概念に対置して提示した。
- 12) ルボルニュ／リピエッソ前掲論文。
- 13) 中根千枝, 前掲書, 48,137ページ。
- 14) 中谷巖『ジャパン・プロブレム』講談社 1990年, 78ページ。
- 15) 中根千枝『タテ社会の力学』講談社 1978年, 54~55ページ, および中根千枝, 前掲書(『タテ社会の人間関係』) 128,131ページ。
- 16) ハードウェア, ソフトウェアという用語は, コンピュータの出現とともに登場し, 一般化したものである。元来, ハードウェアはコンピュータと機械的設備をさすものであり, ソフトウェアはコンピュータの利用のノウハウを標準化し, プログラムに体化したものをさす。

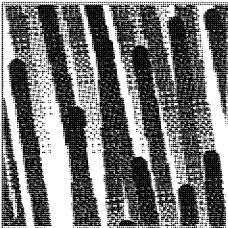
現代では, この用語がより広義の意味で使われ, ハードウェアはコンピュータにとどま

らず「機械・設備の形態とか工程の編成」として, ソフトウェアは機械・設備等を運用し, 機能を発揮させる利用方法やノウハウとして, 一般に理解されている。技術を「労働手段の体系」としてみれば, 技術とはハードウェアとソフトウェアの有機的体系である, とみなすことができる。

日本型生産システムのハードウェアとしては, 生産の多様性に対応した汎用設備, 並びに基づく機械の段取り替の容易化と短縮化, 工程レイアウトの効果的設計, カンバン方式や部品生産の外注システム化, 等が挙げられる。一方, 日本型システムのソフトウェアとしては, 多能工化, ジョブローテーション, 職種区分の単純化, チーム性作業単位とチームワーク, 小集団による改善活動と提案制度, 各工程における品質のつくり込み, 作業手順の現場管理, 等がある。

- 17) 戦後日本においては, 独占禁止法の下でカルテルやトラストなどの独占的行為を原則的に禁止してきたが, 政・官・財一体となって, 独禁法の度重なる改訂による骨抜きや官民連携, 業界協調等が進められてきた。そして, 現在では, 国際的にも特異な企業間の水平的かつ垂直的な種々のカルテルまがいのネットワークが形成され, 政府公認かつ支援のインフォーマルなカルテル体制が主要産業における重要な領域全般にわたって構造化するに至っている。
- 18) この点に関する指摘としては, ウォルフレン前掲書, 及び青木昌彦『日本企業の組織と情報』東洋経済新報社, 1989年等がある。
- 19) 奥村宏『法人資本主義(改訂版)』朝日新聞社, 1991年, 131~132ページ。
- 20) ウォルフレン前掲書(下)317ページ。

(とな なおき 所員 鉄鋼メーカー勤務・
京都大学大学院)



●特集II——現代日本資本主義論争に向けて

日本資本主義と新自由主義

篠 田 武 司

はじめに

70年代のはじめ、戦後の高度成長が終わり、資本主義はそれまでとは異なる新しい時代に入っている。では、資本主義はどのような段階に入っているのか。このように問い合わせを20世紀はじめの「自由主義の終焉」にまでさかのぼりながら、そのような広い歴史的パースペクティヴのなかでそれを考えられようとしたのが、伊藤誠氏の近著、『逆流する資本主義』である。この著作は、現在、欧米を中心として現代資本主義論の新しい潮流を生み出しつつあるSSA理論（社会的蓄積構造論）、あるいはレギュラシオン理論を視野に收めつつ展開された最初の現代日本資本主義論である。

本稿では、この著作ならびに当研究所主催の伊藤氏の講演と質疑応答に刺激をうけながら、現代日本資本主義の特徴について2～3、簡単に私見を述べてみたい。

I. 新自由主義とはなにか

(1) 伊藤氏は『逆流する資本主義』において、現在の資本主義をポスト・フォーディズムと呼んでいる。なぜなら、現在は、戦後の高度成長をもたらしたフォーディズムとは異なる蓄積体制のもとにあるからである。そして、このポスト・フォーディズムの特徴を「新自由主義」においてみたのが伊藤氏の特徴である。

では、ここでいう新自由主義とはなにか。伊藤氏によると、それは「市場原理の復活」であり、その「原理」が「その作用を統御し、緩和しようとする国家政策や社会的諸制度より強力にみずからを貫徹する傾向¹⁾」である。そして、こうした新自由主義がもたらしたのは、戦後フォ

ーディズムの枠組みをなしてきた「労働組合と国家の両面から働く人々の社会的地位を保護強化する傾向」の崩壊であり、逆にむしろ「働く人々の社会的経済的地位の低下、弱体化」である。伊藤氏が名づけられる「資本主義の逆流」とは、このことである。そして、こうした新自由主義の「先端的な一典型」が日本だとされるのである。

伊藤氏は、このように新自由主義をとらえられ、日本にその「典型的」な一例をみられていく。わたしもまた、このような事実認識については伊藤氏とそれを共有したい。

(2) あらためていえば、わたしは、新自由主義をひとまず「効率性」という社会的規範が前面にでている社会だと捉えている。逆にフォーディズムの社会は、「効率性」とともに、「公正性」が社会的規範として成立していた時代だといえる。そして、70年代フォーディズムの危機以降、その危機への対処のなかで、フォーディズムに固有な社会的規範である「公正性」が後景に退き、「効率性」が前面にでてきたこと、そのことが「働く人々の社会的経済的地位の低下、弱体化」を引き起こしているのである。

しかし、新自由主義の特徴はたんなる「効率性」という社会的規範にあるのではなく、「効率性」が市場を通じてのみ達成されると考える点にある。したがって、「公正性」を実現するために制度化されてきた労使の団体交渉制度、あるいは市民や労働者に対するさまざまな国家による政治的、経済的民主主義の保障、また資本による市場での競争に対する規制などが「効率性」の名のもとに再審に付され、それら諸制度が解体されてゆく。そして、諸階層、諸階級の利害の調整は直接に市場の手に委ねられ、結局そこでは労働者、市民あるいは弱小資本は市場のバーバリズムのなかに呑み込まれてゆく。

しかし、この過程はこれまでの労働者、市民の獲得した「公正」にもとづく権利を侵すがゆえに平坦な道ではない。したがって、経済的危機の原因をゆきすぎた「公正性」にもとめ、イデオロギー攻撃を強めながら「自由経済」を断固として国家は推し進めなければならない。新自由主義は、そのためには「強い国家」³⁾を必要とし、したがってそれは新保守主義を政治的には伴うのである。そこでは、収益性の危機の原因が労働者の賃金の高騰にあるとされ、また国家の財政危機は過度な福祉に原因があるとされる。さらにまた規制的市場は資本の活力を大きく奪っているとされる。そして、そうした高い賃金、あるいは過度な福祉等をもたらしている「公正性」を原理とした社会的諸制度や国家政策、あるいは市場構造が新自由主義では問題とされ、解体が宣言されるのである。

(3) 新自由主義の特徴を、わたしはこのように考えている。そして、このような特徴から現在の日本資本主義をみてみると、なるほど日本は「効率性」が社会的規範として前面にでた最も「典型」的な国だといえる。ここでは、「効率性」の名のもとに労働者の過労死が増え、下請企業が親企業の苛酷な要求に応えている。国家による福祉が貧弱で、また消費者保護も遅々として進んではいない。

しかし、同時にこの「効率性」が新自由主義が想定していたような市場が自由競争であるがゆえに実現しているのかどうかといえば、ことがらは必ずしも簡単ではない。日米構造協議のなかで問題とされている系列や企業集団は、そこにある企業間の協調的関係が槍玉に上がっているのであり、そこでの市場の閉鎖性が批判されているのである。このことひとつとっても日本の新自由主義は単純ではない。労使関係をみても、そこでは労働市場のデュアリズム（二重化）が進んでいるとはいえ、コア労働者についていえば労働市場は内部化しており、そこには労使の協調的関係がつくられ、そのことが生産の高い「効率性」=生産性を生み出している。もちろん、これらの協調関係の裏には下請け企業間あるいは労働者間の激しい競争がある。しかし、それは内部化された、また囮まれた競争だといってよい。このように、競争原理と協調

主義が一体化していること、ここに日本の新自由主義の特徴がある。

他方、国家についていえば、日本の国家は極論すればそもそも本来の意味での福祉国家であったことがあるのか、という疑問につきあたる。福祉の軽視は、日本では現在の新自由主義に固有なことではない。市場に対してもそもそもかつて規制的であったのかもまた疑問である。

こうしてみると、現代日本の資本主義の特徴を単純には新自由主義としてひとつに括ることができないように思われる。そして、このことは考えてみるとフォーディズムが日本では固有な形をとり戦後の経済発展を進めてきたこと、そのことに深くかかわりがあるだろう。

II. フォーディズムとはなにか⁴⁾

(1) レギュラシオン学派によれば、戦後の高度成長をもたらした蓄積体制を「フォード主義的蓄積体制」という。この「フォード主義的蓄積体制」とは、構想と遂行の分離として知られ、収穫過増に立脚したフォード・テイラー主義的大量生産体制と、そこでの生産性上昇の果実を労資間の妥協にもとづいて労働者にも分配し、そのことによって生産と消費との拡大的均衡を実現するような経済的メカニズムをさす。

この経済的メカニズムが順調にゆくためには、なんといっても不断の生産性の上昇と、それがまた賃金の上昇とワンセットになっていることが必要である。賃金の上昇は労働者に生産性向上に協力させるために不可避であったし、またそれは結局、消費を拡大し、投資を促すことによって生産と消費との拡大的均衡をもたらすことになる。いいかえれば、フォーディズムは労資主導型の蓄積体制であったといってよい。

こうした蓄積体制は、しかしそこになんらかの生産と消費とを均衡させる調整様式が必要である。かって、生産と消費との均衡を調整していたのは市場であった。そして、この市場による調整の歴史は周期的にくり返される恐慌の歴史でもあった。しかし、フォーディズムにおいては、さまざまな諸制度による調整が重要となる。特に労資の団体交渉制度とケインズ主義的介入国家などが重要である。上にみたように、

団体交渉制度は、フォード主義的蓄積体制に不可避な賃金上昇を実現するためには不可欠な制度であるだろう。また、ケインズ主義的介入国家もそうである。それはマクロ的な立場から需要を調整する重要な役割をなっている。またケインズ国家は福祉国家もあるが、福祉国家としては福祉や社会保障が労働者の間接賃金としての意味をもつことによって、それは拡大する生産を吸収する一要因となる。そして、こうした諸制度が市場を支えることによってフォーディズムはかなり安定した長期の安定した均衡をつくりあげてきた。

(2) こうした諸制度とは、また諸階級、諸階層間の社会的コンフリクトを妥協へと導くための調整弁でもある。かって、これら諸階級、諸階層の利害は市場での調整にまかされてきた。しかし、市場での調整は、結局、弱者が強者に呑み込まれてゆく結果をもたらした。したがって、そこでは市民としての権利あるいは「公正」を求める階級運動や社会運動が激しくおこり、経済的にばかりでなく社会的にも市場による調整は破綻することになった。

こうした下からの政治的・経済的民主主義的要求、いいかえれば「公正」の要求をもはや無視できなくなつて、それを資本の「効率性」の必要と、またフォーディズムに固有な他の面である「成長性」の必要とをなんらかの形で妥協させながら調整をはかったのがフォーディズムである。ここでは労働者、市民に一定の社会的、市民的権利が認められ、「公正」が社会的規範として確立された。こうした「公正」の観念が社会的に一般化するとともに、「効率性」の観念も「節度ある効率性」という観念に変わってゆく。資本もまたこれを受け入れざるをえない。そして、こうした社会的規範のもとで労働者は団交権を獲得し、あるいはまた市民の生活する権利が国家を福祉国家として成立させた。フォーディズムにおいては、さらに資本間の利害の調整が寡占的市場に結果する。それは、資本の収益を高めるだろう。しかし、それは他方で消費者の権利を犯し、また資本に技術革新意欲を失わせ、資本の活力を削ぐだろう。したがって、フォーディズムの国家は「節度ある効率性」をめざす、市場に対する「規制国家」⁵⁾でもあった。

フォーディズムとは、このように一方で社会的コンフリクトを諸制度によって妥協へと導きつつ、他方でその諸制度が市場を補完し、生産と消費の拡大的均衡を生み出してきたのである。

III. 日本型フォーディズムの特徴

(1) フォーディズムとはひとまずこのようにいえる。しかし、フォーディズムは各国の社会的、経済的条件の違いのなかで多様な形態をとりうるだろう。特にその国の労働、あるいは社会運動のあり方や強弱によって決定的に影響をうける。

では、日本のフォーディズムはどうであったのか。

まず、蓄積体制について。なんといっても日本の高度成長は労賃主導型というより、より利潤主導型に近い。⁶⁾ 労働運動の弱さや農村から供給される豊富な労働力が労賃を低め、逆に資本の利潤シェアは大きく拡大した。それが資本をして、海外からの技術導入や設備投資意欲を高め、メイン・バンク制一間接金融体制に支えられながら、「投資が投資をよぶ」状態を生み出した。

そして、この投資の増加が企業規模を拡大し、また日本の産業化をすすめることになった。このことが全体として労働者人口を増やし、相対的にすすむ賃金上昇とともに一国の消費を拡大させ、またそれに見合う投資をさらに増加させていったのである。こうして、どちらかといえば利潤主導型、投資主導型優位の経済メカニズムが日本型フォーディズムの特徴だといってよい。くりかえせば、日本型フォーディズムとは労働者の比較的低い賃金のうえにはじめて成り立っていたのである。

(2) では、このような日本型蓄積体制を支えていた調整様式としての諸制度の特徴はなにか。

賃労働関係についていえば、戦後の資本による攻勢のもとで、労組を弱体化させるために企業別組合化がすすむ。同時に、戦後の熟練労働者不足は資本に熟練形成の早急な必要性を認識させ、OJT方式があみだされてゆく。そして、このことが資本をして労働者の長期雇用を促した。せっかくお金をかけて育てた労働者が他の

会社にいってしまうことは資本にとって大きな損失だったからである。労働者も「生活できる賃金」を望みながら、職の安定のために資本に強いられつつ長期雇用を暗に選んでいった。この点、強力な産業別組合のもとで賃金によって資本との妥協をはかっていった他の国のフォーディズムとは決定的に違う。

そして、こうした雇用のあり方、いいかえれば労働市場の閉鎖性（中途退職・就職の不利さがゆえに労働市場は非流動的）が、結局、労働者を会社に縛りつけ、会社一途という協調主義的な「会社本位」⁷⁾の企業社会を作り出していったのである。そして、この協調主義のもと、しばしば労働者の権利は資本の「効率主義」あるいは「成長主義」の合唱に呑み込まれ、ないがしろにされていったのである。

つぎに、企業間関係、いいかえれば産業編成についてはどうか。系列についてみてみよう。

フォーディズムでは、一般に「規模の経済性」が追求され、産業編成は「垂直的統合」や「水平的統合」が一般的である。アメリカでは、たとえば自動車産業の部品内製率は日本と比べ格段と高い。また、GMが金融子会社を持っていくように、大企業は他業種へ進出し、コングロマリット化がすすんでいる。

「垂直的統合」についていえば、取引の不確実性を取りのぞくためにこのように大企業は取引を内部化するのが特徴であるが、他方組織内化された取引以外では、そこに純粋な競争的市場が展開されているのもまた特徴となっている。

逆に、日本では系列といわれる「垂直的準統合」が一般的である。それは、下請け中小企業の低賃金労働を利用し、あるいは景気変動へのバッファーをそこに求めるために作られてきた日本独特の企業間関係である。したがって、きわめて抑圧的な企業間関係である。しかし、ここでは親会社によって取引の長期化がめざされるので、下請けは取引の安定あるいは技術指導をもとめて、この関係のなかに入ってゆく。その結果、市場は閉鎖的となり、企業間は協調的となる。じつは、親会社による子会社への搾取はこうした協調関係のもとで可能となっていたのである。

最後に、国家介入についてはどうか。

フォーディズムの国家は、「公正性」を規範とし、市民的権利をみとめた福祉国家であり、また同じく「公正性」の規範のもと「節度ある効率性」めざすために市場に対して規制を行う「規制国家」であった。

しかし、日本に「公正性」という社会的規範がようやく問題とされてきたのはフォーディズムも終わりに近い60年代後半から70年代はじめにすぎない。これは、「成長主義」や「効率主義」がもたらした公害や環境破壊、あるいは貧困な福祉や社会的ファンダメンタルズへの批判のなかではじめて出てきたものである。そして、社会運動の高まりや革新自治体の出現のなかで、政府は1973年に「価値観の転換」をはかるとして「福祉元年」を宣言したのである。

しかし、これは世界的なフォーディズムの危機のなかで、新自由主義的傾向が強まるとともに簡単に撤回され、新たに「自助努力」にもとづく「福祉社会」へと方向転換させられてゆく。再び「効率主義」が強められていったのである。こうしてみてくると、そもそも日本は他のフォーディズムの国家のように福祉国家であったことがあるのか。あらためて問われねばならないだろう。日本の国家は、「成長主義」あるいは「効率主義」一辺倒のもと、「産業育成国家」の性格を強くもち、福祉国家をネグレクトしてきたのである。

いいかえれば、日本の国家が「企業国家」⁸⁾であったこと、いいかえれば産業と国家との協調関係が強かったことが「公正性」の規範を希薄にし、福祉国家の成立を妨げてきたのである。そして、同時に他のフォーディズムとは異なり、市場に対しては、国は競争促進のために規制するのではなく、産業のために競争抑制的にふるまつた。

まとめにかえて

日本のフォーディズムは以上のような固有性をもち、日本型フォーディズムといってもよい特徴をもっていた。この日本型フォーディズムも70年代の世界的なフォーディズムの危機のなかで、同じく転換点をむかえる。新自由主義的傾向が日本にも押し寄せた。

労働市場はコア労働者と時間給労働者など直接に市場での交渉にさらされる周辺労働者へと二重化しつつある。またコア労働者にも能力給や人事考課制度が本格的に導入され、労働者間の競争があおられている。系列関係でも下請けの選別、再編のなかで下請の中小企業間での競争が激しくなっている。また、国家は、早々と「福祉社会」をめざす方向に転換した。

こうしてみると、日本もまた新自由主義の方向をたどっているかのようである。しかし、これら競争主義の導入は、決してまだ従来の協調主義を崩してはいないように思われる。むしろ競争の導入は逆に労資の協調関係を強め、また親会社と下請け会社の系列関係を強めているように思われる。そして、いわばこのような囲われた競争こそが、労働者や下請け中小企業の立場を弱くし、逆に企業や親会社に高い生産性を実現させる原動力ともなっている。また、これが他国に先んじていち早く日本がフォーディズムの危機を克服していった重要な要因だったといえるだろう。

日本は、市場での自由競争というより、このような囲われた競争によって「効率性」を引き出しているのである。したがって、それを他の国と同じように新自由主義とひとまとめに括っ

ていいのかどうかは、わたしとしてはまだ保留しておきたいと考えている。そして、こうひとまとめに括れないところに現代資本主義の特徴があるのでないだろうか。

- 1) 伊藤誠『逆流する資本主義』東洋経済新報社、1991年、14ページ
- 2) 佐和隆光『これから経済学』岩波書店、1991年を参照。
- 3) A・ギャンブル『自由経済と強い国家』小笠原訳、みすず書房、1990年参照。
- 4) フォーディズムについては、R・ボワイエ『入門・レギュレーション』山田訳、藤原書店、1990年参照
- 5) C・ジョンソン『通産省と日本の奇跡』矢野監訳、TBSブリタニカ、1982年、22~23ページ。
- 6) 遠山弘徳「日本における高度成長と危機」『経済評論』1990年4月号を参照。
- 7) 奥村宏『法人資本主義』朝日文庫、1991年、第1章。
- 8) 後房雄『グラムシと現代日本政治』世界書院、1990年、第4章。

(しのだ たけし 立命館大学)

古典を読む ●連載－第6回

島 恭彦 著『近世租税思想史』

北村 裕明

I. 方 法

島恭彦著『近世租税思想史』は、著者の処女作として、1938年（昭和13年）に有斐閣より出版された。本書は、当時主流であったドイツ財政学にもとづく国家主義的、官僚主義的、倫理主義的財政学を、市民革命をなった財政思想にさかのぼることによって批判し、社会科学にもとづいた財政学を日本に打ち立てるという点で、きわめて大きな影響力をその後の学界にあたえたのであった。

本書が、日本における財政学のみならず経済学の古典的地位を占めるに至ったのは、次のような方法論上の影響をあたえたからに他ならない。

第1は、近代的租税が、市民階級の租税協賛権すなわち財政民主主義と共に発展してきたものであることを明確にしたことであった。これはイギリスにおいては「権利請願」および「権利章典」に、フランスでは「人権宣言」に明記された原則であるが、課税権と財産権の調整を、ひいては公共部門の経済活動を民主主義という舞台の上に置いたのであった。かかる方法は、著者による財政学の体系書である『財政学概論』

(1963年)において、財政学の対象を「政治と経済の矛盾」と規定し、その調整が最終的には予算において果たされるがゆえに、予算論を最終章に配置するという財政学体系にうけつがれるのである。

第2は、国庫主義的官房学的租税論の経済学的転回、すなわち課税権力を制約する富の理論を思想史の中にあとづけ、財政学を経済学の方法にもとづいて展開しようとしたことである。それは、ケネーによって先鞭をつけられ、スミスにうけつがれるものであるが、「生産力の解

放」という市民革命期の経済学にもとづいて租税思想が取り上げられたのである。

第3に、所有権の保護を至上命題とした近代租税思想の限界を指摘しつつ、他方でその中に社会主義に発展可能な思想の萌芽を見いだそうとしたことである。こうした立場は、フランス租税思想の中にある「民主主義を通り越して、ソシアリズム発展するような可能性」への高い評価につながるのである。

II. 構 成

本書は、序説と3つの編から構成される。

序説「近世租税思想史の諸問題」において、本書の課題を「変革期の激測とした租税思想、眞の思想性を持った租税思想から、安定期の形式化した、思想性を喪失した租税思想を反省しようとするところにある」と規定する。すなわち、本書が財政学批判の書たることを明確にする。安定期の租税論は、国家の「公共性」を自明のものとし、国家経費を充足するにたる租税体系の整備に固執し、市場経済と租税経済の接触面だけを考察の対象とする。それに対して、変革期の租税思想は、課税権そのものの意味を問い合わせし、財産権と課税権の矛盾の調整を重大な問題として取り上げる。したがってそこでは、政治学と経済学とはむすびつき、統一的社会理論を含む全体的思想に高まりうる性質を持たざるを得ないのである。

第一編「租税と租税思想の歴史性」は、封建的貢納制度とその崩壊過程とをあとづけ、租税と租税国家の歴史性を明らかにしている。封建的貢納思想と近代的租税思想の本質的な違いは、公共的国家権力、公共的課税権を設定することができるか否かという点である。封建社会においては、権力は領主や君主の人格にむすびつく

具体的観念であったが、近代社会においては、「公権力とは特定の個人の利益ではなくではなく、すべての個人の利益を包括するという点でまさに公共的なもの」であったのである。では、このような公共的課税権は、いかなる論理で正当化され、そして制御されるのであろうか。それを市民革命期の思想を分析する中で明らかにすることが、第二編、第三編の課題である。

第二編「イギリスに於ける市民的租税思想の発展」は、イギリス革命をなった3人の思想家、ホップス、ペティー、ロックの思想が取り扱われる。

ホップスにあっては、自然状態における「万人対万人の闘争」を回避するために、軍權、司法權、課税権を統一した専制国家を想定しているが、それらを構成するものは利己的個人であった。「従ってまた国家の主権=課税権に対する個人の服従も個人の利益と財産の安全を条件としたものであり、納税義務は純粹に自覺的な義務であった。」このようにホップスの租税論は、過渡的性格を持つとはいえ、専制主義の外被さえるとすれば、のちの民主主義者に利用されうる性質を持っていたのである。

ペティーは、「政治算術」という新しい方法を提示することによって、「人々の党派的な感情や個人的意見によって左右されない様な正確な客観的知識の上に租税政策をおこう」としたのであり、これは租税論の発展史上きわめて重要な意義を持っている。また、国家経済に対立する国民経済の存在を認識していたという点において、君主の収入のみを考えていたカメラリストとは異なっているのである。

ロックは、自然状態と戦争状態とを区別し、自然状態の無統制をとりのぞき所有権をより安全に保つために国家状態にはいる契約を結ぶと考える。個人は自然権を保有し、国家権力の行使は、自然権とりわけ所有権を保持する限りにおいて認められ、そのための費用徴収として、課税権が認められるのである。したがって、財産所有者による課税の協賛は必然となり、「自由地保有者」(freeholder) から構成される立法府が課税の協賛権を握ることとなる。

第三編「18世紀のフランスに於ける租税理論と租税改革」では、ボアギュベール、ボーバン、

ケネー、チュルゴーの4人の租税思想が主要には取り扱われる。彼らがコルベールらの租税改革論者と根本的に異なるのは、アンシャン・レジームの桎梏から勤労大衆=生産力を解放しようとする統一的見地から、租税改革を導き出している点である。

ボアギュベールは、租税改革論に始めて経済学を応用した人物として高く評価される。彼は著書の中で、経済社会に対する租税の影響を詳しく論じ、経済社会の調和の回復を租税改革の目的にすえたのである。同じくボーバンも、近代の租税理論が取り扱わねばならない諸問題を先駆的に提出しているという点にとどまらず、財政収入の根底たる生産力を増大させて民衆生活を改善することを租税改革の目的としているのである。

重農派及びケネーにあっても、自然的秩序にかなう国家権力や課税権とは、財産権を尊重し財産の法則に従う権力であった。ケネーの偉大さは、ホップスやロックが租税利益説の立場にたって国家は財産を保護すべきであると述べているにとどまっていたのに対して、保護すべき財産の経済的性格を、社会の再生産過程を明らかにすることによって解明したことである。ケネーによれば、租税は財産にではなく、財産の収益、すなわち彼らの用語法によれば、土地の純生産物から徴収されねばならないのである。租税は純生産物ではなく農業労働の剩余部分=純生産物に賦課されねばならないという画期的発見にもとづくケネーの単税論は、旧税制を合理化し、社会改革を実現し、農業生産力を上げるという目的を持ってはいたものの、フランスの現状からみれば実行不可能なフィクションに過ぎなかつたのである。

チュルゴーも重農派の一員として、権力を制約する富の理論を、彼の租税論の基礎にしている。しかし彼は、資本と収入の関係を、勤労階級と有産階級との社会関係であると認識し、租税改革を社会改革として推進することによって、ケネーの社会認識にあった封建的職分関係という保守性を乗り越えたのであった。

本書は、イギリス人ヤングのフランス革命論で結ばれている。ヤングは進歩的企業家として、フランス革命が農業生産力を解放すること喜び

つつ、他方で革命の行き過ぎを恐れ、「主権及び課税権の効力を私有財産の保護に限定し、熱狂的な革命運動を財産の利益という枠の中に閉じ込めようとしたのであった」。こうした立場は、同時に、近代租税思想の限界でもあったのである。

III. 課題

租税協賛権＝財政民主主義、生産力の解放＝経済学の確立、社会主義への発展の可能性の3点が、本書が市民革命の租税思想の中から摘出した核心的要素であるとすれば、それらはいかにして相互に媒介されるのであろうか。

著者はこの点について、本書の中で明示的に述べているわけではない。しかし、「民衆の経済生活の理論、即ち老ミラボーの言葉に従えば『生活の科学』(la science de la vie) の上に租税論を基礎づけ、民衆生活の改善という視角から租税問題を取り上げようとする態度」を、「租税思想史に新しいエポックを画するもの」として評価している点に注目する必要があろう。

すなわち、生産力の解放とは、単に財産所有者の旧体制からの解放を意味するのではなく、勤労階級の経済生活の改善を伴わなければならず、それによって、民主主義をになう主体の発達が保障され、社会主義への展望が切りひらかれると考えることができよう。

したがって、近代社会が巨大な生産力を成し遂げたにもかかわらず、民主主義的システムの徹底と、それををになう人間の発達という点で大きな歪みを持つするならば、そうした生産力に適合した民主主義的システムと、民主主義をになう主体の発達をどのように社会が保障していくかが重要な鍵となろう。現代財政学は、財政民主主義の新たな展開とともに、そのにない手の発達保障を実現しなければならないのである。そして、こうした課題は、本書が対象とした近代租税思想の枠を越え、その後の財政思想の展開の中から私たちが学び直さねばならない点であるといえよう。

付記：本書は、島恭彦著作集第1巻『財政思想史』(1982年、有斐閣)に収録されている。

(きたむら ひろあき 所員 滋賀大学)

●論文

「それ自体」をめぐる方法再論

——野口宏「技術論における方法について」の検討をとおして——

重本直利

私の論文(本誌61号)に対して、野口宏氏からコメント(同64号)をいただいた。両者の方法論上の相違が一層明確になった。ここでは、“実践的課題に向き合う”という立場から、方法論上の問題と情報論にかかる論点について再論することにしたい。(なお上記の野口論文からの引用文はそれぞれページ数を本文中に記す)。

I. 「機械それ自体」をめぐる野口氏の方法的枠組

氏の「技術論における方法について」で述べられている「機械それ自体」についての方法的枠組は以下のように整理できる。

枠組①；「機械それ自体」の位置

物理的存在(機械学の対象)

機械 「機械それ自体」

(歴史的社会的規定=実体規定)

資本主義的に利用される機械

(疎外された現象形態)

枠組②；「機械それ自体」の性格

生きた労働+過去の労働

→物質的生産手段(資本主義的形態の捨象)

枠組③；「機械それ自体」の現象の仕方

「機械それ自体」→[資本主義的形態]→現象

<媒介項>

枠組④；「機械それ自体」と資本主義的形態の

区別

事例→労働者にとって危険な機械が存在する場合

技術的解決可能な機械→「機械それ自体」ではない

技術的解決不可能な機械→あえて使うのが資本主義的形態

枠組⑤；実践的課題と機械の役割

「機械それ自体」

機械(生産力)→=資本を止揚する手段

資本主義的携帯しての機械

=資本が支配する手段

以上の枠組から明らかなように、野口氏においては「機械それ自体」は、例えば労働を軽くしたり労働者にとって安全なものといった性格が与えられており(64ページ)，それゆえ、その資本主義的形態をとり除けば機械をめぐる問題は解決するということになる。つまり、氏においては、機械の資本主義的利用を問題とすればよく、その限りで機械を問うことになる。さらに、「機械それ自体」を、資本を止揚する「歴史的社会的規定(実体規定)」をおびたものとみる(68ページ)ように、氏は、「機械それ自体」を「中立」であるという消極的位置づけにとどまらず、積極的な役割を果たすものとして位置づけている。

II. 「機械それ自体」(実体規定)論は可能か

(1) 「資本主義的利用以外の機械の利用」への疑問

氏は、『資本論』第1部第4編第13章第6節の“首切り犯人のサイクス”のナイフへの責任転嫁をもちだして、「機械それ自体」が幻想であるのはマルクスではなく「資本主義的利用以外の利用」が不可能なブルジョア経済学者にとってであると言っている(63ページ)。しかし、「幻想」であるのは、ブルジョア経済学者にとってだけであろうか。われわれにとっても、いまだ「資本主義的利用以外の利用」は「幻想」なのではないか。

つまり、社会主義的な機械の利用であるとか、労働者の利益になる機械の利用であるということを、言葉の上で語りえても、それを現在われわれは具体的に示しえているのであろうか。例えば、熟練の解体の程度と機械の利用の関係をどう考えるか、機械の利用による労働時間の短縮と労働による人間の発達の関係をどう考えるか等々といった多くの課題をどう解決するかということである。こうした利用の仕方(ビジョ

ン)を、既存技術の性格をふまえた上で示すことが今日のわれわれの実践的課題であると思う。

氏の論述では、こうした「資本主義的利用以外の機械の利用」の仕方が、すでに明らかとなっているかのようにみうけられる。例えば「機械それ自体」は、「労働を軽くする、労働者にとって安全なもの」というように。しかし、私が実践的課題としたのは、「機械それ自体」の中身が、このようにア・プリオリに前提されるものではなく、その中身を問う課題の実践性ということである。

一昨年からの「社会主義の崩壊」ともかかわって、この「機械の資本主義的利用以外の仕方」(ビジョンの提起)は今日の焦眉の課題であろうと思う。社会主義国が、機械の利用と技術開発を、独自の具体的政策の下に進めていたならば、事態は変わっていたであろうと思う。資本主義に生きるわれわれにとっても、問題は単純に資本主義的形態をとりのぞけば、あるいは社会主義になれば解決するということではない。なによりもこうした考えでは資本主義を具体的に超え得ないと思う。また、このビジョンの提起は、資本主義が生み出した「地球環境破壊」の問題ともかかわる今日の切実な実践的課題でもある。「資本主義以外の機械の利用」の仕方をめぐる一般的ではない具体的な議論は、資本主義システムにかわる新しい社会・経済システムを展望する上でひとつの大きな実践的課題であろうと考える。

だが、資本主義形態と区別されたところの氏のいう「機械それ自体」は、この具体的実践的な議論とはかかわりえない。また、物理的存在は機械学の対象とされるので、残るところの資本主義的形態(氏のいう形式的側面)のみが、氏における具体的実践的課題とかかわるにすぎない。

(2) 「物理的形態をもつ機械」の改良と廃棄

だが、氏は、「資本主義的な『使い方』に由来する機械のさまざまな物理的形態は『機械それ自体』ではなく、機械の資本主義的形態に属する」(64ページ)という見解を述べた上で次のように述べられる。

「たとえば、労働者の安全への配慮に欠けた

物理的形態をもつ機械があった場合、この点の解決が技術的に可能であるなら、こうした物理的形態は決して『機械それ自体』に属するのではない。もし不可能であるなら、そのような機械をあえて使うこと自体が『資本主義的利用形態』なのである。

したがって、『機械それ自体』とその『資本主義的利用』を区別すれば、機械の導入そのものには反対できないといった氏の心配は無用である。コンピュータの導入の場合でも、労働者の利益を侵害せざるをえないようなシステム構成の変更を求めるのは当然のことである」(64~65ページ)。

氏の言わんとする論点を要約しよう。資本主義的な「使い方」に由来する“安全への配慮に欠けた物理的形態をもつ機械”を、(イ)技術的解決可能、(ロ)技術的解決不可能の場合にわける。(イ)の場合は、この物理的形態をもつ機械は「機械それ自体」ではない。(ロ)の場合は、この物理的形態をもつ機械をあえて使うのが「資本主義的利用形態」である。以上である。

氏においては、(イ)の場合は機械の導入に反対しない(消極的賛成)、(ロ)の場合は反対するということなのであろうか。資本主義的な「使い方」に由来する物理的形態の(イ)と(ロ)の技術的問題の性格によって、(イ)の場合は“労働者の安全性を考慮した物理的形態をもつ機械”(氏によれば「機械それ自体」にあたるもの)へむけての技術的改良が実践的課題となり、(ロ)の場合は「技術的解決不可能」であるゆえに、その機械の廃棄処分がわれわれの実践的課題となる。このように考えてよいのだろうか。つまり、野口氏においても“既存の物理的形態をもつ機械”的改良と廃棄は、実践的課題としておかれていくと解釈してよいのだろうか。しかし、このように解釈しても、氏のいう「機械それ自体」について、実践的課題の“蚊帳の外”におかれている。

(3) 「資本主義的利用」と「機械それ自体」の区別

氏は、「機械それ自体」を、「生きた労働と過去労働(死んだ労働)との結合の仕方においてとらえられた『物質的生産手段』のことである」

(64ページ)と述べる。だとするなら、死んだ労働つまり資本と生きた労働の結合の仕方である「機械それ自体」を、氏は、なぜ「資本主義的利用」(資本主義的形態)と区別するのだろうか。あえて区別する意味が不明である。(この点はマルクス解釈ではなく、野口氏自身の見解を聞きたいと思う)。

また、「機械が労働を軽くするのは、生きた労働が過去労働(死んだ労働)とそれだけ深く結合されるからにはかならず、まさにそのことが死んだ労働である資本の生きた労働に対する支配力に転ずるのだからである」(64ページ)と述べている。「資本の支配力」とは「結合の仕方」であり、それ故、「結合の仕方」においてとらえられる「機械それ自体」は資本主義的形態そのものではないか。

資本の生きた労働の支配というのは具体的であり現実的でもある。けっして氏の言うところの「幻想的な形態」ではない。なぜ、資本主義的形態というものを、具体的・現実的存在(「機械それ自体」、「コンピュータそれ自体」という存在)の根底からとらえきることを避けられるのか。それは、機械、コンピュータ問題から避けられているとしか言いようがない。なぜ、資本主義的形態(氏のいう形式的側面)の問題だけに限定づけられるのか、疑問である。

(4)「機械それ自体」の措定の実践的意味

氏は、「機械の物理的形態」以外のもうひとつ規定として「機械それ自体」(歴史的社会的規定=実体規定)を措定する。この「機械それ自体」が、「オルターナティブ・テクノロジー(AT)」といったような意味で使われるなら、私はその実践的意味を充分理解しうる。つまり、資本主義的形態という狭められた規定をはなれて、「機械それ自体」の規定を積極的にビジョンとして措定するという実践的意味ならわかるということである。

ただ、この場合、「歴史的社会的規定(実体規定)」を実践的に措定するには、この規定としての「機械それ自体」の中に、資本主義的形態を含めねばならない。なぜなら、資本として結合され性格づけられている実体としての「機械それ自体」がとらえられてはじめて“もうひ

とつ”が実践的意味をもちうるからである。つまり、資本主義的形態規定をおびているからこそその“もうひとつ”である。それゆえ、資本主義的形態規定を捨象したのが「機械それ自体」であるなら、それは少なくともAT論でいうところの実践的課題を担う概念規定とは言えない。

しかし、氏は、「実際には資本主義的形態であっても、生産力の発展は生産の社会化を押し進め、資本主義を止揚する条件をつくり出す」と述べ、「これをたんなる建前と見るなら、実践の展望は見いだせないであろう」と述べる。そして資本主義の矛盾は「止揚する主体を鍛える」と述べるにすぎない。私はこういう性格の実践性を本誌61号で述べたのではない。このような史的唯物論の「公式」を一般的に語るだけでは今日の実践性をとらえることはできない。現実存在のあらゆる具体的なものは資本主義的諸関係の中にある。その関係は決して「幻想的な形態」ではない。私は、資本主義的な具体的諸関係の中で、われわれの実践的課題とは何かを明らかにすべきと考える。

氏のように、展望の有無を史的唯物論の「公式」で語ることはたやすい。これまでの野口氏における情報化・コンピュータ化の考察の実践的課題とのかかわりは、結局のところ史的唯物論の「公式」をなぞったものにすぎなかつたのだろうか。しかし、そうではなかつたはずである。私が前稿で言いたかったのは、展望があるかないかを含めた実践性ということである。つまり、今日における実践的課題は何かを、現実問題と向き合いながら提起することが、今、社会科学に鋭く求められているのではないかということである。誤解を恐れずに言えば、今日のわれわれは(生産力がもたらす)展望があるから運動するのでもないし、あるいは展望がないから運動をしないというのでもない。私は“展望”という言葉を、客体のあり様の問題に還元(強調)してとらえる、こうした立場の議論だけに終わらせたくはないのである(それは“展望”を示して大衆を先導するという意味もあるが)。つまり、実践として主体的にとらえて議論をすべき時代を、われわれは今むかえているのである。今日、生産力を含む客体のあり様は、すぐれてわれわれ自身(主体)のあり様の

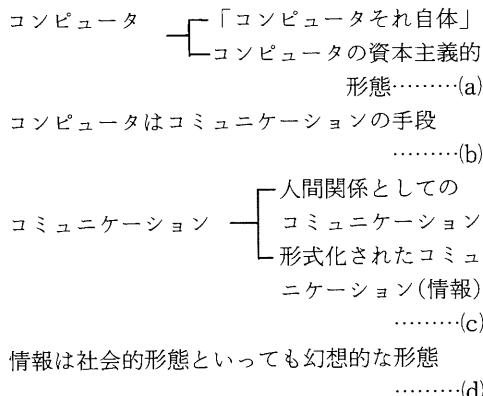
問題なのである。

以上でみたように、氏の「機械それ自体」という歴史的・社会的规定=実体規定の概念は、社会科学的にとらえれば一般的で無性格なものである。それゆえ、そうした概念を措定される現実的実践的意味がどこにあるのか、不明である。氏のいう「機械それ自体」論は、実践的課題に向き合う議論という視点からみれば、すくなくとも論として成立不可能であると結論づけざるをえない。

III. 情報論のいくつかの論点

(1) 野口氏の情報・コンピュータ論の方法的枠組

氏の前記論文における情報・コンピュータについての方法的枠組を整理してみると以下のようになる。



氏は、要するに資本主義のもとでの機械（コンピュータ）の利用の「二重性」を、使用価値（内容）と価値（形式）と明確に区別して理解している。

(2) 情報概念は「幻想的な形態」か

野口氏において、上記の(a)と(c)は重なっており、「コンピュータそれ自体」に担われるのが人間関係としてのコミュニケーションであり、コンピュータの資本主義的形態によって担われるのが形式化されたコミュニケーション（情報に担われるコミュニケーション）である。そして、このことから、(d)の「情報は社会的形態といっても幻想的な形態である」(66ページ)ということになる。したがって、氏によれば、「情

報概念の幻想性がはぎとられれば、コンピュータ化は情報の運動よりも人間関係としてのコミュニケーションに即して特徴づけられるであろう」(66ページ)ということになる。氏にあっては、情報は資本主義的形態であり幻想的形態となる。

ソフトの無償複製問題について、氏は、「これは技術的な特性であるだけでなく、社会的な性格である。というより、技術的には何も問題がないのであって、問題はあくまで社会的なものである」(66ページ)と述べる。

そして、流通過程よりも生産過程の方が重要と述べられ、「流通過程や消費過程においてソフトの無断複製が禁止されても、生産過程における無償複製がなくなるわけではない」(67ページ)と述べられる。ここで生産過程の無償複製とは、「ソフトの著作権は著作者本人ではなく所属企業に属するものであり、その企業は合法的にいくらでも無償で複製できるからである」(67ページ)ということを言っているにすぎない。企業が作ったソフトを当の企業が無償複製できるのは当たり前である。このことは、もちろん「盗み」ではなく氏の言われるように合法的である。私はこうしたことを前稿で述べたのではない。問題は、企業が他社のソフトを無断複製した場合に「盗み」になるということである。例えば、IBMがソフトの著作権侵害で富士通を訴え、アメリカ仲裁協会が富士通に8億3325万ドルの支払いを命じたケースである。

富士通は、無断で（断りなしに）、したがって、当然に無償で（償いなしに）著作権を侵害したがゆえに、巨額の償いをさせられるのである。“無償”という言葉の意味は、ただ単にタダであるということではなく、“報償（つぐない）のないこと、代金を支払わないでよいこと”ということであって、相手（他者）との関係で用いられる言葉である。したがって「無断」が「無償」よりも先行する。相手なしの自社内の無償複製を、私は前稿では考えていない。

氏が、いかに生産過程での問題を重視しようが、資本主義経済においては、流通せず消費されない商品は何の価値も意味ももない。つまり、他社のソフトを無断複製した企業が、そのソフトによって生産した物を倉庫に積みあげることに、誰が文句をつけようか。だが、それが

倉庫を出、市場へ出ようとすると事情は一変する。商品が流通過程に入り、そして売れるかどうかは、企業にとって命がけの営みである。生産は流通と消費を前提とし、流通と消費は生産を前提とするのである。

私は、流通・消費過程に限ってソフトの「盗み」を言ったのではない。要するに、氏は、私がソフトの無断複製を流通および消費過程における「盗み」としたのは、問題を道徳論でかたづけるものと批判したが、私は「盗み」を“資本主義経済と法の関係”として論じたのである。ソフトの問題を「盗み」としたのは、“おそろしい矮小化”と氏は言うが、流通・消費過程の問題を矮小化してはいけない。流通や消費過程においてソフトの無断複製が禁止されるということは、生産過程においてソフトを無断複製することによって製造された商品の販売が禁止される⁴⁾ことでもある。

氏は、企業所有のソフトを当の会社が無償複製できるがゆえに、結局、知的所有物の独占へと進むと言っているが、それは、現代資本の論理の当然の帰結である。このことは、単に無償複製問題にとどまらない、巨大独占企業、多国籍企業の資本力による世界支配の問題であろう。ただし、これは重要な問題ではあろうが、私は、こうした世界経済の問題を、前稿の無断・無償複製問題のところで論じたのではない。

氏が、生産過程を流通・消費過程と区別して論じるのは、「機械それ自体」を「資本主義的形態」と区別して論じようとする方法と類似している。つまり、流通・消費過程に入らない商品が現実的に考えられないように、現実に機能していない「機械それ自体」(=生産力)を指定し議論するのは現実的実践的課題に向き合うことにはならない。たとえ氏の言うところの「機械それ自体」(=生産力)を指定しても(例えば労働を軽くするとか労働者にとって安全であるとか)，そうした一般的な規定では、資本に対抗しうる実践的課題としては現実的位置づかないのである。それは、「むしろ機械は労働を軽くするものだからこそ、資本主義的に疎外された形態においては労働を強化する手段となるのである」(64ページ)というように、氏も認めている。

なぜ、労働を軽くし、労働者の安全を守らねばならないのか。これは一般的な問題ではない。その問題は、労働が苦痛であり、危険であるという資本主義的労働の現実があるからである。こうした労働の性格に対して、特定の機械を開発、製造、導入することは、明らかにこの導入にいたる過程での機械の性格そのものは、資本主義的形態規定をうけざるをえないと言わねばならない。

資本主義的形態規定をおびない「機械それ自体」は現実に存在しない(存在するのは、資本主義的形態規定をおびた「機械それ自体」である)。現実に存在しない「幻想的」なものを、われわれはどう議論しどう変革すればいいのだろうか。もちろん、氏においては「機械それ自体」は変革の対象ではないが。

(3)「道徳論」と現実論の混在

「そもそも氏(重本)が依拠する無限定な知的所有物という概念は社会科学的な概念とはいえない。一般的にいえば、知的生産物は物的生産物と異なってもともと普遍性をもっており、私的に所有されるものではないのである」(67ページ)。

私は、無限定な知的所有物へと支配を拡大する資本主義企業の現実について論じているのである。氏もこの点の理解は同様であろう。にもかかわらず、「無限定な知的所有物の概念を正当化しようとする重本氏の立場は、この多国籍企業の、文字通り資本主義的な主張と重なり合うものでしかない」(68ページ)と批判する。私は一瞬困惑してしまう。今、われわれはいったい何を議論しているのだろうかと。少なくとも、私は、「企業の現実を正当化する」という「道徳論」はもちあわせていない。私にあるのは、資本の論理の貫徹としての「無限定な知的所有物へと拡大する」現実論である。

むしろ、「知的生産物はもともと普遍性をもっている」とか、「私的に所有されるものではない」とか、あるいは「知識の囲いこみには限度があるという面からも、知的所有物の概念は制限されざるをえない」(67ページ)といった野口氏の「道徳論」(あるいは理念論か労働者の立場に立った主張か)が、直接、氏の論述の中に

入り込んでいる。これが運動論として語られるならまだしも理解しうる。私の前稿は、資本の論理が、知的なものへも貫徹する現実をふまえて論述したものである。野口氏のここでの論述の特徴は、「道徳論」（理念）と現実論（事実）が混在していることである。私も野口氏と共に「道徳論」（理念）をもってはいるが、それは、資本の現実を論ずる時の前提（問題意識）とはなりえても、論述の中においては厳しく禁欲され、あるいは一定の留保条件つきで用いられなければならないものである。

「もともと普遍性をもっている」とか、「知的に所有されるものではない」とか、そして「限度がある」とかは、論述の中においてア・プリオリに前提されてはならない。そうでないと、『本来、私的に所有されるものではないから、企業の私的所有はけしからん』とか、『本来、知識の囲い込みには限度があるから、限度を超えた企業の囲い込みはけしからん』といったことになってしまう。もちろん、けしからんことなのだが、論述においてはそのことは禁欲されるか条件づけられるべきものである。現代資本の現実は、知的生産物は特殊的であり、私的に所有され、知識の囲い込みは今のところ限度がなく、知的所有物の概念は制限されていないのである。

それゆえ、われわれは資本の現実をふまえた“もうひとつ”的あり様を主体的理念的に模索すべきなのである。それが、われわれの実践的課題の現実性なのである。

むすび

私は、資本主義的形態と離れて「機械それ自体」も「コンピュータそれ自体」もありえないと述べた（つまり「機械それ自体」はすぐれて資本主義的性格規定をおびている）。野口氏は、資本主義的形態と離れて「機械それ自体」と「コンピュータそれ自体」があると述べた（つまり「機械それ自体」は物理的な「物」ではない意味での実体規定とする）。したがって、それぞれが、「機械それ自体」と「コンピュータそれ自体」の内容を、現実から論証するしかないものである。少なくとも、生産力（機械、コン

ピュータを含む）は資本主義を止揚する条件をつくるとか、あるいは少しひとーンを下げて生産力は「中立」であるとかといった内容を、ア・プリオリな前提として議論をしてはならない。従来、ア・プリオリな前提としてきたこうした方法的枠組を含めての議論が、今日の社会科学の研究対象とならねばならないと、私は確信（問題意識として）している。それは、現代社会に立ち向かおうとする社会学者自らの主体性が問われる性格の議論でもある。

- 1) 例えれば、イギリスのルーカス・エアロスペース社での労働者戦略として取り組まれた「ルーカス・プラン」におけるオルタナティブ・テクノロジー論の“もうひとつ”的意味は、単に選択肢をもうひとつおくということではない。それは、既存技術の内容にかかる批判としての既存技術内容（資本主義的形態規定をおびた「機械それ自体」）の相対化であり、さらに既存技術そのものの性格と切り結ぶところの“もうひとつ”である。
- 2) なお，“幻想”とは、国語辞典によれば、『現実にないことをあるように感じること』、「まとまりのない想像」、「空想」、「幻覚」となっている。情報は、「幻想的」であり、資本主義的形態も「幻想的」なのだろうか。“幻想的”なものに向き合うところのわれわれの実践的課題とは一体何であるのか。幻想的課題としか言いようがない。
- 3) なお、前述の「社会的形態」もそうであるが、ここでの「社会的」という概念規定は、「歴史的社會的規定=實體規定（機械それ自体）」の「社会的」とどう區別されているのか。前者が特殊歴史的社會で、後者が一般的社會なのだろうか。すると一般的社會とはどんな社會なのか。現実にない社會のように思える。この点、氏にあって不明である。
- 4) この「道徳論」としての私への批判から、氏はさらに「資本主義の原理である労働時間の盗みが道徳論で片づくならいうことはない」（67ページ）と批判を強めるが、「搾取」は氏の言うところの「盗み」ではないということは経済学の基本であろう。
(しげもと なおとし 所員 大阪経済大学)

●書評

相葉洋一著

『貨幣と景気循環』

遺稿集編集刊行実行委員会 非売品

本書は、昨年2月に逝去された相葉洋一氏の諸業績を実行委員会が編集・刊行したものである。全体は4部からなり、貨幣と景気循環を扱った第I部（第1章～第4章）、景気循環に関する現実的過程を扱った第II部（第5章～第8章）、諸学説を検討した第III部（1～5）、東南アジア経済報告の第IV部（1～2）から構成されているが、著者の景気循環理論および貨幣理論に対する独創的貢献は第I部にあり、他は紙幅の関係で割愛せざるをえない。

1. 第1章はシェンペーターの景気循環理論を8本からなるマクロモデルに変換・要約し、「技術進歩を実現する資本主義に固有の仕方が、景気循環を引き起こすに十分であること」を積極的に主張したものである。

まず、経済には1つの産出物 Y があり、それが古い生産技術（添字1で区別する）のみによって生産が行われ、労働の完全雇用、利潤も投資もゼロの定常状態から出発する（これを「循環的流れの状態」という）。ここから新しい技術（添字2で区別する）を実現するための「先導者」によるリスク覚悟の新投資 $I_2 > 0$ が生じ、新技術による生産 Y_2 が生じる。 Y_2 の生産に必要な労働力 N_2 は旧部門からの引き抜きによって行われる（完全雇用の想定）。また、旧技術での投資は行われない($I_1 = 0$)。従って総生産量 Y は、 $Y = Y_1 + Y_2 = (N_1/b_1) + (N_2/b_2)$ となる。（ a ：資本係数、 b ：労働係数）

他方、総需要の側は労働者消費需要 C 、新技術部門の投資需要 I_2 から成り、資本家の消費を無視すれば、 $Y = C + I_2 = RN + I_2$ と

なる。（ R は実質賃金率）新投資の出現により総利潤が $I_2 = (Y_1 - RN_1) + (Y_2 - RN_2)$ だけ生じる。次に、新技術への投資 I_2 は生産実績 Y_2 に依存すると考えると、 $I_2 = \alpha Y_2 (-1)$ となる。

新技術の波及により経済はますます定常状態から離れ、好況が始まる。好況過程では I_2 の増大により C の相対的圧迫が生じ、労働分配率 $=C/Y$ は低下する。利潤率 $\pi_i = (Y_i - RN_i)/aiY_i = 1 - (bi/ai)$ 。 R は、新技術の方が労働集約度が低くかつ資本係数が小であれば $(b_1/a_1) > b_2/a_2$ かつ $a_1 > a_2$ 、好況過程において新技術の方が利潤率は高くなる。こうしてますます多くの労働力が新技術部門に吸収されてゆくが、 $N_1 = 0$ となった時点で好況過程は終わり、経済は再び出発点の「循環」状態に戻る（後退過程）。しかし、その経済状態はもはや単なる旧技術の経済ではなく新技術を体化した新たな生産構造をもつ経済となっている。

2. 第2章ではハイエクの景気循環モデルの厳密な定式化が行われている。

ハイエクはシェンペーターと同様に技術の変化（ここでは生産期間の長期化）を景気循環の主動因とみているが、著者はハイエクの議論を、（1）実質賃金率の内生化、（2）分析期間の長期化、の2方向に合理的に拡張し、ケインズ派などの他の景気循環理論と比較可能なモデルを構築している。

今、 Re を現時点で企業の予想する実質賃金率、 θ を生産期間とし、投入要素は労働1単位のみ、労働投入回数は θ 回で各投入量は均等とし、 θ 回の労働投入の後に p の消費財を産出する単位ア

クティビティを考える（以下、工程と呼ぶ）。例えば $\theta = 4$ のとき、現時点までに単位期間あたりの労働投入量 l が2回投下され、1期は工程が遊休したとする。企業としては次期以降に産出 P を得るために、今期に l 、次期に l の労働投入を行なえば、次期の期末に p の産出が得られる。労働投入は1であるから、 $l = 1/\theta$ である。

次に、生産期間の長期化は迂回生産の利益をもたらすと仮定し、 $p = p(\theta)$ 、 $p' > 0$ と考える。企業は各時点で一番有利な工程を稼働しないし投資するものとし、その有利性の尺度として予想利潤率 r を以下のように定義する。

$$lRe\{(1+r)^{\theta-m} + (1+r)^{\theta-m-1} + \dots + (1+r)\} = p(\theta)$$

すなわち現在までに m 回の労働が既に投下された工程の場合には、今後 $\theta-m$ 回の労働投下費用 lRe を投入すれば、 $\theta-m$ 期末には $p(\theta)$ の収益が得られるから、両者を産出時点で現在価値化してバランスさせねばよい。もし当該工程が新規工程の場合には $m=0$ である。こうして、生産期間 θ と予想実質賃金率 Re とが与えられれば、新規および既存の工程すべての予想利潤率 r が確定し、その時点における各工程の有利性の順序付けが可能となる。

次に生産量 Z と投資量 X については次のようにある。現時点で $r < 0$ となった工程は稼働しない。 r が非負の工程のうち有利なものから順次稼働される。それが既存工程の場合には過去の投資の結果としてストックの大きさは確定しているから、有利性の高い工程の順に労働を投入してゆく。次にある段階で新規工程が有利となった場合には、その段階で残っている全ての労働が新規工程に注入される。新規工程への労働注入とは投資 X のことであり、生産期間が長期化すればするほど供給は繰り越される。とくに新規工程の場合

には Re の増大につれて有利な工程ほど生産期間が長期化するという効果がある（ハイエクのいうリカード効果）。

次に、 Re は静態的予想により、 $Re=R(-1)$ と仮定され、実質賃金率 R は、 $R=(Z-CCA)/ND$ と内生化されている。（CCA：資本家の消費量、外生的に成長するが Z を超えた場合には $CCA=Z$ とする、 ND ：労働需要量）

以上の準備のもとで体系は、 $Re=R$ かつ X の成長率一定の場合には全ての変数が労働供給量の増加率で増大してゆく均衡経路をたどる。ここでは生産期間 θ は一定となり、循環的変動は生じない。（(21) 式の均衡経路上の労働需要は

$$ND = \sum_{i=\theta^*+1}^{\theta} X_i / \theta^*$$

のミスプリ）

循環的変動は次のように生じる。今経済は均衡成長経路上にあるとし、ある時点でなんらかの理由により外生的ショックが生じ、資本家の消費需要 CCA が減少したとする。すると、実質賃金率 R の上昇が生じ、その結果、生産工程の有利さに変化が起り、企業は生産方法を変え、生産の長期化が生じる（リカード効果）。こうして生産に擾乱が生じ、それがまた実質賃金の変動を引き起こし景気変動が起こる。

著者は具体的に κ や θ を特定化し、膨大な数値計算をおこなって、循環的変動の 4 つのタイプを検出している。

3. 第 3 章はシェンペーターとハイエクのこれまでの議論をケインズ派に対抗しそう「非実現型景気変動論」として明確化し、BASIC プログラムによる両者のモデルの分かりやすい要約と説明を与え、また両者の議論の異同、意義と限界が明快に論じられている。とくにハイエクの議論では第 2 章のモデルとは異なり、実質賃金率の変化が技術代替（労働集約度の変化）に与える影響が考察され、よ

り平易なハイエク・モデルの再構成が追加されている。

4. さて、以上のような著者の議論はどのような意義をもつであろうか。シェンペーターやハイエクといった現代の景気理論では比較的マイナーな存在とみられた景気理論を比較可能な形で明確に定式化したのみでなく、彼らの議論の積極面や限界を明らかにしたことには著者の功績である。しかしながらより深い意義としては、需要分析に偏し、資本蓄積過程を生産構造の質的变化の過程として捉えることに十分成功していない現代景気理論に対し、供給側の分析の重要性を積極的に提起した点にあろう。例えば、10 年程度の期間ではなく、数十年におよぶ住宅や都市・ダム建設等のストックの変化に起因する長期波動、あるいは工業化の諸段階や産業構造の転換による景気循環などのように資本蓄積の長期的過程をみれば、利潤期待に触発された企業の技術選択による供給構造の変化が主動因となって蓄積過程の変動をもたらすことは経験的にも確認されることである。著者はこうした現実を理論的に解明してゆく上で非実現型景気循環理論のもつ積極的意義を明らかにしたと言えよう。

5. 第 4 章は貨幣の本質、再生産における貨幣の役割、貨幣供給が内生的か否かといった貨幣を巡る重要な問題を取り上げている。著者はマルクス、シェンペーター、ケインズの膨大な著作を縦横に論じて諸見解の違いとその根底にある貨幣観、銀行観の違いをえぐり出し、また貨幣の本質規定に関しては、貨幣は商品でなければならぬとするマルクスの説（商品貨幣論）を批判し、論理的には貨幣は商品である必要はないとする新説を提起している。

6. 以上のように本書は景気循環理論と貨幣理論に関する貴重な分析と独創的見解が豊富に含まれている。本書が著者自身の手によって編集されたものでないにもかか

わらず叙述は一貫しており、体系的に理解することが出来る。もはや著者自身による景気循環理論と貨幣理論の新たな展開を見ることができないのはまことに残念であるが、しかし著者の残した業績はその悲しさを補って十分余りがあるものである。

（近藤 学

滋賀大学経済短期大学部）

●書評

青水 司著

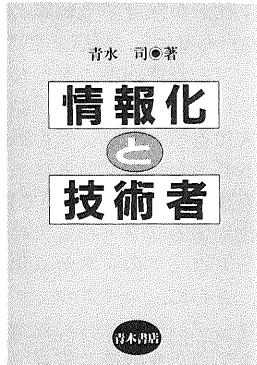
『情報化と技術者』

窓社 3940円

重本直利著

『意識と情報における管理』

青木書店 2575円



一面的理説の常識化を強いられている。しかし、現実の情報化は多くの場合、資本による労働の包摶支配の一層の深化の過程である。この過程は労働力商品の扱い手である労働者とその生活のより徹底した商品化の道を要求するのであり、自由な労働者から不自由な労働者への不斷の転化の過程である。上記2書は、現代企業経営のもとの資本一貨労働関係の創出再生産の現状分析とその根源の分析をはかった批判経営学の書である。

両書ともに著者両氏の長年の研究蓄積の結晶であり、重要な論点が多岐にわたり存在しているが、紙数の制約上、両氏の分析視角、分析課題を中心紹介し、オートメーションの定義や情報化のもとの価値関係等々についての論争的、個別的な論点についてふれられないことをお断わりしておきたい。

2

青木氏の著作は、「資本による労働の包摶」の現代的形態を情報処理技術の理論的分析をふまえたうえで展開された労作である。また、この課題を「情報化のもとにおける技術労働者」という存在をとおして解明されていることを通じて優れた技術労働論の展開の書となっている。

青木氏は、情報化による企業経営の質的变化と労働編成の流動化、これにともなり、労働者の不安定性の増大という現実にたいして、「技術進歩に伴う労働形態の変貌を具体的に分析して、そのなかで階級矛盾の反映をえぐりだす」作業を「生産現場で直面している課題と結合して論及」(12ページ)することを課題とされ、その分析視角を「資本主義的生産技術の発

重本直利著

『意識と情報』

における

管理

窓社

達にともなり労働内容・労働組織の改編、それに規定されて深化・変容した資本一貨労働関係に即応して開発してきた管理技術、以上三者の有機的関連を発展的見地からとらえること」(16ページ)と、そのさい、労働の精神的生産の所産である「自律性・創造性」をも強力に包摶する資本の強力な力を重視し、「技術から労働を説明するのではなく、技術の発展段階を念頭におきながらも、資本との関係で労働をとらえること」(17ページ)におかれる。

重本氏の著作は、「意識と情報を中心にして管理を社会科学的にとらえることを目的」(序)とされている。管理は人間個々の意識を内在的に含む人間関係の問題である。管理するものと管理されるものとの関係は説得と受容の関係でもあるが、管理論は「ティラーの精神革命論、マイヨーおよびレスリスバーガーらの人間的状況の論理」から今日の「自己実現論」「自発的人間論」にいたるまで労働者の内面からの管理(自己自身による説得と受容)を問題とし浸透させていている。ここには意識そのもののなかに管理、被管理の関係が存在している。一般に意識そのもののなかの存在を解明し説得的に論述することはきわめて困難であるが、重本氏は本書で正面から管理論批判のためにこれに立ち向かっている。

コンピューター革命に基づく技術革新は管理機能の情報化を進め、

プログラム化されることにより、各種情報そのものが管理機能を担う数量化された情報に容易に変換され労働者の前に立ち現れるにいたっている。このような事態からの主体性回復にむけ、現代管理論批判として、人間関係を歴史貫通的に数量化・客観化してしまうサイモン管理論を批判することが重本氏が著書の中心に据えられている課題の一つである。

3

青水氏と重本氏が共通してとりあげているのは、コンピューター化・情報化のもとでの労働の変容である。

青水氏は情報化は雇用形態の多様化、就業形態の多様化・弾力化および雇用の流動化、といった労働のフレキシブル化をもたらすが、この労働のフレキシブル化と関連して、「自由な労働者は、自らの意志による『自由な競争』によって、資本による支配の安定装置の形成、発展をもたらす。しかし、自由な労働者はそれを資本一貨労働関係の発展としてはとらえず、自らの能力の発達としてとらえざるをえない論理をそのうちにもっている」(青水171ページ)ことを指摘されている。

この青水氏の指摘は、重本氏の問題意識と共通の論点をもつていて。重本氏の著書の第1章「どのようなエーストスが支配を受けいれるか」という刺激的なタイトルにみられるように、重本氏の基本的な問題意識も労働者はなぜ支配され管理されるのかにあり、氏は形式的自由意志による個人の正当性の信念が形式的自由意志的契約関係に基づく「合法的支配」の内面のささえあることをヴェーバーの官僚制の検討から抽出されていくが、情報化のもとではこの内面的支えがサイモンにみられるようにな量化という技法により徹底され強化されることを明らかにしようとされている。

この支配技術としての管理技術について、青水氏は終章「管理技

術と労働」で、VA(価値分析)の具体的分析にもとづき管理と技術と労働の関係を問われている。氏は「科学を全面的に資本の生産力に転化しうる客観的条件が成熟するもとで、市場支配をめぐる資本間競争の激化は、それに即応しうる管理の質的発展を資本に要求してくるのであった。この管理の質的発展を支えるものとして、各種管理技術も位置づけられる。その際、重要な侧面として、資本は労働者の『精神的諸能力』を開発・発揮させ、自らのもとに集積することによって『資本の権力』に転化すると同時に、これを資本間競争の手段に転化するのである。」(202ページ)とのべている。

重本氏は現代の支配・管理技術の特徴をサイモン意志決定論に特徴的に見られるような「人間および人間関係などすべてのものを記号化し、機能化し、数量化」(61ページ)してとらえる形式的合理的な管理論と情報化・コンピューター化のもとでシステム化・数量化による管理の質的発展としてとらえ、人間の内面の意識のレベルとかかわらせて批判的に検討している。

われわれにとり、本来、あるべき労働の姿は知識や技能・技術等の経験を秩序づけ創造的統一的にこの経験を構成していくことにあるが、これとは反対に現代の管理技術は労働における経験を分解し経験を構成する機能を資本の手中におさめる。

両氏とも本来あるべき労働がなぜ実現されないかを問題にされているのであるがその方法視角は、青水氏が一貫して具体的な実際の技術展開の致密な分析と労働過程分析・経済的分析を統合する形で経営・管理の問題にまで論点を理論的に展開されているのに対し、重本氏は人間の意識のレベルにまで踏み込まれて管理論批判を展開されている。

両氏ともに資本主義的管理の止揚を念頭におかれており、両氏の著作は情報化批判、経営学批判、

管理論批判の書として期せずして相互補完的に豊かな内容をわれわれに提供するものとなっている。

4

産業革命に端を発する機械文明とコンピューターリゼーションがもたらした現代の情報化文明の違いを、社会が保有する装置という観点からみると、機械文明はハードウェアの飛躍的増大をもたらしたのにたいし、情報化文明は進歩し増大するハードウェアを維持し機能させるためのソフトウェアの飛躍的進歩に求めることができる。情報化によるソフトウェアの進歩はハードウェアのシステム化を促進し、さらに、ハードウェア・ソフトウェア一体となって社会全体のシステム化を促進してきているのである。このような情報化・システム化の進展は経営における管理の重要性を増大させてきている。

重本氏は現代的管理の特徴を労働内容の数量化やプログラム化による労働者意識の管理の構造化システム化として析出されている。プログラム化による労働内容の対象化、熟練の解体、労働のモジュール化、ルーチン化は労働の単純化、労働力の価値分割をおこすとともに、労働をつうじる発達や成長という本来の労働目的を喪失させていく。このことは結果として、労働の荒廃をもたらし、資本蓄積の阻害要因として現象してくるために、労働者の意識管理の巧拙が現代経営管理の中心的課題となってくる。この労働者意識管理のために数量化を組み込んだプログラムが管理手段として普遍化され準備されるのである。

このように見ると数量化は重本氏の著作の重要なキーワードであることが解るが重本氏はこのキーワードに充分な説明を加えられていない。

では、一体、数量化とはなになのか？ 数量化は、システム化のための必須技術であり、情報化のための基盤となるソフトウェア技術である。数量化の基礎は測定技

術である。数量化において測定の対象は量的なものだけでなく質的なものも対象となる。数量化は多次元空間に存在する量的なもの、質的なものを測定し測定結果を一次元化した数量的表現に転換する技術である。数量化はこのような転換をとおして評価の客観化を計ろうとする評価技術でもある。数量化的本質的意味は評価体系を含むシステム化であり、管理における数量化は労働の評価を労働者の意識に労働目的として組み込むシステム手法といえる。

数量化をこのように理解するなら、重本氏が批判の対象とされているサイモン理論は、全体性を保った複雑なものも総て単純な部分に還元することにより、数量化し評価の可能な全体として掌握できるとする思想を根源としてもっていいるといえよう。サイモン理論はコンピューター化、ME化のもとでの労働の変容、無内容化のもとでの資本主義的管理のシステム化の

バイブルといつてもよい位置を占めている理論である。

青水氏はME化による労働の二極分解にどう対応するかという社会政策的にも今日の重要課題にたいして、正確な技術理解と現実の企業内における技術展開と経済的論理の結合の重視、および、具体から抽象へという上向的方法という研究態度により著作をまとめられている。青水氏がこのなかで本当に追求されようとしたのは、人間的本質である目的意識性・創造性の労働過程における自由な発揮の可能性であり、より、直接的には「労働手段の使用が創造を生み出すという人間労働の本質」(200ページ)の自由な実現可能性である。青水氏はこの可能性を阻むものとして技術労働を素材として資本による労働者管理の実態の解明に迫られている。青水氏がそこに見いだされるのは競争を媒介とした徹底した労働者の商品化のシステムである。この点は今日の労働

運動のための視点としても大事である。青水氏はこの商品化のシステム論理を抽出して充分展開されていないが、現実と対比しつつ理論的な整理をされて提供されることを望みたい。

われわれが両氏の著作から研究の方法として学ぶことは、本来的な人間労働の模索も、資本主義的経営にかわる経営の発見も、労働の商品化のシステムにたいする徹底した批判が出発点であることであり、その意味で資本論の論理の現代への発展的適用の重要性と、情報化による現代社会のシステム化にたいする批判的検討態度である。

最後に両氏の著作を礎石として経営における普遍的な社会システム批判と社会システム政策プログラムの構築の努力がなされることを念じるものである。

(山西万三 所員 滋賀支部)

●書評

初村尤而著

『大阪市役所のナ力は闇 ベテラン市職員の告発』

日本機関誌出版センター 1300円

本書の著者は、本書のサブタイトルが示すとおり、25年以上大阪市役所に勤めているベテラン市職員であるとともに、「区政労働者論」をはじめとする公務労働論の理論家であり、また実践家でもある。

本書は次のような4部構成となっている。

- 第1部 白亜御殿の公金スキャンダル
- 第2部 大阪市に泣かされた市民たち
- 第3部 苦悩する市職員たち
- 第4部 市政刷新に立ち上がる市の労働者

第1部では、大阪市の幹部職員による公金スキャンダルをはじめ

とするいくつもの不正汚職事件を、怒りをもって徹底的に追求している。

第2部では、保育・福祉・医療など市民向けの施策がきわめて不十分であることを具体的に実証しつつ、強行される道路建設、大企業奉仕の街づくりを鋭く告発し、「行革」とは暮らしの破壊にほかならないと批判している。また、「役立たずの区役所」の現実とからくりを明らかにして、著者も加わった区役所改革の提案を紹介している。

第3部では、昇任・昇格差別を中心とする当局の激しい攻撃に抗して、市民と組合員の生活を断固守ろうとする良心的な市職員のた

たかいが、著者の公務労働論をベースとして紹介されている。

第4部では、関一大阪市長の先進的な実績と自由主義思想を回顧するとともに、市民や組合員とともに歩む新しい労働組合の結成を、市政刷新の展望をこめて描いている。

このような内容の本書は、不正汚職の根絶と市民本位の市政の実現を願う大阪市民と大阪市職員のみならず、全国の住民と公務労働者にとっても必読の文献であると言えよう。

ところで、最近、大阪市のグレードをさらに押し下げる事件が判明した。大阪市の水道局長が、公費で調査研究を委託している大学の研究報告書を、ほぼ丸写しにして論文化し、博士号を取得したというスキャンダルである。また、この論文では、水道局の研究員らが10年がかりで作成した実験データも、局長個人の研究成果として使っ

ていることである。「公費で博士号を買った事件」として、「公私のケジメ」がまったくついていない大阪市の体質を象徴するような事件である。以前にも、何人の研究者が長年かかって積み上げた市としての研究実績を、幹部が個人の業績として論文化することは見逃されていたという。このような「公私混同」のはなはだしさと研究者の研究権、すなわち人権に対する侵害が、大阪市役所ではまかりとおっているのである。

このような「民主主義は市役所の門前に立ちすくむ」という事態の中で、鋭い告発ものを勇気をもって実名で出版された著者に対して、感動と連帯の拍手を送りたいと思う。また、わが国の労働現場は、

「過労死」という言葉に代表されるように、きわめて劣悪な状態にあることは周知の事実である。しかし、このような非人間的な状況を告発する出版物が、あまりにも少ないので残念ながら実情である。このことは、組織に対するロイヤリティーを強要する日本型企業主義が、きわめて強力であることを物語っている。それだけに、このような日本の現実の本質を鋭く告発するベストセラーが、全国の職場から陸続として出版されることを心から願うものである。

また、本書は単なる告発ものにとどまらず、組合の自治研活動の実績を背景にした、著者の公務労働論の全面的展開となっている。森永ひ素ミルク事件の調査活動に

参加した保健婦、労災認定を裁判でたたかった図書館の名電話交換手、中之島の保存運動に取り組む建築技師など、すぐれた実践例が具体的に紹介されている。それゆえ、とくに読者が自治体労働者の場合には、一人ひとりの日々の労働に確信がもてる公務労働論の提起となっている。

なお、本書のタイトルは、ベストセラーとなった松本均『警察のナカは闇』をもじったパロディー的なものとなっているが、内容はきわめて真面目な大阪市政の告発であるだけに、やや違和感を覚えたことを最後に付記しておく。

(小森 治夫 所員 京都支部)

●書評

鈴木文熹著

『地域づくりと協同組合』

青木書店 2472円

I. 本書の内容構成

本書は、おもに中・四国に在住する研究者でつくられている「中四国協同組合研究会」の長年の研究成果である。

本書の構成について簡単に紹介しておくと、序章の「せめぎ合いの時代の地域づくりと協同組合」で、今日の地域づくりと協同組合をめぐる状況について総論的な問題提起がおこなわれている。第I部の「転換の時代と協同組合」では、今日の地域づくりを歴史的に照射するために昭和恐慌期と戦後復興期における地域づくりと協同組合について検討されている。

第II部の「協同組合による地域づくりの実践」では、協同組合による地域づくりの現状について、農協の実践例として、兵庫県宍粟郡ハリマ一宮農協の「地域文化活動」、漁協では山口県蓋井島漁協、生協については四国の地域生協の

例が紹介されている。また、今日の「産直」の現状と地域づくりについても米の問題を中心とした例が紹介されている。

第III部の「協同組合と主体形成」では、協同組合とともに地域づくりの担い手として登場した労働組合の運動と主体形成の問題について、高知県西土佐村の自治体・農協・村職労を中心とした「地域づくり」の実践例、さらに長野県小諸厚生総合病院の北御牧村での実践例、そして、最後に農協労連が現在取り組んでいる地域調査と地域づくりについての実践報告がおこなわれている。

ここでは、本書で報告されている各地で取り組まれている実践例について、それぞれの事例は大変おもしろく、示唆に富むものではあるが、紙面の都合で紹介は割愛させてもらい、総論的な問題提起をおこなっている序章を中心に検討してみたい。

II. 序章での問題提起の内容

序章では、第1節の「今日における地域問題と地域づくり」のなかで「経済構造調整」のもとでの地域問題が、大都市問題だけでなく、山村でも激化しており、そこでは人間の生命を再生産するという根源的な能力の衰退として現われており、それに対抗して各地で住民主体の内発的な地域づくりの動きとその体制内への包摂化の動きなどの地域をめぐるせめぎ合いがはじまりかけていると指摘している。

そうした認識のもとで筆者は、今日の地域づくりの枠組として、①地域づくりの4つの視点（国民主権の尊重と国・自立・地域の自立を基礎とした国民経済の形成・産業間の均衡化を基調とした各種産業の発展・人間の相互発達の保障）②地域づくりの具体的な条件（富と人間の生命の再生産の保障・住民の相互発達の条件の主体的制度的确立）③地域づくりを担う主体的条件（地域の資源と資本を住民の発達に向けて活用できる産業能力・新たな生産力の発展に照応した消費能力・地域の住民合

意できる課題の析出などの自治能力)が重要であると提起している。

そして、今日の住民主体の地域づくりの実現の客観的条件として、国連の「環境と開発に関する世界委員会」における「持続的開発」の提唱をとりあげ、この提唱がこれまでの経済発展の根本的な見直し、すなわち地球環境を保全する範囲内での経済発展を提起しており、この精神はわが国では「豊かさの問い合わせ」として発現しているとし、これがこれまでの労働組合運動の転換、すなわち地域づくりに着手する労働組合の出現として現れている。

第2節の「いま、なぜ協同組合か」では、今日の地域づくりの担い手集団はたんに課題提起するだけでなく、地域の経済主体として地域の富の再生産を実現することを現実過程で担える集団でなければならず、それを担えるのは協同組合であるとしている。そして、 “なぜ協同組合か？”については、今日の生産の社会化の極度の進展が、生態系の地球的な規模での解体、地域の解体、人間の肉体を含めた人間そのものの解体化という貧困化の極限状況をつくっており、これを克服するには、公的な社会化を強める必要があり、それには資本の官僚的な社会化に協同組合的な社会化を対置すべきであるとしている。

そして、地域づくりの現実過程を担う協同組合像として、協同組合を構成する人間相互の発達を保障することが前提であり、組合員、労働者、経営者の相互発達と3者の協同による協同組合事業の実現が重要であり、さらに農協や生協など各種の協同組合ネットワークづくりも大切であるとしている。

第3節の「こんにちの協同組合をめぐる諸状況と協同組合の確立の条件」では、地域づくりを担う協同組合像と現存の協同組合の現状について、特に農協の最近の状況についてふれ、1982年の全国農協大会での「系統農協経営刷新強

化方策」以降の徹底した経営の合理化・効率化、“協同の論理から競争の論理”への経営の基調転換、さらには1988年の第18大会での「農協の広域合併」の推進、「農協組織の再編」の方針による現場の極度な混乱状況について指摘している。そして、今後いっそう進むであろう「農協合併」の猛威が地域づくりの拠点の放棄につながる危険性が大きいと指摘している。

III. 内容の検討

以上が序章を中心とした本書の内容の簡単な紹介である。これについて次の4点について検討してみたい。

まず、第1に今日の山村地域の解体的な状況のもとでの「地域づくり」についてである。著者たちが主張するように今日の山村での「地域づくり」は、富と人間の再生産の保障を実現する地域づくりが重要であり、「地域づくり」が課題提起だけでなく、地域の経済事業としても成功させていく必要があり、それが協同組合とりわけ農協の果すべき役割はこれまで以上に大きくなっているとの主張はそのとうりであると思う。本書では、この成功事例として西土佐村や蓋井島の例が紹介されている。ただし、この両地域とも一般的の労働市場から離れている地理的にはかなり遠隔地にあり、一般事例にするには、少し難しいのではないかと思われる。もう少し一般化しやすい事例があればより説得力をを持つと思われる。またハリマー宮農協の紹介の場合もどちらかといふと“地域文化活動”についての紹介であって地域の経済事業としての説明は弱いように思われる。

第2に「地域づくり」と農協の事業との関係についてである。農協は地域の農民の協同の組織であり、農協が地域の農民の要求に応えて「地域づくり」のさまざまな活動をするのはある意味では協同組合としては当然のように思われる。ただし、協同組合は組合員の

組織であると同時に経済事業体であり、経営体としてある程度の利益をあげなくてはやっていけない。いくら理念が崇高で地域のためがんばっていたとしても経営体として倒産してしまったのでは協同組合として存続しえない。最近では協同組合の倒産は日本では比較的めずらしいが、欧米の生協などではけっして珍しくない。また農協を中心とした“地域の文化活動”なども農協の経営事業の安定性が前提として不可欠である。それゆえ、本書で言われている農協を中心とする「地域づくり」も農協の経済事業の発展とむすびつかないと一般化は難しいと思われる。この点をもう少し深めて欲しいと思う。

さらに「産直」についても、今日の外国農産物の大量輸入、市場経済の大規模流通のもとで、消費者教育としてはともかく、経済事業としてどこまで成功し、今日の大規模市場流通に対抗できて可能性をもっているかについては疑問である。「産直」がこれまでの市場流通のあり方に対する反省材料は提供しているもののこれが、今日の市場流通にとってかわるとは私にはとても思えない。

第3に農協の合併問題についてである。これは今後の金融自由化をひかえて避けて通れない問題であり、現実に猛烈な勢いで合併がすすんでいる。そして、これに動搖して農協職員の中堅幹部が退職する事態も少なくないようである。

農協合併は、著者たちが指摘しているような「地域づくり」の拠点の放棄につながり、これによって農協労働者の人員削減を加速化させ、さらには農協職員のやる気をいっそう失なわせることになりかねない。だから、労働組合としてはそうならないように運動を強めるのは当然である。ただし、今日のきびしい経済事情のなかで農協が経営体として、生き残っていくにある程度の合併は不可避であろうと思われる。それは農協の經

営幹部の多少の無能さもあるかも知れないが、それよりむしろ今日の経済事情がそうさせているとみるべきであろう。実際に今後、農協が生き残っていくには事業規模がある程度なければ、魅力のある経済事業もできないと思われる。

協同組合といえども経済事業はある程度の規模でやらないと合理的な経営是不可能である。それは資本の点でも、人的配置の点でもそうである。農協合併によって農協職員の大幅な人員削減を許さなければ、人的配置などでいま以上に専門性を強めるような合理的な配置が可能になるかもしれない。

また、農協合併は組合員民主主義の点で問題になるかもしれないが、これも生協などの経験では大

規模になれば組合員民主主義が必ずダメになるとはいえない。確かに大規模になれば直接民主主義的なやり方は困難であり、それに代わる新たな方法を考えなくてはいけないが、分権化などの方法でやり方はいろいろ考えられると思われる。その点で小寺氏が述べている現在の支所と本所の関係の見直し、支所の役割の見直しは重要な課題になると思われる。

最後に、本書では執筆者の専門の関係で井本氏しか触れていない生協の問題について触れておこう。今日の生協は、農協ほど地域経済に影響力はない。それゆえ、「地域づくり」については、生協はまだ一部の大規模生協以外、ほとんど影響力をもっていない。

しかも、大店法の改正のもとで今後、生協の経営はいっそう厳しくなることが予想される。現在、生協は共同購入が頭打ちになりつつあり、各地域生協は共同購入形態から店舗形態への移行期にある。しかもこれまでユープこうべなどの例外を除けば、生協は店舗形態ではあまり成功しているとはいえない。店舗形態への移行に失敗すれば当然、倒産する生協も出てくるのではないかと思われる。80年代比較的順調に発展してきた生協も農協同様に今後は生き残るためにきわめて厳しい状況に追い込まれると思われる。

(江尻 彰 所員 大阪支部)

読者からのたより

いっきに読めた宮本インタビュー
『経済科学通信』は、私が学者・研究者でない上、不勉強なため、内容にむずかしいものが多くあまり読んでいないのですが、「研究者群像」は比較的よく読んでいます。宮本先生は講演でも著書でもとてもわかりやすい内容が多く、65号、66号は興味深く読みました。とくに66号は従来の「研究者群像」の記事とはやや異なり、理論的な解説もあっていっきに読んだしたい。ただ10ページの右側、一番上の行にある「運動する」というのがわかりません。「運動」のミス・

プリかと思ったのですが。「資本が運動する」という表現を経済学では使うのでしょうか。教えていただければありがたいです。

(岡部達男 63歳・無職)

*経済学では、資本を運動の主体としてとらえるので、しばしば「資本が運動する」という表現を用いています。(編集局)

金融問題の特集を

編集後記に「身近な生活の基盤にねぎした題材」と書いておられました。最近の風潮を考えるに、「財テク、是か非か? 金融改革と庶民生活」や、「どうする、どうなる保険と年金」といった特集はどうでしょうか。このような話題に関する雑誌や新刊書がよく目につきます。

(角田知生 33歳・高校教師)

編集局からのお知らせ

『経済科学通信』編集局では、読者とのコミュニケーション、読者相互の交流を広げていくために、読者の声の欄を抜本的に強化していこうと議論しています。『通信』を読んでの感想、内容への意見、身近な出来事その他どんな内容でもおおいに歓迎です。添付している葉書を使って、400から800字前後で編集局に送って下さい。投稿が増えれば、掲載のスペースもそれにあわせてどんどん大きくしていく予定です。採用分については、所員・所友・所外を問わず、薄謝(500円の図書券)を進呈いたします。皆さんの積極的な投稿を期待いたします。

●書評

池上惇・林健久・淡路剛久編

『21世紀への政治経済学

——政府の失敗と市場の失敗を越えて——』

有斐閣 6200円

はじめに

60年代から70年代の最も大きな社会運動は住民運動と革新自治体であった。この時代、住民運動の掲げた課題は公害、現代的福祉、地方自治であったが、こうした課題を社会資本論、都市論、公害論、都市財政論などによって、住民運動や自治体労働運動に理論的政策的影響を与え続けてきたのが宮本教授であった。たとえば、公共投資の産業基盤のための投資から生活基盤への転換などという政策は社会資本論の成果によっている。そして、70年代の地方財政危機、高度成長から低成長への移行のなかでシビルミニマムの限界を越える新しい地域の理論として内発的発展論、公共性論や地方自治論を提起し新しい地域と自治体論をいち早く提案したのも氏であった。

その意味では経済の外部問題として扱われてきた社会資本、国家、都市、環境問題を「容器の政治経済学」として体系化してきた宮本経済学の社会的実践的意義はきわめて大きい。

同時に、今日現代資本主義のさまざまな矛盾と資本主義を超えるはずであった社会主义の崩壊という現代世界の激震を読み解いていく理論と政策の展望が求められていること、その点で宮本憲一氏がどのような提起をするのかといった点に強い関心がもたれている。

本書の内容

本書はこうした宮本経済学の意義を確認しつつ時代の転換に立ち向かう政治経済学の確立を目指し社会科学、自然科学分野の21人の執筆者によって学際的に書かれたものである。

その構成は序章21世紀への政治経済学、第I部現代国家と自治体

の政治経済学、第II部現代国家の改革と地方自治、第III部環境と開発、第IV部新しい経済発展方式としての内発的発展、終章現代社会と地方自治、及び宮本憲一教授に聞く、という構成になっている。

容器の経済の今日的な意義と到達点それを踏まえた21世紀にむけた容器の政治経済学の展望を論じている序章と終章にはさまれて各部では国家、税制改革、社会資本、事務再配分、地方財政、福祉国家、イギリス福祉国家、アメリカ財政、公務労働、環境と開発、環境便益評価、環境の絶対的損失、環境教育、経済発展と環境、発展途上国の環境問題、農業と環境、都市システム、内発的発展、地方自治などの容器の各論を検討している。

本書は宮本憲一先生の還暦祝いの論文集ということもあって一貫した論理に貫かれているとはいえないが、「ソ連型社会主义、福祉国家、新自由主義といった20世紀的な諸体制が、程度の違いはある、どれもゆきづまりに直面し、体制改革の課題に突き当たっているのである、これらの諸体制を裏づけたマルクス主義、新自由主義、ケインズ主義などの政治経済学もやはり有効性的の限界にぶつかっている」こと、それゆえ21世紀に向かって新しい体制=政治経済のしくみを発見していくための政治経済学を宮本教授の容器の経済学を手がかりに再構築しようという問題意識（加茂利男）を共有しているといってよいだろう。

ここでは、各論には立ち入らず宮本経済学の意義と課題を総括的に展開している序章と終章の中村、加茂氏の論考を簡単に紹介しよう。

なぜ体制横断的な危機が生まれ

たのだろうか。加茂教授によれば産業構造の変化とグローバリゼーションの波にこれまでの経済的歴史的な枠組みや容器、中間システム（資本形成構造、産業構造、地域構造、交通体系、生活様式、国家の公共的介入の態様）が適応できなくなっているからである。また、マルクス経済学、ケインズ経済学や新自由主義経済学が有効性的の限界にぶつかっているのはこのような経済を媒介する容器や中間システムをその理論のなかに組み込んでいたからためであり、そこに宮本理論の独自性がある。

同時に中村教授によれば現代世界は、政治経済的の転換を促迫させる3つの波（ポスト工業化、経済・インダストリアリズム・環境のグローバル化、市場と政府の失敗を超える体制改革）によって、経済活動が容器を規定する時代から容器が経済活動を規定する時代に入ったのであり、転換を促す容器の意義と改革構想が必要になっているのである。

それは、ポスト工業社会ではそれをリードする科学技術や知識、情報という公共財の管理と運営をめぐって公共部門の役割がより重要なこと、グローバル化のもとでは国民国家を超える国際公共部門と地域の意義が増し、地球環境と地域環境に規定された経済システムが必要になること、そして体制改革の波は地方自治を基礎とした分権型福祉国家を生み出すだろう、というものである。

本書は「21世紀の政治経済学」ではなく「への」というように21世紀に向けた政治経済学の課題の提起である。それだけに、容器の意義を確認しつつ、その容器に規定される市場のあり方とその市場と容器の関係、それを担う主体（企業や市民、労働者）などについての理論化とそれを踏まえた現代経済学（現代資本主義と社会主义）の体系化が望まれる。

（西堀喜久夫 所友
大阪自治体問題研究所）

●書評

有井行夫著

『株式会社の正当性と所有理論』

青木書店 5150円（税込み）

著者は修士論文「『所有と機能の分離』と機能資本家規定一株式会社序論」（東京都立大学『経済と経済学』第36号、1975年11月）以来、株式会社論の問題設定の再転換とマルクスの社会システム理論の原状回復とを主張してきた。その著者が、初期マルクスにおける労働からの社会の発生論的存立論（疎外された労働論）にそくして、生産論的社会システム理論を展開したのが前著『マルクスの社会システム理論』（有斐閣、1987年）であったとすれば、マルクスの「所有と機能の分離」論にそくして、人格論的社会システム理論を展開したのが本書『株式会社の正当性と所有理論』である。

「独自な対象の独自な論理」（マルクス）をつかむ点でどこまでも分析的な本書に印象風の紹介はふさわしくないが、本書を読んで真っ先に思ったのは設定された問題自体の強烈な現代性である。序章にいうように、著者の解こうとする問題は、この国の国民が発している「土地はだれのものか」、「企業はだれのものか」、「国家はだれのものか」という問いに直結している。たとえば、最近年の地価暴騰が「土地はだれのものか」という疑問をよびおこしたのは、それが中心部の土地所有の法人化を明るみに出したからであった。また、今日「国家はだれのものか」という疑問をよびおこしているのは、人ならぬ法人が金の力で政治を買収する企業の政治献金である。いずれのばあいも問題の中心に位置するのは株式会社である。

「企業はだれのものか」という問いは、株式会社の正当性の問題と直にかかわっている。株式会社が人々にたいして所有者として振

舞うことを正当化させているのは、株式会社のたてまえ上の実体としての生きた私的所有者、すなわち株主の存在である。しかし、株式会社の現実の実体は、生きた私的所有者としての株主ではなく、際限なく自己増殖運動をつづける物象的主体、すなわち資本である。資本のシステムとしての現代社会は、人々の行動が自己増殖運動をつづける物象的主体に振り回されるという点では「物象のシステム」であり、自由な諸個人の相互承認と合意によって社会が形成されているという点では「人格のシステム」であるが、株式会社では「人格のシステム」にたいして「物象のシステム」を正当化する私的所有（株式所有、株主総会）が形骸化しているために、「物象のシステム」と「人格のシステム」は他のどの場面以上に疎遠に引き裂かれている。こうして「人格のシステム」と「物象のシステム」の背後に、対立的形態においてではあるが、「労働のシステム」があることがあらわになるとともに、社会的存在としての企業の実体的な公共性がむきだしになる。それゆえにこそ、いま、「企業はだれのものか」という問い合わせが発せられているのである。

著者の問題設定がすぐれて現代的であるからといって、本書における「現代」を独占資本主義論や国家独占資本主義論のいう段階論的な「現代」と同一視してはならない。本書の「現代」は、資本主義の古典的構造と切断された「現代」ではなく、不斷に再発生する資本のシステムにおいてマルクスの対象とした「現代ブルジョア社会」と本質的に同一の「現代」であり、「古典的構造の徹底」にもと

づく古典的構造の矛盾の顕在化」であるような「古典的構造の局面としての歴史的現代」である。

この見地は、私的所有の展開された形態である株式会社に資本のシステムの「自己批判」の展開をみる見地に通じている。たとえば著者が資本のシステムの3つの存在相、(a)【人格のシステム】(b)【物象のシステム】(c)【労働のシステム】に対応して、株式会社を(a)【私的所有者の結合としての株式会社】(b)【資本としての株式会社】(c)【社会的生産としての株式会社】という相でとらえるとき、そこには次のような資本のシステムの自己批判が看取されている。

「資本のシステムとは、私のバリアーの向こう側に、労働する諸個人が、不斷に、自己の労働の普遍性を対象化し……不斷に、社会的なもの・共同性〔Gemeinwesen〕を、共同的な生産実体を形成するシステムなのだ」（345ページ）。

この自己批判の論理の把握は徹底した民主主義論で貫かれている。著者によれば、民主主義がそこから始まる自由な人格による自覚的な社会形成は、意識においても、資本のシステムが共同体的生産を解体し人々が商品所持者・私的所有者として登場するところから始まる。「所有と機能の分離」によって、資本家に代わり管理人（労働者的経営者）をもつくる株式会社は、資本の自己形態・正当化形態である私的所有を突き抜けて、労働者による生産の管理を日程にのぼらせる。ここでは民主主義は資本のシステムの限界をこえて社会主義に突き進む。

株式会社論の問題設定の再転換によって、あまりに多くの抜き差しならない問題をかかえこんだ本書を読み終えて、マルクスの社会主義論は民主主義論であることを痛感した。

（森岡孝二 所員 関西大学）

編集後記

▶みなさん好評の「研究者群像」の連載が続いています。しかし、これまで連載していた『歴史の探求』は前号で終了（最後に書いたのが自分であったことに不思議な思いを感じますが）となり、長らく休載していた『古典を読む』も、今号は掲載できましたが、次号以降での連載の困難性が予想される状況です。連載ものの継続のむずかしさを非常に強く感じます。編集局としても誰に要請するかを考えるのに苦労しますし、要請された側としても、気楽な気持ちで書けないテーマとなると、なかなか要請には応えられないようです。

ある程度気楽な気持ちで書ける連載ものにできないか、編集局でも知恵を絞っていきます。しかし、読者の皆さんからも、今までの連載ものに対する意見や感想、今後こんな連載があったらというよう

な要望などが『読者の声』として多数あったならば、非常に参考になります。

▶読者欄でも案内していますが、今後、所員・所友・所外問わず、『読者の声』に掲載したはがきについて500円の図書券を進呈することになりました。所員の方も多数、『通信』の内容や編集のあり方について意見や感想を寄せられることをお願いいたします。

▶今号の特集は二つあり、一つ目は「女と男の経済学」です。女と男の問題といえば、誰にとっても身近な問題であり、関心のある問題です。なかには「ドキッ」とされる方もいるかと思います。そういう問題に経済学の対象として正面からアプローチしている興味深い論文が盛り込まれています。

二つ目は、「現代日本資本主義論争に向けて」です。現代の日本

資本主義をどうみるかという大きな問題にかかわって、基礎研の春の研究大会記念講演での伊藤誠氏の報告の内容も含めて、意欲的な論文を掲載しています。

今号の特集は、バラエティーにとみ、しかも魅力的な内容が盛りだくさんです。

(高橋)

66号のお詫びと訂正

目次12行目の「大沼・山田・鈴木・山田著」は、「大沼・安井・鈴木・山田著」の間違い、研究者群像の4ページ左段11行目の、「岩波書店の社長の安井(良介)」は、「安江(良介)」の間違い、同じく4ページ右段下から12行目の「鈴木武雄さん」は「鈴木武夫さん」の間違いでした。謹んで訂正申し上げ、お詫びといたします。

経済科学通信 (季刊) 第67号 1991年7月10日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
(〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)
振替京都 8-1972 TELおよびFAX(075)255-2450

編集責任者

重森 曜

編集局

芦田 亘	梅原 英治	江尻 彰
角田 修一	重森 曜	高橋 信一
高山 新	小西 豊	西田 達昭
松野 周治	森岡 真史	

印刷所

新日本プロセス株式会社
(〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL(075)661-5688

価格 1部 1,000円

定期購読料 (年間4冊分) 3,600円 (郵送料を含む)

池上 慎一〇著

¥3200

三井逸友〇著

〔青木教養選書〕¥2800

経済学 理論・歴史・政策

A・スミス以降の経済学の発展と近・現代の歴史に学んで、「通説」を見直し、見過ごされてきたものに「光」をあてて、現代に、生きた理論を独創的に提示する――経済学を「陰鬱な科学」から解放する『人間発達と文化の経済学』のすすめ。

有井行夫〇著

¥5000

株式会社の正当性と所有理論

「独自の社会関係としての所有」を、現代巨大株式会社に顕現している所有問題の意義と資本主義的生産によって不斷に根拠づけられている私的所有の原理的な意義との内的な相関において、理論的実践的に追求する。気鋭による渾身の力作。

情報化と技術者

青水 司〇著

¥2500

現代経済学入門 第2版

松石勝彦〇著

〔青木教養選書〕¥2500

現代資本主義の生産力構造

久野国夫〇著

¥2400

社会主義の生産力はなぜ資本主義と比較して劣るのか。この単純な疑問を問題意識の起点として、「生産力」概念を再検討するとともに、第二次大戦後の資本主義を機械段階からオートメーション段階への大転換期として把握する独自の現代生産力論を統計的実証的に展開する。

現代経済と中小企業

●理論・構造・実態・政策●外注・下請管理政策など日本の中・小企業をめぐる今日的「問題状況」をふまえて、

日本経済におけるその位置づけを試みる。さらに、国際分業のなかでの中小企業の役割・評価、技術革新・情報化社会における中小企業の存立条件などを解明する。

日本の技術者の労働過程・労働内容を、情報産業に例をとつて詳細に分析し、現代資本主義に普遍的なものと特殊日本的な状況とを鮮明に別快――技術労働の具体的な姿をとおして『企業社会日本』の現実を照射する気鋭の労作。

現代日本経済の最新データを素材に、経済学の基礎理論を平易に叙述――『資本論』第一巻の解説書にして、現代経済の入門テキスト。創意と工夫をこらし商品、貨幣、絶対的・相対的剩余価値、労働賃金、資本の蓄積過程を全7章で論述――データー新・大幅改訂の第2版。

青木書店

東京都新宿区早稲田鶴巣町538 [〒162] 【価格税別】
電話:03-3202-3999 FAX:03-3204-1187